銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項

（平成二十六年金融庁告示第七号）

目次

第一章　定義（第一条）
第二章　国際統一基準行等における開示事項（第二条―第九条）
第三章　国内基準行等における開示事項（第十条―第十七条）
附則

第一章　定義

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　国際統一基準行　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行をいう。

二　国内基準行　自己資本比率告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。

三　国際統一基準持株会社　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下「持株自己資本比率告示」という。）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行をいう。

四　国内基準持株会社　持株自己資本比率告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。

五　連結レバレッジ比率　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年

金融庁告示第十一号。以下「レバレッジ比率告示」という。）第二条第一項に規定する連結レバレッジ比率をいう。

六　単体レバレッジ比率　レバレッジ比率告示第五条第一項に規定する単体レバレッジ比率をいう。

七　持株レバレッジ比率　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十二号。以下「持株レバレッジ比率告示」という。）第二条第一項に規定する持株レバレッジ比率をいう。

八　TLAC規制対象銀行　銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第八号。以下「銀行TLAC告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行をいう。

九　TLAC規制対象銀行持株会社　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第九号。以下「銀行持株会社TLAC告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行持株会社をいう。

2　前項に規定するもののほか、この告示において使用する用語は、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、レバレッジ比率告示、持株レバレッジ比率告示、銀行TLAC告示及び銀行持株会社TLAC告示において使用する用語の例による。

第二章　国際統一基準行等における開示事項

（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）

第二条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率に関

する開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。

一　自己資本の充実度に関する評価方法の概要

二　銀行全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

三　信用リスク（第五号に規定するもの並びに第六号及び第六号の二のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項

イ　リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ　会計上の引当て及び償却に関する基準の概要

ハ　標準的手法採用行にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合にあっては、その理由を含む。）

ニ　内部格付手法採用行にあっては、次に掲げる事項

（1）　信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD（標準的手法が適用されるポートフォリオにあっては、エクスポージャーの額。以下（1）において同じ。）がEADの総額に占める割合

（2）　内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯

（3）　内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要

(i)　資産区分ごとの格付付与手続

(ii)　パラメーター推計（PD、LGD及びEADの推計をいう。）及びその検証体制

(iii)　内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制

（4）　標準的手法が適用されるエクスポージャー（第五項に規定する定量的な開示事項のうち、別紙様式第二号第三十八面により作成するものに係るエクスポージャーに限る。）について、次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準

(i)　ソブリン向けエクスポージャー

(ii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iii)　株式等エクスポージャー

(iv)　購入債権

(v)　事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）

(vi)　中堅中小企業向けエクスポージャー

(vii)　居住用不動産向けエクスポージャー

(viii)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(ix)　その他リテール向けエクスポージャー

(x)　特定貸付債権

(xi)　事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け

（５）　（１）から（４）までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項

内部格付手法を段階的に適用する計画がない場合	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	一　使用する内部格付手法の種類 二　内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲
	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	一　使用する内部格付手法の種類 二　内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三　内部格付手法の適用を除外する事業単位（多数である場合にあっては、主な事業単位）又は資産区分の範囲
内部格付手法を段階的に適用する計画がある場合	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	一　使用する内部格付手法の種類 二　内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三　当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲 四　前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類

	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	一　使用する内部格付手法の種類 二　内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三　当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲 四　前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類 五　内部格付手法の適用を除外する事業単位（多数である場合にあっては、主な事業単位）又は資産区分の範囲

四　信用リスク削減手法（派生商品取引、レポ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引（次号において「派生商品取引及びレポ形式の取引等」という。）に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

五　派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパーティ信用リスク」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要（当該カウンターパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む。）

六　証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項

イ　リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ　自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第三百二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ　証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ニ　契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響

ホ　証券化取引に関する会計方針

ヘ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格

付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合にあっては、その理由を含む。）

ト　内部評価方式を使用している場合には、その概要

六の二　CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ　CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA―CVA、完全なBA―CVA、限定的なBA―CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

ロ　CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

ハ　SA―CVA採用行にあっては、次に掲げる事項

（１）　CVAに関するリスク管理体制の概要（取締役等の関与の仕組みを含む。）

（２）　CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告の状況並びにCVAエクスポージャー計測モデル検証部署及び内部監査部署の関与の状況を含む。）

七　マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ　リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

（１）　リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

（２）　トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）

（３）　トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項

(i)　当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値

(ii)　当該振替の理由

（４）　内部取引担当デスクのリスク移転の状況

ロ　報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

ハ　トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門を含む。）の構造及び保有する商品の種類（内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。）

ニ　期待ショート・フォールモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）

（１）　適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）

（２）　主要なトレーディング・デスクのうちストレス期待ショート・フォール（SES）によりマーケット・リスク相当額を算出するものの概要

（３）　マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）

（４）　概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及び市場混乱時の特定方法等を含む。）

（５）　使用するデータの更新頻度

（６）　重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）

ホ　モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

ヘ　DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

（１）　適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）

（２）　概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、PDの前提及びエクスポージャーのネッティングの方法を含む。）

（３）　自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（自己資本比率告示第二百七十七条第三項各号に掲げる要件を含む。）

ト　モデル検証部署による内部モデル方式の設計及び運用に係る検証、一般的な手法、各種の前提並びに評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

八　オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　BIの算出方法

ハ　ILMの算出方法

ニ　オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無（事業部門を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

ホ　オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特

殊損失の有無（特殊損失を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

九　信用リスク・アセットの額の算出対象となっている株式及び自己資本比率告示第七十六条第二項に規定する株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー（以下「出資等又は株式等エクスポージャー」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人のうち、不動産に対する投資を目的とするもの（以下「不動産投資法人」という。）への出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定に係る基準を含む。）

十　金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別紙様式第二号第二十六面、第二十七面及び第二十九面、別紙様式第四号第二十一面から第二十三面まで並びに別紙様式第十一号の二を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　金利リスクの算定手法の概要

十一　貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明（別紙様式第十三号により作成するものとする。）

十二　自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、この項の規定は、適用しない。

一　信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号及び第六号の二のリスクに該当するもの並びに次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項

イ　次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳

（1）　地域別

（2）　業種別

（3）　残存期間別

ロ　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号）第四条第二項、第三項又は第四項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及

び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

（１）　地域別

（２）　業種別

ハ　延滞期間別のエクスポージャーの期末残高

ニ　経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第四条第二項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第三項に規定する危険債権又は同条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当するものを除く。）に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額

二　リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。第十条及び第十二条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。第十条及び第十二条において同じ。）が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ　自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ　自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ　自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ　自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ　自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポー

ジャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

5　第一項の定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第一面及び第三十面に限る。）により作成するものとする。

6　第一項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　単体レバレッジ比率の構成に関する事項

二　前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

7　前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第三号により作成するものとする。

（単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）

第三条　規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この条及び第十一条において同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。

3　前条第三項（第三号ニ（4）及び第十一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の」とあるのは「次条第一項の」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第三号中「第五号に規定するもの並びに第六号及び第六号の二のリスク」とあるのは「派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク、証券化取引に係るリスク並びにCVAリスク」と、同号ニ（4）中「第五項」とあるのは「次条第四項において読み替えて準用する第五項」と、「別紙様式第二号第三十八面」とあるのは「別紙様式第四号第三十面」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。

4　前条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第四項第二号中「いう。第十条及び第十二条において

同じ」とあるのは「いう」と、同条第五項中「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第四号」と、「第三十面」とあるのは「第二十四面」と読み替えるものとする。

5　前条第六項及び第七項の規定は、第一項の単体レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同項第二号中「前事業年度」とあるのは、「前中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。）」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

第四条　規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）並びに同号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準に係る事項（TLAC規制対象銀行の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項、連結レバレッジ比率に関する開示事項及びTLACに関する開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ　自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この号において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に規定する連結の範囲（特例企業会計基準等適用法人等（規則第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。）にあっては、その採用する企業会計の基準における連結の範囲。以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ　連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ　自己資本比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ　連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グル

ープに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ　連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二　前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ（１）中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同号ニ（４）中「第五項」とあるのは「第四条第四項第二号において読み替えて準用する第五項」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第八号ニ中「事業部門」とあるのは「連結子法人等又は事業部門」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と読み替えるものとする。

４　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　その他金融機関等（自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称及び所要自己資本を下回った額の総額

二　前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるの

は「次に掲げる事項とする」と、同項第二号中「いう。第十条及び第十二条において同じ」とあるのは「いう」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

5　第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二　前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

6　前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成するものとする。

7　第一項のTLACに関する開示事項は、次に掲げる事項とし、別紙様式第十五号により作成するものとする。

一　外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項

二　内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項

三　外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項

（連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項）

第五条　規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第八条、第十三条及び第十六条において同じ。）に係るものに限る。）並びに同号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準に係る事項（TLAC規制対象銀行の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項、連結レバレッジ比率に関する開示事項及びTLACに関する開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3　第二条第三項（第三号ニ（4）及び第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項中「第一項の」とあるのは「第五条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に

掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第三号中「第五号に規定するもの並びに第六号及び第六号の二のリスク」とあるのは「派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク、証券化取引に係るリスク並びにCVAリスク」と、同号ニ（４）中「第五項」とあるのは「第五条第四項において読み替えて準用する第五項」と、「別紙様式第二号第三十八面」とあるのは「別紙様式第四号第三十面」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と、前条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

４　第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに前条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号中「いう。第十条及び第十二条において同じ」とあるのは「いう」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

５　前条第五項及び第六項の規定は、第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、同項第二号中「前連結会計年度」とあるのは、「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

６　前条第七項の規定は、第一項のTLACに関する開示事項について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

（銀行における四半期の開示事項）

第六条　規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準行に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とす

る。

一　自己資本の構成に関する開示事項

二　自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier１資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるTier２資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要

三　自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

四　自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に関する開示事項

五　自己資本比率告示第十四条及び第十四条の二に規定する基準に関する開示事項

六　単体レバレッジ比率の構成に関する事項

七　前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

八　単体レバレッジ比率に関する事項

２　規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係るものに限る。）及びTLACに関する事項（TLAC規制対象銀行に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一　自己資本の構成に関する開示事項

二　自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier１資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるTier２資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要

三　自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

四　自己資本比率告示第二条各号の算式における分母の額に関する開示事項

五　自己資本比率告示第二条及び第二条の二に規定する基準に関する開示事項

六　採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結自己資本比率の対比及び要因分析（当該連結自己資本比率に著しい差異がある場合に限る。）

七　連結レバレッジ比率の構成に関する事項

八　前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

九　連結レバレッジ比率に関する事項

十　採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結レバレッジ比率の対比及び要因分析（当該連結レバレッジ比率に著しい差異がある場合に限る。）

十一　銀行TLAC告示第二条に規定する外部TLAC比率に関する開示事項

十二　その他外部TLAC調達手段に関する契約内容の概要

十三　その他外部TLAC調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

3　第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号並びに前項第二号及び第十二号に掲げる事項は別紙様式第七号により、第一項第四号及び前項第四号に掲げる事項は別紙様式第八号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係る第一項第四号に掲げる事項にあっては、第一面に限る。）により、第一項第五号及び第八号に掲げる事項は別紙様式第九号により、同項第六号に掲げる事項は別紙様式第三号により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第五号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第十一号に掲げる事項は別紙様式第十六号により、それぞれ作成するものとする。

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第七条　規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）並びに同号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準に係る事項（TLAC規制対象銀行持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項、持株レバレッジ比率に関する開示事項及びTLACに関する開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ　持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この号において「持株会社グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ　持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ　持株自己資本比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ　持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ　持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二　前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「持株会社グループ（持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ（１）中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同号ニ（４）中「第五項」とあるのは「第七条第四項第二号において読み替えて準用する第五項」と、同項第六号ロ中「自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第三百二条の二第二項」とあるのは「持株自己資本比率告示第二百二十六条第一項第一号から第四号まで（持株自己資本比率告示第二百八十条の二第二項」と、同号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（当該持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該持株会社グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「自己資本比率告示第十四条

各号」とあるのは「持株自己資本比率告示第二条各号」と、同項第八号ニ中「事業部門」とあるのは「連結子法人等又は事業部門」と、同項第九号中「株式及び自己資本比率告示第七十六条第二項に規定する株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー（以下「出資等又は株式等エクスポージャー」という。）」とあるのは「株式及び持株自己資本比率告示第五十四条第二項に規定する株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と読み替えるものとする。

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　その他金融機関等（持株自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二　前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号中「（自己資本比率告示第七十六条の五」とあるのは「（持株自己資本比率告示第五十四条の五」と、「いう。第十条及び第十二条において同じ」とあるのは「いう」と、「（自己資本比率告示第百六十七条」とあるのは「（持株自己資本比率告示第百四十五条」と、同号イ中「自己資本比率告示第七十六条の五第二項」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項」と、「自己資本比率告示第百六十七条第二項」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第二項」と、同号ロ中「自己資本比率告示第七十六条の五第六項」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項」と、「自己資本比率告示第百六十七条第七項」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第七項」と、同号ハ中「自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号」と、「自己資本比率告示第百六十七条第十項第一号」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第一号」と、同号ニ中「自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号」と、「自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号

」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第二号」と、同号ホ中「自己資本比率告示第七十六条の五第十項」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項」と、「自己資本比率告示第百六十七条第十一項」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第十一項」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

5　第一項の持株レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　持株レバレッジ比率の構成に関する事項

二　前連結会計年度の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

6　前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成するものとする。

7　第一項のTLACに関する開示事項は、次に掲げる事項とし、別紙様式第十五号により作成するものとする。

一　外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項

二　内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項

三　外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項

（銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項）

第八条　規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）及び同号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準に係る事項（TLAC規制対象銀行持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項、持株レバレッジ比率に関する開示事項及びTLACに関する開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3　第二条第三項（第三号ニ（4）及び第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。

この場合において、第二条第三項中「第一項の」とあるのは「第八条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第三号中「第五号に規定するもの並びに第六号及び第六号の二のリスク」とあるのは「派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク、証券化取引に係るリスク並びにCVAリスク」と、同号ニ（４）中「第五項」とあるのは「第八条第四項において読み替えて準用する第五項」と、「別紙様式第二号第三十八面」とあるのは「別紙様式第四号第三十面」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と、前条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

４　第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに前条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号中「（自己資本比率告示第七十六条の五」とあるのは「（持株自己資本比率告示第五十四条の五」と、「いう。第十条及び第十二条において同じ」とあるのは「いう」と、「自己資本比率告示第百六十七条」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条」と、同号イ中「自己資本比率告示第七十六条の五第二項」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項」と、「自己資本比率告示第百六十七条第二項」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第二項」と、同号ロ中「自己資本比率告示第七十六条の五第六項」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項」と、「自己資本比率告示第百六十七条第七項」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第七項」と、同号ハ中「自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号」と、「自己資本比率告示第百六十七条第十項第一号」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第一号」と、同号ニ中「自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号」と、「自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第二号」と、同号ホ

中「自己資本比率告示第七十六条の五第十項」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項」と、「自己資本比率告示第百六十七条第十一項」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第十一項」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5　前条第五項及び第六項の規定は、第一項の持株レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、同項第二号中「前連結会計年度」とあるのは、「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

6　前条第七項の規定は、第一項のTLACに関する開示事項について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第九条　規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準持株会社に係るものに限る。）及びTLACに関する事項（TLAC規制対象銀行持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

一　自己資本の構成に関する開示事項

二　自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、持株自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるTier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要

三　自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

四　持株自己資本比率告示第二条各号の算式における分母の額に関する開示事項

五　持株自己資本比率告示第二条及び第二条の二に規定する基準に関する開示事項

六　採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結自己資本比率の対比及び要因分析

（当該連結自己資本比率に著しい差異がある場合に限る。）

七　持株レバレッジ比率の構成に関する事項

八　前四半期の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

九　持株レバレッジ比率に関する事項

十　採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結レバレッジ比率の対比及び要因分析（当該連結レバレッジ比率に著しい差異がある場合に限る。）

十一　銀行持株会社TLAC告示第二条に規定する外部TLAC比率に関する開示事項

十二　その他外部TLAC調達手段に関する契約内容の概要

十三　その他外部TLAC調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

2　前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第二号及び第十二号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第四号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第五号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第十一号に掲げる事項は別紙様式第十六号により、それぞれ作成するものとする。

第三章　国内基準行等における開示事項

（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）

第十条　規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第十一号により作成するものとする。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

二　銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

三　信用リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（（３）については、内部格付手法採用行に限る。）

（１）　リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）

（２）　エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

（３）　次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準（開示を要するエクスポージャーは、自己資本比率告示第五十六条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。）

(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　居住用不動産向けエクスポージャー

(v)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi)　その他リテール向けエクスポージャー

(vii)　株式等エクスポージャー

(viii)　特定貸付債権

(ix)　購入債権

ハ　内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

（１）　使用する内部格付手法の種類

（２）　内部格付制度の概要

（３）　次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(v) 及び (vi) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

（iii）　金融機関等向けエクスポージャー

（iv）　居住用不動産向けエクスポージャー

（v）　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

（vi）　その他リテール向けエクスポージャー

四　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

五　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

六　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ　自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第三百二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ　信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ　証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ヘ　銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ト　銀行の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ　証券化取引に関する会計方針

リ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ　内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル　定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

六の二　CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ　CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA―CVA、完全なBA―CVA、限定的なBA―CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の

概要

ロ　CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

ハ　SA―CVA採用行にあっては、次に掲げる事項

（１）　CVAに関するリスク管理体制の概要（取締役等の関与の仕組みを含む。）

（２）　CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告の状況並びにCVAエクスポージャー計測モデル検証部署及び内部監査部署の関与の状況を含む。）

七　マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ　リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

（１）　リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

（２）　トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）

（３）　トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項

(i)　当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値

(ii)　当該振替の理由

（４）　内部取引担当デスクのリスク移転の状況

ロ　報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

ハ　トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門を含む。）の構造及び保有する商品の種類（内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。）

ニ　期待ショート・フォールモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）

（１）　適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）

（２）　主要なトレーディング・デスクのうちストレス期待ショート・フォール（SES）によりマーケット・リスク相当額を算出するものの概要

（３）　マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用

いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）

（４）　概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及び市場混乱時の特定方法等を含む。）

（５）　使用するデータの更新頻度

（６）　重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）

ホ　モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

ヘ　DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

（１）　適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）

（２）　概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、PDの前提及びエクスポージャーのネッティングの方法を含む。）

（３）　自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（自己資本比率告示第二百七十七条第三項各号に掲げる要件を含む。）

ト　モデル検証部署による内部モデル方式の設計及び運用に係る検証、一般的な手法、各種の前提並びに評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

八　オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　BIの算出方法

ハ　ILMの算出方法

ニ　オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無（事業部門を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

ホ　オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

九　出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（不動産投資法人への出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定に係る基準を含む。）

十　金利リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　金利リスクの算定手法の概要

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ　信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額（ロからニまでの額を除く。）並びにこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

（1）　標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

（2）　内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i)　事業法人向けエクスポージャー

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　居住用不動産向けエクスポージャー

(v)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi)　その他リテール向けエクスポージャー

（3）　証券化エクスポージャー

ロ　内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

（1）　自己資本比率告示第七十六条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポージャー

（2）　（1）に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

ハ　リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

（１）　自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

（２）　自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

（３）　自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

（４）　自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

（５）　自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ　CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びCVAリスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額

（１）　SA―CVA

（２）　完全なBA―CVA

（３）　限定的なBA―CVA

（４）　簡便法

ホ　マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

（１）　マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びマーケット・リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額

(i)　簡易的方式

(ii)　標準的方式

(iii)　内部モデル方式

（２）　勘定間の振替分に係るマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセント

で除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額及び当該振替に係る所要自己資本の額（当該振替がある場合に限る。）

ヘ　オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の（１）から（３）までに掲げる場合の区分に応じ当該（１）から（３）までに定める事項

（１）　BIが千億円以下であり、かつ、ILMを一とする場合　BI及びBICの額

（２）　ILMを内部損失データ利用ILM（自己資本比率告示第三百六条第一項第一号に定める方法により算出したILMをいう。第十二条第四項第二号ヘ（２）において同じ。）とする場合　BI及びBICの額、ILMの値並びにオペレーショナル・リスク損失の推移

（３）　（１）及び（２）に掲げる場合以外の場合　BI及びBICの額並びにILMの値

ト　単体リスク・アセットの合計額（自己資本比率告示第三十七条の算式の分母の額をいう。第十四条第一項第三号において同じ。）及び単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第三十七条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。同号において同じ。）

二　信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ　信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ　信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

（１）　地域別

（２）　業種別又は取引相手の別

（３）　残存期間別

ハ　延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十一条に規定する延滞エクスポージャー及び自己資本比率告示第七十二条に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーをいう。第五号イ（２）並びに第十二条第四項第三号ハ及び第六号イ（２）において同じ。）の期末残高又はデフォルトした

エクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

（１）　地域別

（２）　業種別又は取引相手の別

ニ　一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）

（１）　地域別

（２）　業種別又は取引相手の別

ホ　業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ　標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

（１）　信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額（自己資本比率告示第六章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となるエクスポージャーの額（自己資本比率告示第七十八条に規定するオフ・バランス取引に係るものを除く。）をいう。以下この号及び第十二条第四項第三号において同じ。）

（２）　CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この号及び第十二条第四項第三号において同じ。）を適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この号及び同項第三号において同じ。）

（３）　信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

（４）　CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額

（５）　信用リスク・アセットの額

（６）　（５）に掲げる額を（３）及び（４）に掲げる額の合計額で除した割合

ト　標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条か

ら第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、適切なポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額（オン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額をいう。）並びにこの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

チ　標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（１）　信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

（２）　CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額

（３）　CCFの加重平均値（CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を（２）に掲げる額で除した割合をいう。）

（４）　CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額

リ　内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権について、自己資本比率告示第百五十三条第三項及び第五項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

ヌ　内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

（１）　事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー　債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法（内部格付手法のうち、自己資本比率告示第百四十七条第二項各号に掲げるエクスポージャーに該当しない事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いる手法をいう。以下この号及び第十号並びに第十二条第四項第三号及び第十一号において同じ。）

を適用する場合には、デフォルトしたエクスポージャーに係る$EL_{default}$を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合には、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

（２）　居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー　次のいずれかの事項

(i)　プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係る$EL_{default}$を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

(ii)　適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

ル　内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヲ　内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

三　信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ　標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）

（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

（１）　適格金融資産担保

（２）　適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ　標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

四　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ　与信相当額の算出に用いる方式

ロ　グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ　カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ　カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

ホ　担保の種類別の額

ヘ　担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト　与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ　信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

五　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

（１）　原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

（２）　原資産を構成するエクスポージャーのうち、延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

（３）　証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

（４）　当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

（５）　証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

（６）　保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（７）　保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（８）　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

（９）　自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10)　早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i)　早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii)　銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行

の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii)　銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(11)　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

ロ　銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

（１）　保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（２）　保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（３）　自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（４）　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

ハ　銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

（１）　原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

（２）　証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

（３）　当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

（４）　証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別

の内訳

（５）　保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（６）　保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（７）　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

（８）　自己資本比率告示第三百二条の二第二項の規定において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（９）　早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i)　早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii)　銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii)　銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

ニ　銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

（１）　保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（２）　保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（３）　自己資本比率告示第三百二条の二第二項の規定において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により

千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

五の二　CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ　BA―CVAを用いてCVAリスク相当額を算出する銀行にあっては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

（１）　完全なBA―CVA　自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める$K_{reduced}$及びK_{hedged}に割引係数（DS_{BA-CVA}）〇・六五を乗じて得た額を八パーセントで除して得た額並びにこれらの合計額

（２）　限定的なBA―CVA　自己資本比率告示第二百七十条の三の四の規定により算出する自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める$K_{reduced}$の算式における取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額並びに限定的なBA―CVAにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

ロ　SA―CVA採用行にあっては、自己資本比率告示第二百七十条の四の七第二項に定めるリスク・クラスごとに算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びにSA―CVAの対象となる取引相手方の先数

六　マーケット・リスクに関する事項

七　出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

（１）　上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下この号及び第十二条第四項第八号イにおいて「上場株式等エクスポージャー」という。）

（２）　上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

ロ　出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ　貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

ニ　貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ　株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

八　リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ　自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ　自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ　自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ　自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ　自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

九　金利リスクに関する事項

十　内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事項（内部格付手法採用行に限る。）

イ　信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー、自己資本比率告示第八章の二に規定するCVAリスク並びに自己資本比率告示第二百七十条の六各号に掲げるエクスポージャー（以下「中央清算機関関連エクスポージャー」という。）を除く。）に関する次に掲げる事項

（1）　内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額のうち、次に掲げるポートフォリオの信用リスク・アセットの額（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部

格付手法別の内訳を含む。）

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　居住用不動産向けエクスポージャー

(v)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi)　その他リテール向けエクスポージャー

(vii)　株式等エクスポージャー

(viii)　特定貸付債権

(ix)　購入債権

（２）　（１）(i) から (ix) までに掲げるポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第七十九条に定める与信相当額の計算にSA―CCR（自己資本比率告示第七十九条の二に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下この号及び次号並びに第十二条第四項第十一号及び第十二号において同じ。）を用いて算出した信用リスク・アセットの額（（１）において、（１）(v) 及び (vi) の両者を区別した開示を行わない場合には、（１）(v) 及び (vi) の両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

（３）　標準的手法が適用されるポートフォリオ（自己資本比率告示第五十六条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。）の信用リスク・アセットの額及び（１）に規定する内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額の合計額並びにこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳（（１）において、（１）(v) 及び (vi) の両者を区別した開示を行わない場合には、（１）(v) 及び (vi) の両者を区別して開示することを要しない。）

(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　居住用不動産向けエクスポージャー

(v)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi)　その他リテール向けエクスポージャー

(vii)　株式等エクスポージャー

(viii)　特定貸付債権

(ix)　購入債権

（４）　（３）の規定により信用リスク・アセットの額を開示するポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第七十九条に定める与信相当額の計算にSA―CCRを用いて算出した信用リスク・アセットの額及びこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳（（１）において、（１）（v）及び（vi）の両者を区別した開示を行わない場合には、（１）（v）及び（vi）の両者を区別して開示することを要しない。）

(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　居住用不動産向けエクスポージャー

(v)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi)　その他リテール向けエクスポージャー

(vii)　株式等エクスポージャー

(viii)　特定貸付債権

(ix)　購入債権

ロ　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

（１）　信用リスク・アセットの額

（２）　銀行を標準的手法採用行とみなして自己資本比率告示第八章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセットの額

十一　期待エクスポージャー方式（自己資本比率告示第七十九条の三に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。第十二条第四項第十二号において同じ。）とSA―CCRの比較に関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第七十九条の三第一項の承認を受けた標準的手法採用行に限る。）

イ　カウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額

ロ　自己資本比率告示第七十九条に定める与信相当額の計算にSA―CCRを用いて算出したカウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額

十二　内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する次に掲げる事項（内部モデル方式採用行に限る。）

イ　マーケット・リスク相当額の合計額

ロ　全てのマーケット・リスク相当額の算出に、標準的方式又は簡易的方式を使用したマーケット・リスク相当額の合計額（ただし、マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には、標準的方式を用いて算出するものとする。）

5　前項第六号に掲げる事項は、別紙様式第十一号の二により作成するものとする。

6　第四項第九号に掲げる事項は、別紙様式第十一号の三により作成するものとする。

（単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）

第十一条　前条（第三項を除く。）の規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十一条において準用する第十条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十一条において準用する第十条第一項の定量的な」と、同項第一号ト中「をいう。第十四条第一項第三号において同じ」とあり、及び「をいう。同号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第二号ハ中「をいう。第五号イ（２）並びに第十二条第四項第三号ハ及び第六号イ（２）」とあるのは「をいう。第五号イ（２）」と、同号ヘ（１）及び（２）中「をいう。以下この号及び第十二条第四項第三号」とあり、及び同号ヘ（２）中「をいう。以下この号及び同項第三号」とあるのは「をいう。以下この号」と、同号ヌ（１）中「をいう。以下この号及び第十号並びに第十二条第四項第三号及び第十一号」とあるのは「をいう。以下この号及び第十号」と、同項第三号イ中「基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）」とあるのは「基礎的内部格付手法」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及

び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と、同項第十号イ（２）中「をいう。以下この号及び次号並びに第十二条第四項第十一号及び第十二号」とあるのは「をいう。以下この号及び次号」と、同項第十一号中「をいう。第十二条第四項第十二号において同じ」とあるのは「をいう」と、同条第五項中「前項第六号」とあるのは「第十一条において準用する第十条第四項第六号」と、同条第六項中「第四項第九号」とあるのは「第十一条において準用する第十条第四項第九号」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

第十二条　規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

２　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第十二号により作成するものとする。

３　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ　自己資本比率告示第二十六条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ　連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ　自己資本比率告示第三十二条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ　連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ　連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二　自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第二十五条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

三　連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

四　信用リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（（３）については、内部格付手法採用行に限る。）

（１）　リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）

（２）　エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

（３）　次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準（開示を要するエクスポージャーは、自己資本比率告示第五十六条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。）

(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　居住用不動産向けエクスポージャー

(v)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi)　その他リテール向けエクスポージャー

(vii)　株式等エクスポージャー

(viii)　特定貸付債権

(ix)　購入債権

ハ　内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

（１）　使用する内部格付手法の種類

（２）　内部格付制度の概要

（３）　次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　居住用不動産向けエクスポージャー

(v)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi)　その他リテール向けエクスポージャー

五　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

六　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

七　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ　自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第三百二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ　信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ　証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ヘ　連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ト　連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ　証券化取引に関する会計方針

リ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ　内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル　定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

七の二　CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ　CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA―CVA、完全なBA―CVA、限定的

なBA―CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

ロ　CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

ハ　SA―CVA採用行にあっては、次に掲げる事項

（１）　CVAに関するリスク管理体制の概要（取締役等の関与の仕組みを含む。）

（２）　CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告の状況並びにCVAエクスポージャー計測モデル検証部署及び内部監査部署の関与の状況を含む。）

八　マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ　リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

（１）　リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

（２）　トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）

（３）　トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項

(i)　当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値

(ii)　当該振替の理由

（４）　内部取引担当デスクのリスク移転の状況

ロ　報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

ハ　トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門を含む。）の構造及び保有する商品の種類（内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。）

ニ　期待ショート・フォールモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）

（１）　適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）

（２）　主要なトレーディング・デスクのうちストレス期待ショート・フォール（SES）によりマーケット・リスク相当額を算出するものの概要

（３）　概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及び市場混乱時の特定方法等を含む。）

（４）　マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）

（５）　使用するデータの更新頻度

（６）　重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）

ホ　モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

ヘ　DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

（１）　適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）

（２）　概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、PDの前提及びエクスポージャーのネッティングの方法を含む。）

（３）　自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（自己資本比率告示第二百七十七条第三項各号に掲げる要件を含む。）

ト　モデル検証部署による内部モデル方式の設計及び運用に係る検証、一般的な手法、各種の前提並びに評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

九　オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　BIの算出方法

ハ　ILMの算出方法

ニ　オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した連結子法人等又は事業部門の有無（連結子法人等又は事業部門を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

ホ　オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

十　出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（不動産投資法人への出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定に係る基準を

含む。）

十一　金利リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　金利リスクの算定手法の概要

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　その他金融機関等（自己資本比率告示第二十九条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ　信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額（ロからニまでの額を除く。）並びにこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

（1）　標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

（2）　内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i)　事業法人向けエクスポージャー

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　居住用不動産向けエクスポージャー

(v)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi)　その他リテール向けエクスポージャー

（3）　証券化エクスポージャー

ロ　内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

（1）　自己資本比率告示第七十六条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポージャー

（２）　（１）に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

ハ　リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

（１）　自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

（２）　自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

（３）　自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

（４）　自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

（５）　自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ　CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びCVAリスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額

（１）　SA―CVA

（２）　完全なBA―CVA

（３）　限定的なBA―CVA

（４）　簡便法

ホ　マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

（１）　マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びマ

ーケット・リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額

(i)　簡易的方式

(ii)　標準的方式

(iii)　内部モデル方式

（２）　勘定間の振替分に係るマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額及び当該振替に係る所要自己資本の額（当該振替がある場合に限る。）

ヘ　オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の（１）から（３）までに掲げる場合の区分に応じ当該（１）から（３）までに定める事項

（１）　BIが千億円以下であり、かつ、ILMを一とする場合　BI及びBICの額

（２）　ILMを内部損失データ利用ILMとする場合　BI及びBICの額、ILMの値並びにオペレーショナル・リスク損失の推移

（３）　（１）及び（２）に掲げる場合以外の場合　BI及びBICの額並びにILMの値

ト　連結リスク・アセットの合計額（自己資本比率告示第二十五条の算式の分母の額をいう。第十四条第二項第三号において同じ。）及び連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二十五条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。同号において同じ。）

三　信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ　信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ　信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

（１）　地域別

（２）　業種別又は取引相手の別

（３）　残存期間別

ハ　延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

（１）　地域別

（２）　業種別又は取引相手の別

ニ　一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）

（１）　地域別

（２）　業種別又は取引相手の別

ホ　業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ　標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

（１）　信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

（２）　CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額

（３）　信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

（４）　CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額

（５）　信用リスク・アセットの額

（６）　（５）に掲げる額を（３）及び（４）に掲げる額の合計額で除した割合

ト　標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、適切なポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額（オン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランスシートのエクスポージャーの額の合計額をいう。）並びにこの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

チ　標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条か

ら第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（１）　CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

（２）　CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランスシートのエクスポージャーの額

（３）　CCFの加重平均値（CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランスシートのエクスポージャーの額を（２）に掲げる額で除した割合をいう。）

（４）　CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランスシートのエクスポージャーの額の合計額

リ　内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権について、自己資本比率告示第百五十三条第三項及び第五項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

ヌ　内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

（１）　事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー　債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係る$EL_{default}$を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

（２）　居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー　次のいずれかの事項

(i)　プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係る$EL_{default}$を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加

重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

(ii)　適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

ル　内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヲ　内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四　信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ　標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

（１）　適格金融資産担保

（２）　適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ　標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーご

とに開示することを要する。）

五　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ　与信相当額の算出に用いる方式

ロ　グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ　カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ　カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

ホ　担保の種類別の額

ヘ　担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト　与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ　信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

六　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

（１）　原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

（２）　原資産を構成するエクスポージャーのうち、延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

（３）　証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

（４）　当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を

行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

（５）　証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

（６）　保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（７）　保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（８）　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

（９）　自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（10）　早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i)　早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii)　連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii)　連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

（11）　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

ロ　連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

（１）　保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再

証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（２）　保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（３）　自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（４）　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

ハ　連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

（１）　原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

（２）　証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

（３）　当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

（４）　証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

（５）　保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（６）　保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（７）　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

（８）　自己資本比率告示第三百二条の二第二項の規定において読み替えて準用する第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセ

ントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（９）　早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i)　早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii)　連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii)　連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

ニ　連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

（１）　保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（２）　保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（３）　自己資本比率告示第三百二条の二第二項の規定において読み替えて準用する第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

六の二　CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ　BA―CVAを用いてCVAリスク相当額を算出する銀行にあっては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

（１）　完全なBA―CVA　自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める$K_{reduced}$及びK_{hedged}に割引係数（DS_{BA-CVA}）〇・六五を乗じて得た額を八パーセントで除して得た額並びにこれらの合計額

（２）　限定的なBA―CVA　自己資本比率告示第二百七十条の三の四の規定により算出する自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める$K_{reduced}$の算式における取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額並びに限定的なBA―CVAにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

ロ　SA―CVA採用行にあっては、自己資本比率告示第二百七十条の四の七第二項に定めるリスク・クラスごとに算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びにSA―CVAの対象となる取引相手方の先数

七　マーケット・リスクに関する事項

八　出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

（１）　上場株式等エクスポージャー

（２）　上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

ロ　出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ　連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

ニ　連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ　株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

九　リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ　自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ　自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ　自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ　自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイト

として用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ　自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

十　金利リスクに関する事項

十一　内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事項（内部格付手法採用行に限る。）

イ　信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー、自己資本比率告示第八章の二に規定するCVAリスク並びに中央清算機関関連エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

（１）　内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額のうち、次に掲げるポートフォリオの信用リスク・アセットの額（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　居住用不動産向けエクスポージャー

(v)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi)　その他リテール向けエクスポージャー

(vii)　株式等エクスポージャー

(viii)　特定貸付債権

(ix)　購入債権

（２）　（１）（i）から（ix）までに掲げるポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第七十九条に定める与信相当額の計算にSA―CCRを用いて算出した信用リスク・アセットの額（（１）において、（１）（v）及び（vi）の両者を区別した開示を行わない場合には、（１）（v）及び（vi）の両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

（３）　標準的手法が適用されるポートフォリオ（自己資本比率告示第五十六条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。）の信用リスク・アセットの額及び（１）に規定する内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額の合計額並びにこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳（（１）において、（１）（v）及び（vi）の両者を区別した開示を行わない場合には、（１）（v）及び（vi）の両者を区別して開示することを要しない。）

(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　居住用不動産向けエクスポージャー

(v)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi)　その他リテール向けエクスポージャー

(vii)　株式等エクスポージャー

(viii)　特定貸付債権

(ix)　購入債権

（４）　（３）の規定により信用リスク・アセットの額を開示するポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第七十九条に定める与信相当額の計算にSA―CCRを用いて算出した信用リスク・アセットの額及びこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳（（１）において、（１）（v）及び（vi）の両者を区別した開示を

行わない場合には、（１）（v）及び（vi）の両者を区別して開示することを要しない。）

(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　居住用不動産向けエクスポージャー

(v)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi)　その他リテール向けエクスポージャー

(vii)　株式等エクスポージャー

(viii)　特定貸付債権

(ix)　購入債権

ロ　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

（１）　信用リスク・アセットの額

（２）　銀行を標準的手法採用行とみなして自己資本比率告示第八章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセットの額

十二　期待エクスポージャー方式とSA―CCRの比較に関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第七十九条の三第一項の承認を受けた標準的手法採用行に限る。）

イ　カウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額

ロ　自己資本比率告示第七十九条に定める与信相当額の計算にSA―CCRを用いて算出したカウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額

十三　内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する次に掲げる事項（内部モデル方式採用行に限る。）

イ　マーケット・リスク相当額の合計額

ロ　全てのマーケット・リスク相当額の算出に、標準的方式又は簡易的方式を使用したマーケット・リスク相当額の合計額（ただし、マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には、標準的方式を用いて算出するものとする。）

5　前項第七号に掲げる事項は、別紙様式第十一号の二により作成するものとする。

6　第四項第十号に掲げる事項は、別紙様式第十一号の三により作成するものとする。

（連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項）

第十三条　前条（第三項を除く。）の規定は、規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十三条において準用する第十二条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十三条において準用する第十二条第一項の定量的な」と、同項第二号ト中「をいう。第十四条第二項第三号において同じ」とあり、及び「をいう。同号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と、同条第五項中「前項第七号」とあるのは「第十三条において準用する第十二条第四項第七号」と、同条第六項中「第四項第十号」とあるのは「第十三条において準用する第十二条第四項第十号」と読み替えるものとする。

（銀行における四半期の開示事項）

第十四条　規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国内基準行に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

一　単体自己資本比率

二　単体における自己資本の額

三　単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額

四　自己資本の構成に関する開示事項

２　規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国内基準行に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一　連結自己資本比率

二　連結における自己資本の額

三　連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額

四　自己資本の構成に関する開示事項

五　採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結自己資本比率の対比及び要因分析（当該連結自己資本比率に著しい差異がある場合に限る。）

3　第一項第四号に掲げる事項は別紙様式第十一号により、前項第四号に掲げる事項は別紙様式第十二号により、それぞれ作成するものとする。

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第十五条　規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第十二号により作成するものとする。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ　持株自己資本比率告示第十五条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「持株会社グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ　持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ　持株自己資本比率告示第二十一条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ　持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ　持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二　自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

三　持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

四　信用リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（（３）については、内部格付手法採用行に限る。）

（１）　リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）

（２）　エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

（３）　次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準（開示を要するエクスポージャーは、持株自己資本比率告示第三十四条から第五十四条まで及び第五十五条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。）

(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　居住用不動産向けエクスポージャー

(v)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi)　その他リテール向けエクスポージャー

(vii)　株式等エクスポージャー

(viii)　特定貸付債権

(ix)　購入債権

ハ　内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

（１）　使用する内部格付手法の種類

（２）　内部格付制度の概要

（３）　次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　居住用不動産向けエクスポージャー

(v)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi)　その他リテール向けエクスポージャー

五　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

六　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

七　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ　持株自己資本比率告示第二百二十六条第一項第一号から第四号まで（持株自己資本比率告示第二百八十条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ　信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ　証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ヘ　持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ト　持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ　証券化取引に関する会計方針

リ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ　内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル　定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

七の二　CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ　CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA―CVA、完全なBA―CVA、限定的なBA―CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

ロ　CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理の体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

ハ　SA―CVA採用行にあっては、次に掲げる事項

（１）　CVAに関するリスク管理体制の概要（取締役等の関与の仕組みを含む。）

（２）　CVAに関するリスク管理態勢が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告の状況並びにCVAエクスポージャー計測モデル検証部署及び内部監査部書の関与の状況を含む。）

八　マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（持株自己資本比率告示第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ　リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

（１）　リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

（２）　トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）

（３）　トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項

(i)　当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値

(ii)　当該振替の理由

（４）　内部取引担当デスクのリスク移転の状況

ロ　報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

ハ　トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門を含む。）の構造及び保有する商品の種類（内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。）

ニ　期待ショート・フォールモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）

（１）　適用する場合はその範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）

（２）　主要なトレーディング・デスクのうちストレス期待ショート・フォール

（SES）によりマーケット・リスク相当額を算出するものの概要

（３）　マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）

（４）　概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及び市場混乱時の特定方法等を含む。）

（５）　使用するデータの更新頻度

（６）　重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）

ホ　モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

ヘ　DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

（１）　適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）

（２）　概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、PDの前提及びエクスポージャーのネッティングの方法を含む。）

（３）　自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（持株自己資本比率告示第二百五十五条第三項各号に掲げる要件を含む。）

ト　モデル検証部署による内部モデル方式の設計及び運用に係る検証、一般的な手法、各種の前提並びに評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

九　オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　BIの算出方法

ハ　ILMの算出方法

ニ　オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した連結子法人等又は事業部門の有無（連結子法人等又は事業部門を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

ホ　オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

十　株式及び持株自己資本比率告示第五十四条第二項に規定する株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー（次項第八号において「持株自己資本比率告示に規定する出資等又は株式等エクスポージャー」という。）に関するリスク管理の方針及び手続の概要（不動産投資法人への出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定に係る基準を含む。）

十一　金利リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　金利リスクの算定手法の概要

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　その他金融機関等（持株自己資本比率告示第十八条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ　信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額（ロからニまでの額を除く。）並びにこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

（1）　標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

（2）　内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i)　事業法人向けエクスポージャー

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　居住用不動産向けエクスポージャー

(v)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi)　その他リテール向けエクスポージャー

（3）　証券化エクスポージャー

ロ　内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係

る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

（１）　持株自己資本比率告示第五十四条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポージャー

（２）　（１）に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

ハ　リスク・ウェイトのみなし計算（持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを計算することをいう。次号及び第九号において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。次号及び第九号において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

（１）　持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第百四十五条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

（２）　持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第百四十五条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

（３）　持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

（４）　持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

（５）　持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十一項の規定に

より信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ　CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びCVAリスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち銀行持株会社が使用する次に掲げる手法ごとの額

（１）　SA―CVA

（２）　完全なBA―CVA

（３）　限定的なBA―CVA

（４）　簡便法

ホ　マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

（１）　マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びマーケット・リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額

(i)　簡易的方式

(ii)　標準的方式

(iii)　内部モデル方式

（２）　勘定間の振替分に係るマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額及び当該振替に係る所要自己資本の額（当該振替がある場合に限る。）

ヘ　オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の（１）から（３）までに掲げる場合の区分に応じ当該（１）から（３）までに定める事項

（１）　BIが千億円以下であり、かつ、ILMを一とする場合　BI及びBICの額

（２）　ILMを内部損失データ利用ILM（持株自己資本比率告示第二百八十四条第一項第一号に定める方法により算出したILMをいう。）とする場合　BI及びBICの額、ILMの値並びにオペレーショナル・リスク損失の推移

（３）　（１）及び（２）に掲げる場合以外の場合　BI及びBICの額並びにILMの値

ト　連結リスク・アセットの合計額（持株自己資本比率告示第十四条の算式の分母の額をいう。第十七条第一項第三号において同じ。）及び連結総所要自己資本額（持株自己資本比率告示第十四条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。同号において同じ。）

三　信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計

算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ　信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ　信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

（１）　地域別

（２）　業種別又は取引相手の別

（３）　残存期間別

ハ　延滞エクスポージャー（持株自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャー及び持株自己資本比率告示第五十条に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーをいう。第六号イ（２）において同じ。）の期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

（１）　地域別

（２）　業種別又は取引相手の別

ニ　一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）

（１）　地域別

（２）　業種別又は取引相手の別

ホ　業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ　標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち持株自己資本比率告示第三十三条から第五十四条まで及び第五十五条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

（１）　信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額（持株自己資本比率告示第四章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となるエクスポージャーの額（持株自己資本比率告示第五十六条に規定するオフ・バランス取引に係るものを除く。）をいう。以下この号に

おいて同じ。）

（２）　CCF（持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この号において同じ。）を適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額。以下この号において同じ。）

（３）　信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

（４）　CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額

（５）　信用リスク・アセットの額

（６）　（５）に掲げる額を（３）及び（４）に掲げる額の合計額で除した割合

ト　標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち持株自己資本比率告示第三十三条から第五十四条まで及び第五十五条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、適切なポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額（オン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額をいう。）並びにこの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

チ　標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち持株自己資本比率告示第三十三条から第五十四条まで及び第五十五条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（１）　CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

（２）　CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額

（３）　CCFの加重平均値（CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を（２）に掲げる額で除した割合をいう。）

（４）　CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートの額及びオフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額

リ　内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権について、持株自己資本比率告示第百三十一条第三項及び第五項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

ヌ　内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

（１）　事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー　債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法（内部格付手法のうち、持株自己資本比率告示第百二十五条第二項各号に掲げるエクスポージャーに該当しない事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いる手法をいう。以下この号及び第十一号において同じ。）を適用する場合には、デフォルトしたエクスポージャーに係る$EL_{default}$を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合には、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

（２）　居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー　次のいずれかの事項

(i)　プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係る$EL_{default}$を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

(ii)　適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

ル　内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエク

スポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヲ　内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四　信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ　標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

（１）　適格金融資産担保

（２）　適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ　標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

五　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ　与信相当額の算出に用いる方式

ロ　グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ　カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ　カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、ロに掲げる合計額及びグロ

スのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

ホ　担保の種類別の額

ヘ　担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト　与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ　信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

六　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

（１）　原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

（２）　原資産を構成するエクスポージャーのうち、延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

（３）　証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

（４）　当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

（５）　証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

（６）　保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（７）　保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（８）　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

（９）　持株自己資本比率告示第二百二十六条並びに第二百二十六条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（10）　早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i)　早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii)　持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii)　持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

（11）　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

ロ　持株会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

（１）　保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（２）　保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（３）　持株自己資本比率告示第二百二十六条並びに第二百二十六条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（４）　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の

有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

ハ　持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

（１）　原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

（２）　証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

（３）　当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

（４）　証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

（５）　保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（６）　保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（７）　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

（８）　持株自己資本比率告示第二百八十条の二第二項の規定において読み替えて準用する第二百二十六条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（９）　早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i)　早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii)　持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元

本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii)　持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

ニ　持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

（１）　保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（２）　保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（３）　持株自己資本比率告示第二百八十条の二第二項の規定において読み替えて準用する第二百二十六条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

六の二　CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ　BA―CVAを用いてCVAリスク相当額を算出する銀行にあっては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

（１）　完全なBA―CVA　持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の三に定める$K_{reduced}$及びK_{hedged}に割引係数（DS_{BA-CVA}）〇・六五を乗じて得た額を八パーセントで除して得た額並びにこれらの合計額

（２）　限定的なBA―CVA　持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の四の規定により算出する持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の三に定める$K_{reduced}$の算式における取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額並びに限定的なBA―CVAにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

ロ　SA―CVA採用行にあっては、持株自己資本比率告示第二百四十八条の四の七第二項に定めるリスク・クラスごとに算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びにSA―CVAの対象となる取引相手方の先数

七　マーケット・リスクに関する事項

八　持株自己資本比率告示に規定する出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

（１）　上場している持株自己資本比率告示に規定する出資等又は株式等エクスポージャー

（２）　（１）に該当しない持株自己資本比率告示に規定する出資等又は株式等エクスポージャー

ロ　持株自己資本比率告示に規定する出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ　連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

ニ　連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ　株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

九　リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ　持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第百四十五条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ　持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第百四十五条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ　持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ　持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ　持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクス

ポージャー又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

十　金利リスクに関する事項

十一　内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事項（内部格付手法採用行に限る。）

イ　信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー、持株自己資本比率告示第六章の二に規定するCVAリスク並びに持株自己資本比率告示第二百四十八条の六各号に掲げるエクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

（１）　内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額のうち、次に掲げるポートフォリオの信用リスク・アセットの額（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　居住用不動産向けエクスポージャー

(v)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi)　その他リテール向けエクスポージャー

(vii)　株式等エクスポージャー

(viii)　特定貸付債権

(ix)　購入債権

（２）　（１）（i）から（ix）までに掲げるエクスポージャーに標準的手法を適用し、持株自己資本比率告示第五十七条に定める与信相当額の計算にSA―CCR（持株自己資本比率告示第五十七条の二に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下この号及び次号において同じ。）を用いて算出した信

用リスク・アセットの額（（１）において、（１）（v）及び（vi）の両者を区別した開示を行わない場合には、（１）（v）及び（vi）の両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

（３）　標準的手法が適用されるポートフォリオ（持株自己資本比率告示第三十四条から第五十四条まで及び第五十五条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。）の信用リスク・アセットの額及び（１）に規定する内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額の合計額並びにこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳（（１）において、（１）（v）及び（vi）の両者を区別した開示を行わない場合には、（１）（v）及び（vi）の両者を区別して開示することを要しない。）

(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　居住用不動産向けエクスポージャー

(v)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi)　その他リテール向けエクスポージャー

(vii)　株式等エクスポージャー

(viii)　特定貸付債権

(ix)　購入債権

（４）　（３）の規定により信用リスク・アセットの額を開示するポートフォリオに標準的手法を適用し、持株自己資本比率告示第五十七条に定める与信相当額の計算にSA―CCRを用いて算出した信用リスク・アセットの額及びこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳（（１）において、（１）（v）及び（vi）の両者を区別した開示を行わない場合には、（１）（v）及び（vi）の両者を区別して開示することを要しない。）

(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部

格付手法別の内訳を含む。）

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　居住用不動産向けエクスポージャー

(v)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi)　その他リテール向けエクスポージャー

(vii)　株式等エクスポージャー

(viii)　特定貸付債権

(ix)　購入債権

ロ　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

（１）　信用リスク・アセットの額

（２）　銀行持株会社を標準的手法採用行とみなして持株自己資本比率告示第六章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセットの額

十二　期待エクスポージャー方式（持株自己資本比率告示第五十七条の三に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。）とSA―CCRの比較に関する次に掲げる事項（持株自己資本比率告示第五十七条の三第一項の承認を受けた標準的手法採用行に限る。）

イ　カウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額

ロ　持株自己資本比率告示第五十七条に定める与信相当額の計算にSA―CCRを用いて算出したカウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額

十三　内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する次に掲げる事項（内部モデル方式採用行に限る。）

イ　マーケット・リスク相当額の合計額

ロ　全てのマーケット・リスク相当額の算出に、標準的方式又は簡易的方式を使用したマーケット・リスク相当額の合計額（ただし、マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には、標準的方式を用いて算出するものとする。）

5　前項第七号に掲げる事項は、別紙様式第十一号の二により作成するものとする。

6　第四項第十号に掲げる事項は、別紙様式第十一号の三により作成するものとする。

（銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項）

第十六条　前条（第三項を除く。）の規定は、規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十六条において準用する第十五条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十六条において準用する第十五条第一項の定量的な」と、同項第二号ト中「をいう。第十七条第一項第三号において同じ」とあり、及び「をいう。同号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と、同条第五項中「前項第七号」とあるのは「第十六条において準用する第十五条第四項第七号」と、同条第六項中「第四項第十号」とあるのは「第十六条の規定において準用する第十五条第四項第十号」と読み替えるものとする。

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第十七条　規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国内基準持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

一　連結自己資本比率

二　連結における自己資本の額

三　連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額

四　自己資本の構成に関する開示事項

五　採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結自己資本比率の対比及び要因分析（当該連結自己資本比率に著しい差異がある場合に限る。）

２　前項第四号に掲げる事項は、別紙様式第十二号により作成するものとする。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。

（国際統一基準行の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）

第二条　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から平成三十年三月三十日までの間における第二条第二項（第三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二条第三項第十号（第三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第六条第一項第九号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第一号」とあるのは、「附則別紙様式第一号」とする。

２　適用日から平成三十年三月三十日までの間における第四条第二項（第五条において読み替えて準用する場合を含む。）、第四条第三項第十一号（第五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第六条第三項第九号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第二号」とする。

３　適用日から平成三十年三月三十日までの間における第六条第四項の規定の適用については、同項中「別紙様式第一号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第一号により、前項第八号に掲げる事項は附則別紙様式第二号」とする。

（国際統一基準持株会社の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）

第三条　適用日から平成三十年三月三十日までの間における第七条第二項（第八条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第七条第三項第十一号（第八条において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第九条第一項第九号及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第二号」とする。

（国際統一基準持株会社における連結会計年度の開示事項に係る経過措置）

第四条　第七条第五項の規定は、平成二十六年三月三十一日前に終了した連結会計年度に係るものについては適用しない。

（国内基準行の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）

第五条　適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第十条第二項（第十一条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用につ

いては、同項中「別紙様式第十一号」とあるのは、「附則別紙様式第三号」とする。

2　適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第十二条第二項（第十三条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同項中「別紙様式第十二号」とあるのは、「附則別紙様式第四号」とする。

3　適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第十四条第三項の規定の適用については、同項中「別紙様式第十一号により、前項第四号に掲げる事項は別紙様式第十二号」とあるのは、「附則別紙様式第三号により、前項第四号に掲げる事項は附則別紙様式第四号」とする。

（国内基準持株会社の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）

第六条　適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第十五条第二項（第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第十七条第二項の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第十二号」とあるのは、「附則別紙様式第四号」とする。

（附則別紙様式第一号）

（単位：百万円、％）

国際様式の該当番号	項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目　（1）					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額				
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額				
2	うち、利益剰余金の額				
1c	うち、自己株式の額（△）				
26	うち、社外流出予定額（△）				
	うち、上記以外に該当するものの額				

1b	普通株式に係る新株予約権の額				
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				
	……（その内訳を記載）				
	……				
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額　（イ）				
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目　（2）					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
8	うち、のれんに係るものの額				
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
11	繰延ヘッジ損益の額				
12	適格引当金不足額				
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				

15	前払年金費用の額				
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
18	少数出資金融機関等の普通株式の額				
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額				
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
25	うち、繰延税金資産（一時				

		差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
27		その他 Tier1 資本不足額				
28		普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額　（ロ）				
普通株式等 Tier1 資本						
29		普通株式等 Tier1 資本の額（(イ)－(ロ)）　（ハ）				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目　（3）						
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳				
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額				
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額				
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額				
33+35		適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
		経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				
		…… (その内訳を記載)				
		……				
36		その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額　（ニ）				
その他 Tier1 資本に係る調整項目						

37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額				
	……（その内訳を記載）				
	……				
42	Tier2 資本不足額				
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 （ホ）				
その他 Tier1 資本					
44	その他 Tier1 資本の額（(ニ)－(ホ)） （ヘ）				
Tier1 資本					
45	Tier1 資本の額（(ハ)＋(ヘ)） （ト）				
Tier2 資本に係る基礎項目 （4）					
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳				
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額				
	Tier2 資本調達手段に係る負債				

	の額				
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額				
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額				
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額				
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額				
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				
	……（その内訳を記載）				
	……				
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額（チ）				
Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額				
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額				
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額				
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額				
	経過措置により Tier2 資本に				

	係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額				
	……（その内訳を記載）				
	……				
57	Tier2 資本に係る調整項目の額（リ）				
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額（(チ)－(リ)）（ヌ）				
総自己資本					
59	総自己資本の額（(ト)＋(ヌ)）（ル）				
リスク・アセット　（5）					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額				
	……（その内訳を記載）				
	……				
60	リスク・アセットの額の合計額（ヲ）				
自己資本比率					
61	普通株式等 Tier1 比率（(ハ）／（ヲ)）				
62	Tier1 比率（(ト）／（ヲ)）				
63	総自己資本比率（(ル）／(ヲ)）				
調整項目に係る参考事項　（6）					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不				

	算入額				
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項　（7）					
76	一般貸倒引当金の額				
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額				
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項　（8）					
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額				
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除				

	した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額				
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

（注）

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

（１）普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

（２）普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

a　「繰延ヘッジ損益」とは、財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。

なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

b　「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引

当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

c　「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

d　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第一号に掲げる額をいう。

e　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第二号に掲げる額をいう。

f　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第三号に掲げる額をいう。

g　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第一号に掲げる額をいう。

h　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第二号に掲げる額をいう。

i　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第三号に掲げる額をいう。

（3）その他 Tier1 資本に係る基礎項目

a　「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。

b　「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。

（4）Tier2 資本に係る基礎項目

a　「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。

b　「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第十九条第一項第五号イに掲げる額をいう。

c　「適格引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第十九条第一項第五号ロに掲げる額をいう。

（5）リスク・アセット

「リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第十四条各号の算式の分母の額をいう。

（6）調整項目に係る参考事項

a　「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b　「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

c　「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

d　「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

（7）Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

a　「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第百五十二条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。

b　「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第百五十二条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

（８）資本調達手段に係る経過措置に関する事項

a　「適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier1 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

b　「適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

（９）その他

この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

（附則別紙様式第二号）

（単位：百万円、％）

国際様式の該当番号	項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目　（１）					
1a+2-1c-	普通株式に係る株主資本の額				

26					
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額				
2	うち、利益剰余金の額				
1c	うち、自己株式の額（△）				
26	うち、社外流出予定額（△）				
	うち、上記以外に該当するものの額				
1b	普通株式に係る新株予約権の額				
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
5	普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額				
	経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				
	……（その内訳を記載）				
	……				
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額　（イ）				
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目　（2）					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
9	うち、のれん及びモーゲー				

		ジ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					
11	繰延ヘッジ損益の額					
12	適格引当金不足額					
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
15	退職給付に係る資産の額					
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					
18	少数出資金融機関等の普通株式の額					
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額					
19		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
20		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
21		うち、繰延税金資産（一時				

		差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
22		特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
27		その他 Tier1 資本不足額				
28		普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額　（ロ）				
普通株式等 Tier1 資本						
29		普通株式等 Tier1 資本の額（(イ)－(ロ)）　（ハ）				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目　（3）						
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳				
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額				
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額				
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額				

34-35	その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額				
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
35	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				
	……（その内訳を記載）				
	……				
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)				
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
	経過措置によりその他 Tier1				

	資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額				
	……（その内訳を記載）				
	……				
42	Tier2 資本不足額				
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額　（ホ）				
その他 Tier1 資本					
44	その他 Tier1 資本の額（(ニ)－(ホ)）　（ヘ）				
Tier1 資本					
45	Tier1 資本の額（(ハ)＋(ヘ)）　（ト）				
Tier2 資本に係る基礎項目　（4）					
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳				
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額				
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額				
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額				
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額				
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資				

		本調達手段の額				
49		うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額					
50a		うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額				
50b		うち、適格引当金 Tier2 算入額				
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額					
		……（その内訳を記載）				
		……				
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額（チ）					
Tier2 資本に係る調整項目						
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額					
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額					
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額					
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額					
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入され					

	るものの額の合計額				
	……（その内訳を記載）				
	……				
57	Tier2 資本に係る調整項目の額（リ）				
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額（(チ)－(リ)）（ヌ）				
総自己資本					
59	総自己資本の額（(ト)＋(ヌ)）（ル）				
リスク・アセット　（5）					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額				
	……（その内訳を記載）				
	……				
60	リスク・アセットの額の合計額（ヲ）				
連結自己資本比率					
61	連結普通株式等 Tier1 比率（(ハ）／（ヲ)）				
62	連結 Tier1 比率（(ト）／(ヲ)）				
63	連結総自己資本比率（(ル）／（ヲ)）				
調整項目に係る参考事項　（6）					
72	少数出資金融機関等の対象資				

	本調達手段に係る調整項目不算入額				
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項　（7）					
76	一般貸倒引当金の額				
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額				
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項　（8）					
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額				
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達				

	手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額				
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

（注）

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）をいう。以下同じ。）及び持株自己資本比率告示（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

（１）普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

（２）普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

a　「繰延ヘッジ損益」とは、連結財務諸表規則第六十九条の五第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第五条第一項第二号又は持株自己資本比率告示第五条第一項第二号のその他の包

括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。

なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

b　「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

c　「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

d　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。

e　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第二号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第二号に掲げる額をいう。

f　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第三号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第三号に掲げる額をいう。

g　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。

h　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第二号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第二号に掲げる額をいう。

i　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第三号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第三号に掲げる額をいう。

（３）その他 Tier1 資本に係る基礎項目

a　「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。

b　「銀行の特別目的会社等」は、銀行がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下同じ。

c　「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。

d　持株会社にあっては、「うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。

e　持株会社にあっては、「うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。

（４）Tier2 資本に係る基礎項目

a　「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。

b　持株会社にあっては、「うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。

c　持株会社にあっては、「うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。

d　「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号イ又は持株自己資本比率告示第七条第一項第六号イに掲げる額をいう。

e　「適格引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号ロ又は持株自己資本比率告示第七条第一項第六号ロに掲げる額をいう。

（５）リスク・アセット

「リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第二条各号又は持株自己資本比率告示第二条各号の算式の分母の額をいう。

（６）調整項目に係る参考事項

a　「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b　「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

c　「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

d　「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

（７）Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

a　「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第百五十二条第二号又は持株自己資本比率告示第百三十条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。

b　「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第百五十二条第一号又は持株自己資本比率告示第百三十条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

（８）資本調達手段に係る経過措置に関する事項

a　「適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier1 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

b　「適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

（９）その他

この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

（附則別紙様式第三号）

項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目　（１）				
普通株式又は強制転換条項付優先株式る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				

普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額					
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額					
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
	うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					
コア資本に係る基礎項目の額（イ）					
コア資本に係る調整項目　（2）					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額					
	うち、のれんに係るものの額				
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				

繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				

	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）					
自己資本					
自己資本の額((イ)－(ロ))　（ハ）					
リスク・アセット等　（３）					
信用リスク・アセットの額の合計額					
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
		うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）			
		うち、繰延税金資産			
		うち、前払年金費用			
		うち、他の金融機関等向けエクスポージャー			
		うち、上記以外に該当するものの額			
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額					
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額					
信用リスク・アセット調整額					
オペレーショナル・リスク相当額調整					

額				
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)				
自己資本比率				
自己資本比率（(ハ）／（ニ))				

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

（1）コア資本に係る基礎項目

a　「普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額」のうち、「上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目及び額を記載すること。

b　「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「一般貸倒引当金コア資本算入額」とは、一般貸倒引当金の額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第三十七条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第百五十二条第二号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。

c　「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十二条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。

d　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）を

いう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

e　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

f　「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第四条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

g　「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第五条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

（２）コア資本に係る調整項目

a　「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

b　「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

c　「自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、自己資本比率改正告示附則第九条第一項の規定に従い、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額、適格旧非累積的永久優先株（自己資本比率改正告示附則第三条第一項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。以下同じ。）の額及び適格旧資本調達手段（自己資本比率改正告示附則第三条第二項に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。）の額の合計額を記載することとし、また、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額及び適格旧非累積的永久優先株の額の合計額を記載すること。

d　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象

普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第五項第一号に掲げる額をいう。

e　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第五項第二号に掲げる額をいう。

f　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第五項第三号に掲げる額をいう。

g　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第六項第一号に掲げる額をいう。

h　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第六項第二号に掲げる額をいう。

i　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第六項第三号に掲げる額をいう。

j　「経過措置による不算入額」の列には、適用日から起算して五年を経過する日までの間において、自己資本比率告示第四十条第二項各号に掲げる額から、自己資本比率改正告示附則第八条第一項及び第二項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入した額を除いた額を記載すること。例えば、平成二十八年三月三十一日において、無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額が合計で 100 であった場合、自己資本比率改正告示附則第六条第一項の表に規定する該当期間に適用される率（四十パーセント）を乗じた額（40）をコア資本に係る調整項目の額として記載し、これを除いた 60 を「経過措置による不算入額」に記載する。

無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		40	60	20	80
	うち、のれんに係るものの額	－		－	
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以	40	60	20	80

	外の額				

なお、自己資本比率改正告示附則第八条第一項に規定する経過措置を用いない場合は、「経過措置による不算入額」の列に「－」を記載すること。

（3）リスク・アセット等

a　「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第四十四条の規定に従い算出された額をいう。

b　「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）」、「繰延税金資産」及び「前払年金費用」の欄には、自己資本比率改正告示附則第八条第二項の規定に従い、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額を無形固定資産、繰延税金資産又は前払年金費用の内訳の別に記載する。うち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十二条第一項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第七十六条の二の三若しくは第百七十八条の二の三に規定するエクスポージャー又は自己資本比率改正告示附則第十二条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）、繰延税金資産、前払年金費用及び他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第五条第一項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。

c　「マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第四十五条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

d　「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第四十六条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

e　「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第四十七条第一項の規定に従い算出された額をいう。

f　「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用行において、自己資本比率告示第四十七条第二項の規定に従い算出された額をいう。

（4）その他

a　本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「－」を記載すること。

b　表示単位（「百万円、％」又は「千円、％」）を表の枠外に記載すること。

c　本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

（附則別紙様式第四号）

項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目　（1）				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				

	うち、為替換算調整勘定				
	うち、退職給付に係るものの額				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額					
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額					
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額					
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
	うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）					
コア資本に係る調整項目　（２）					
無形固定資産（モーゲージ・サービシ					

ング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額					
	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
退職給付に係る資産の額					
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額					
特定項目に係る十パーセント基準超過額					
	うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するも				

	―の額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額					
	うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）					
自己資本					
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）					
リスク・アセット等　（３）					
信用リスク・アセットの額の合計額					
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
		うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）			
		うち、繰延税金資産			
		うち、退職給付に係る資産			
		うち、他の金融機関等向けエクスポージャー			
		うち、上記以外に該当するものの額			

マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)				
連結自己資本比率				
連結自己資本比率（(ハ）／（ニ))				

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）をいう。以下同じ。）及び持株自己資本比率告示（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

（1）コア資本に係る基礎項目

a　「普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額」のうち、「上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目及び額を記載すること。

b　「コア資本に算入されるその他の包括利益累計額」のうち、「退職給付に係るものの額」の欄には、平成二十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第六条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率

告示第三十七条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額を記載すること。

c　「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「一般貸倒引当金コア資本算入額」とは、一般貸倒引当金の額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第百五十二条第二号ロ又は持株自己資本比率告示第百三十条第二号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。

d　「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十二条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とし、持株自己資本比率告示第百三十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。

e　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第一項又は第四項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

f　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項又は第五項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

g　「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第四条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

h　「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する

額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第三項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

ⅰ　「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項及び第二項又は第三項及び第四項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項又は第三項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

（２）コア資本に係る調整項目

ａ　「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

ｂ　「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

ｃ　「自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、自己資本比率改正告示附則第九条第一項又は第二項の規定に従い、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額、適格旧非累積的永久優先株（自己資本比率改正告示附則第三条第一項又は第四項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。以下同じ。）の額及び適格旧資本調達手段（自己資本比率改正告示附則第三条第二項又は第五項に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。）の額の合計額を記載することとし、また、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額及び適格旧非累積的永久優先株の額の合計額を記載すること。

ｄ　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象

普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第六項第一号又は持株自己資本比率告示第十八条第六項第一号に掲げる額をいう。

e　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第六項第二号又は持株自己資本比率告示第十八条第六項第二号に掲げる額をいう。

f　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第六項第三号又は持株自己資本比率告示第十八条第六項第三号に掲げる額をいう。

g　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第七項第一号又は持株自己資本比率告示第十八条第七項第一号に掲げる額をいう。

h　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第七項第二号又は持株自己資本比率告示第十八条第七項第二号に掲げる額をいう。

i　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第七項第三号又は持株自己資本比率告示第十八条第七項第三号に掲げる額をいう。

j　「経過措置による不算入額」の列には、適用日から起算して五年を経過する日までの間において、自己資本比率告示第二十八条第二項各号又は持株自己資本比率告示第十七条第二項各号に掲げる額から、自己資本比率改正告示附則第八条第一項及び第二項又は第三項及び第四項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入した額を除いた額を記載すること。例えば、平成二十八年三月三十一日において、無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額が合計で 100 であった場合、自己資本比率改正告示附則第六条第一項の表に規定する該当期間に適用される率（四十パーセント）を乗じた額（40）をコア資本に係る調整項目の額として記載し、これを除いた 60 を「経過措置による不算入額」に記載する。

無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		40	60	20	80
	うち、のれんに係るものの額	－		－	
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	40	60	20	80

なお、自己資本比率改正告示附則第八条第一項又は第三項に規定する経過措置を用いない場合は、「経過措置による不算入額」の列に「－」を記載すること。

（３）リスク・アセット等

a　「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第三十三条又は持株自己資本比率告示第二十二条の規定に従い算出された額をいう。

b　「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）」、「繰延税金資産」及び「退職給付に係る資産」の欄には、自己資本比率改正告示附則第八条第二項又は第四項の規定に従い、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額を無形固定資産、繰延税金資産又は退職給付に係る資産の内訳の別に記載する。うち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十二条第一項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第七十六条の二の三若しくは第百七十八条の二の三に規定するエクスポージャー又は自己資本比率改正告示附則第十二条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する（銀行持株会社の場合、自己資本比率改正告示附則第十二条第三項及び第四項に規定するエクスポージャーについて同様とする。）。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サー

ビシング・ライツに係るものを除く。)、繰延税金資産、退職給付に係る資産及び他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第三項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等)。

c　「マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第三十四条又は持株自己資本比率告示第二十三条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

d　「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第三十五条又は持株自己資本比率告示第二十四条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

e　「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第三十六条第一項又は持株自己資本比率告示第二十五条第一項の規定に従い算出された額をいう。

f　「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用行において、自己資本比率告示第三十六条第二項又は持株自己資本比率告示第二十五条第二項の規定に従い算出された額をいう。

（4）その他

a　本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「－」を記載すること。

b　表示単位（「百万円、％」又は「千円、％」）を表の枠外に記載すること。

c　本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

附　則　（平成二十六年三月二十八日金融庁告示第二十七号）　抄

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。ただし、次に掲げる規定は同年四月一日から適用する。

一　略

二　第四条中銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本

の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第七条第五項第二号の改正規定

改正文　（平成二十六年十月二十二日金融庁告示第五十二号）　抄

銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年十二月一日）から適用する。

附　則　（平成二十七年三月十二日金融庁告示第十四号）　抄

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十七年三月三十一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新銀行告示」という。）第四条第一項、第五項及び第六項並びに第七条第一項、第六項及び第七項の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

２　新銀行告示第五条において読み替えて準用する新銀行告示第四条第一項及び第五項並びに新銀行告示第五条において準用する新銀行告示第四条第六項並びに新銀行告示第八条において準用する新銀行告示第七条第一項並びに新銀行告示第八条において読み替えて準用する新銀行告示第七条第六項並びに新銀行告示第八条において準用する新銀行告示第七条第七項の規定は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

３　新銀行告示第六条第二項及び第三項並びに第九条第一項及び第二項の規定は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。

附　則　（平成二十七年三月二十六日金融庁告示第二十四号）　抄

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第十二条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項附則別紙様式第二号及び附則別紙様式第四号並びに別紙様式第二号、別紙様式第三号及び別紙様式第五号は、適用日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附　則　（平成二十七年三月二十六日金融庁告示第二十五号）　抄

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十七年三月三十一日から適用する。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第二条第四項第五号イ及びロ並びに第七号ホ、第四条第四項第六号イ及びロ並びに第八号ホ、第七条第四項第六号イ及びロ並びに第八号イ及びホ、第十条第四項第五号イ及びロ並びに第七号ホ、第十二条第四項第六号イ及びロ並びに第八号ホ並びに第十五条第四項第一号、第六号イ及びロ並びに第八号ホの規定並びに附則別紙様式第一号から附則別紙様式第四号まで並びに別紙様式第一号、別紙様式第二号、別紙様式第四号及び別紙様式第五号は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附　則　（平成二十七年六月二十六日金融庁告示第六十三号）

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十七年六月三十日から適用する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下「新開示告示」という。）第二条第五項から第七項までの規定は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

２　新開示告示第三条第二項において準用する新開示告示第二条第五項から第七項までの規定は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

３　新開示告示第六条（第一項を除く。）の規定は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。

附　則　（平成二十八年三月十一日金融庁告示第七号）　抄

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第七条第五項第一号イからニまで及び第三号イの規定は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この条において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

改正文　（平成二十九年十一月十日金融庁告示第四十二号）　抄

公布の日から適用する。

附　則　（平成二十九年十二月十一日金融庁告示第四十五号）　抄

（適用時期）

第一条　この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新銀行告示」という。）第二条（新銀行告示第三条第三項から第五項まで、第四条第三項第二号及び第四項第二号、第五条第三項及び第四項、第七条第三項第二号及び第四項第二号並びに第八条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の規定及び新銀行告示別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分を除く。）は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

２　新銀行告示別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分に限る。）は、平成三十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

３　新銀行告示第三条第一項及び第二項の規定、新銀行告示第三条第三項において準用する新銀行告示第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）の規定、新銀行告示第三条第四項において準用する新銀行告示第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（読替え後の同項に規定する別紙様式第四号を含む。）の規定並びに新銀行告示第三条第五項において準用する新銀行告示第二条第六項から第八項までの規定は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

４　新銀行告示第四条第一項、第二項及び第三項第一号（新銀行告示第五条第三項において準用する場合を除く。）の規定、新銀行告示第四条第三項第二号において準用する新銀行告示第二条第三項の規定、新銀行告示第四条第四項第一号（新銀行告示第五条第四項において準用する場合を除く。）の規定、新銀行告示第四条第四項第二号において準

用する新銀行告示第二条第四項及び第五項の規定、新銀行告示第四条第五項及び第六項（それぞれ新銀行告示第五条第五項において準用する場合を除く。）の規定並びに新銀行告示第七条第一項、第二項及び第三項第一号（新銀行告示第八条第三項において準用する場合を除く。）の規定、新銀行告示第七条第三項第二号において準用する新銀行告示第二条第三項の規定、新銀行告示第七条第四項第一号（新銀行告示第八条第四項において準用する場合を除く。）の規定、新銀行告示第七条第四項第二号において準用する新銀行告示第二条第四項及び第五項の規定、新銀行告示第七条第五項及び第六項（それぞれ新銀行告示第八条第五項において準用する場合を除く。）の規定並びに新銀行告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新銀行告示第二条第五項及び新銀行告示第七条第四項第二号において読み替えて準用する新銀行告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分を除く。）は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

5　新銀行告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新銀行告示第二条第五項及び新銀行告示第七条第四項第二号において読み替えて準用する新銀行告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分に限る。）は、平成三十一年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

6　新銀行告示第五条第一項及び第二項の規定、同条第三項において準用する新銀行告示第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第四条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定、新銀行告示第五条第四項において準用する新銀行告示第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（読替え後の同項に規定する別紙様式第四号を含む。）並びに第四条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定並びに新銀行告示第五条第五項において準用する新銀行告示第四条第五項及び第六項の規定並びに新銀行告示第八条第一項及び第二項の規定、同条第三項において準用する新銀行告示第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第七条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定、新銀行告示第八条第四項において準用する新銀行告示第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（読替え後の同項に規定する別紙様式第四号を含む。）並びに第七条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定並びに新銀行告示第八条第五項

において準用する新銀行告示第七条第五項及び第六項の規定は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

７　新銀行告示第六条第一項第十二号、第三項第九号及び第十二号並びに第四項並びに第九条第一項第九号及び第十二号並びに第二項の規定並びに新銀行告示別紙様式第八号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した四半期の開示事項に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

８　新銀行告示別紙様式第八号（第一面に係る部分を除く。）は、平成三十年六月三十日以後に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

改正文　（平成三十年三月十四日金融庁告示第十号）　抄

平成三十年三月三十一日から適用する。

附　則　（平成三十年三月二十三日金融庁告示第十三号）　抄

（適用時期）

第一条　この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

附　則　（平成三十一年二月十八日金融庁告示第三号）　抄

（適用時期）

第一条　この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新銀行告示」という。）第十条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新銀行告示第十一条において準用する場合を除く。）の規定並びに新銀行告示第十条第五項（新銀行告示第十一条において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第十一号の二は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係

る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2　新銀行告示第十一条において準用する新銀行告示第十条第四項及び第五項の規定並びに同項に規定する別紙様式第十一号の二は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3　新銀行告示第十二条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新銀行告示第十三条において準用する場合を除く。）の規定、新銀行告示第十五条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新銀行告示第十六条において準用する場合を除く。）の規定並びに新銀行告示第十二条第五項（新銀行告示第十三条において準用する場合を除く。）及び第十五条第五項（新銀行告示第十六条において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第十一号の二は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4　新銀行告示第十三条において準用する新銀行告示第十二条第四項及び第五項の規定、新銀行告示第十六条において準用する新銀行告示第十五条第四項及び第五項の規定並びに新銀行告示第十三条において準用する新銀行告示第十二条第五項及び新銀行告示第十六条において準用する新銀行告示第十五条第五項に規定する別紙様式第十一号の二は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

附　則　（平成三十一年三月一日金融庁告示第五号）　抄

（適用時期）

第一条　この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この

条において「新銀行告示」という。）第二条第五項（新銀行告示第四条第四項第二号及び第七条第四項第二号において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第二号（第三十一面に係る部分に限る。）は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

２　新銀行告示第三条第四項において読み替えて準用する新銀行告示第二条第五項に規定する別紙様式第四号（第二十五面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

３　新銀行告示第四条第四項第二号及び第七条第四項第二号において読み替えて準用する新銀行告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第三十一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

４　新銀行告示第五条第四項及び第八条第四項において読み替えて準用する新銀行告示第二条第五項に規定する別紙様式第四号（第二十五面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

附　則　（平成三十一年三月十五日金融庁告示第七号）　抄

（適用時期）

第一条　この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条　第六条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新銀行開示告示」という。）第二条第三項第十一号（新銀行開示告示第三条第三項において読み替えて準用する場合を除く。）において引用する別紙様式第

十三号、新銀行開示告示第二条第四項第二号（新銀行開示告示第三条第四項、第四条第四項第二号、第五条第四項、第七条第四項第二号及び第八条第四項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定、新銀行開示告示第二条第五項（新銀行開示告示第四条第四項第二号及び第七条第四項第二号において読み替えて準用する場合を除く。）において引用する別紙様式第二号（第四面から第八面まで及び第二十二面から第二十五面までに係る部分に限る。）、新銀行開示告示第二条第六項（新銀行開示告示第三条第五項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定、新銀行開示告示第二条第七項（新銀行開示告示第三条第五項において準用する場合を除く。）において引用する別紙様式第三号及び新銀行開示告示第十条第四項（新銀行開示告示第十一条において読み替えて準用する場合を除く。）の規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2　新銀行開示告示第三条第三項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第三項第十一号において引用する別紙様式第十三号、新銀行開示告示第三条第四項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第四項第二号の規定、新銀行開示告示第三条第四項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第五項において引用する別紙様式第四号（第二面から第六面まで及び第十七面から第二十面までに係る部分に限る。）、新銀行開示告示第三条第五項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第六項の規定、新銀行開示告示第三条第五項において準用する新銀行開示告示第二条第七項において引用する別紙様式第三号及び新銀行開示告示第十一条において読み替えて準用する新銀行開示告示第十条第四項の規定は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3　新銀行開示告示第四条第三項第二号及び第七条第三項第二号において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第三項第十一号において引用する別紙様式第十四号、新銀行開示告示第四条第四項第二号及び第七条第四項第二号において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第四項第二号の規定、新銀行開示告示第四条第四項第二号及び第七条第四項第二号において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第五項において引用する別紙様式第二号（第四面から第八面まで及び第二十二面から第二十五面までに係る部分に限る。）、新銀行開示告示第四条第五項（新銀行開示告示第五条第五項において読

み替えて準用する場合を除く。）の規定、新銀行開示告示第四条第六項（新銀行開示告示第五条第五項において準用する場合を除く。）において引用する別紙様式第六号、新銀行開示告示第四条第七項（新銀行開示告示第五条第六項において読み替えて準用する場合を除く。）及び第七条第七項（新銀行開示告示第八条第六項において読み替えて準用する場合を除く。）において引用する別紙様式第十五号、新銀行開示告示第十二条第四項（新銀行開示告示第十三条において読み替えて準用する場合を除く。）の規定並びに新銀行開示告示第十五条第四項（新銀行開示告示第十六条において読み替えて準用する場合を除く。）の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項、次条第二項及び附則第二十九条第二項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4　新銀行開示告示第五条第三項及び第八条第三項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第三項第十一号において引用する別紙様式第十四号、新銀行開示告示第五条第四項及び第八条第四項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第四項第二号の規定、新銀行開示告示第五条第四項及び第八条第四項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第五項において引用する別紙様式第四号（第二面から第六面まで及び第十七面から第二十面までに係る部分に限る。）、新銀行開示告示第五条第五項において読み替えて準用する新銀行開示告示第四条第五項の規定、新銀行開示告示第五条第五項において準用する新銀行開示告示第四条第六項において引用する別紙様式第六号、新銀行開示告示第五条第六項において読み替えて準用する新銀行開示告示第四条第七項及び新銀行開示告示第八条第六項において読み替えて準用する新銀行開示告示第七条第七項において引用する別紙様式第十五号、新銀行開示告示第十三条において読み替えて準用する新銀行開示告示第十二条第四項の規定並びに新銀行開示告示第十六条において読み替えて準用する新銀行開示告示第十五条第四項の規定は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

附　則　（令和二年六月二十九日金融庁告示第三十二号）　抄

（適用時期）

第一条　この告示は、令和二年六月三十日から適用する。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第八条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新銀行開示告示」という。）第二条第七項（新銀行開示告示第三条第五項において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第三号は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2　新銀行開示告示第三条第五項において準用する新銀行開示告示第二条第七項に規定する別紙様式第三号は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3　新銀行開示告示第四条第六項（新銀行開示告示第五条第五項において準用する場合を除く。）及び第七条第六項（新銀行開示告示第八条第五項において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第六号は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4　新銀行開示告示第五条第五項において準用する新銀行開示告示第四条第六項及び新銀行開示告示第八条第五項において準用する新銀行開示告示第七条第六項に規定する別紙様式第六号は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

附　則　（令和四年三月二十五日金融庁告示第六号）

（適用時期）

1　この告示は、令和四年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の別紙様式第二号は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附　則　（令和四年四月二十八日金融庁告示第二十四号）

（適用時期）

1　この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の規定は、基準日（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十二号）附則第二条第三項又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十三号）附則第二条第三項に規定する基準日をいう。以下同じ。）以後に終了する事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は基準日以後に終了する四半期に係る事項の開示について適用し、基準日前に終了する事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は基準日前に終了する四半期に係る事項の開示については、なお従前の例による。

附　則　（令和四年七月十五日金融庁告示第四十三号）

（適用時期）

1　この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の別紙様式第三号及び別紙様式第六号は、基準日（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十二号）附則第二条第三項又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株

会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十三号）附則第二条第三項に規定する基準日をいう。以下同じ。）以後に終了する事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は基準日以後に終了する四半期に係る事項の開示について適用し、基準日前に終了する事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は基準日前に終了する四半期に係る事項の開示については、なお従前の例による。この場合（基準日がこの告示の適用の日である場合を除く。）において、この告示による改正前の別紙様式第三号中「

22		単体レバレッジ比率　（（ホ）／（ヘ））		

」とあるのは「

22		単体レバレッジ比率　（（ホ）／（ヘ））		
		適用する所要単体レバレッジ比率		
		適用する所要単体レバレッジ・バッファー比率		

」と、同様式（注）（５）中

「b　単体レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。」

とあるのは

「b　単体レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

c　「適用する所要単体レバレッジ比率」の項には、三パーセント（レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合にあっては、当該比率）を記載すること。

d　「適用する所要単体レバレッジ・バッファー比率」の項には、自己資本比率告示第十四条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率を記載すること。ただし、連結レバレッジ比率を算出している銀行、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあっては、記載することを要しない（この場合には、当該項目の行を削除することができる。）。」

と、この告示による改正前の別紙様式第六号中「

22		連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 （（ホ）／（ヘ））		

」とあるのは「

22		連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 （（ホ）／（ヘ））		
		適用する所要連結レバレッジ比率又は所要持株レバレッジ比率		
		適用する所要連結レバレッジ・バッファー比率又は所要持株レバレッジ・バッファー比率		

」と、同様式（注）（５）中

「b　連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。」

とあるのは

「b　連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

c　「適用する所要連結レバレッジ比率又は所要持株レバレッジ比率」の項には、三パーセント（レバレッジ比率告示第二条ただし書又は持株レバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合にあっては、当該比率）を記載すること。

d　「適用する所要連結レバレッジ・バッファー比率又は所要持株レバレッジ・バッファー比率」の項には、自己資本比率告示第二条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率又は持株自己資本比率告示第二条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率を記載すること。ただし、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあっては、記載することを要しない（この場合には、当該項目の行を削除することができる。）。」

とする。

附　則　（令和四年十一月十一日金融庁告示第七十四号）

（適用時期）

1　この告示は、令和六年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の規定は、この告示の適用の日以後に終了する事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は同日以後に終了する四半期に係る事項の開示について適用し、同日前に終了した事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は同日前に終了した四半期に係る事項の開示については、なお従前の例による。

附　則　（令和四年十一月三十日金融庁告示第八十三号）

（適用時期）

1　この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の規定は、基準日（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十二号）附則第二条第三項又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十三号）附則第二条第三項に規定する基準日をいう。以下同じ。）以後に終了する事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は基準日以後に終了する四半期に係る事項の開示について適用し、基準日前に終了する事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は基準日前に終了する四半期に係る事項の開示については、なお従前の例による。

改正文　（令和五年十二月二十七日金融庁告示第百十七号）　抄

令和六年三月三十一日から適用する。

改正文　（令和六年三月二十七日金融庁告示第二十八号）　抄

令和六年四月一日から適用する。

附　則（令和七年三月三十一日金融庁告示第三十九号）

この告示は、令和七年三月三十一日から適用する。ただし、別紙様式第二号第三十面、別紙様式第四号第二十四面及び別紙様式第十一号の三の改正規定は、令和八年三月三十一日から適用する。

（別紙様式第一号）

（単位：百万円、％）

CC１：自己資本の構成（銀行単体）				
国際様式の該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式第十三号(CC2)の参照項目
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目　（１）				
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額			
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額			
2	うち、利益剰余金の額			
1c	うち、自己株式の額（△）			
26	うち、社外流出予定額（△）			
	うち、上記以外に該当するものの額			
1b	普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額			
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額			
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額　（イ）			
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目　（２）				
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			
8	うち、のれんに係るものの額			

9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
11	繰延ヘッジ損益の額			
12	適格引当金不足額			
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
15	前払年金費用の額			
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額			
18	少数出資金融機関等の普通株式の額			
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額			
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）			

		に関連するものの額			
21		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
22		特定項目に係る十五パーセント基準超過額			
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
27		その他 Tier1 資本不足額			
28		普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額　（ロ）			
普通株式等 Tier1 資本					
29		普通株式等 Tier1 資本の額（(イ)－(ロ)）　（ハ）			
その他 Tier1 資本に係る基礎項目　（3）					
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額			

	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額			
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
36		その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)			
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
37		自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
39		少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
40		その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
42		Tier2 資本不足額			
43		その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			
その他 Tier1 資本					
44		その他 Tier1 資本の額((ニ)－(ホ)) (ヘ)			
Tier1 資本					
45		Tier1 資本の額((ハ)＋(ヘ)) (ト)			
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)					
46		Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			
		Tier2 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計			

	額			
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額			
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額（チ）			
Tier2 資本に係る調整項目　（5）				
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
54a	少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有 TLAC に該当しなくなったものの額			
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			

57	Tier2 資本に係る調整項目の額（リ）			
Tier2 資本				
58	Tier2 資本の額（（チ）－（リ））（ヌ）			
総自己資本				
59	総自己資本の額（（ト）＋（ヌ））（ル）			
リスク・アセット　（6）				
60	リスク・アセットの額　（ヲ）			
自己資本比率及び資本バッファー　（7）				
61	普通株式等 Tier1 比率（（ハ）／（ヲ））			
62	Tier1 比率（（ト）／（ヲ））			
63	総自己資本比率（（ル）／（ヲ））			
64	最低単体資本バッファー比率			
65	うち、資本保全バッファー比率			
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率			
67	うち、G-SIB／D-SIB バッファー比率			
68	単体資本バッファー比率			
調整項目に係る参考事項　（8）				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額			
73	その他金融機関等に係る対象			

	資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額			
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額			
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額			
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項　（9）				
76	一般貸倒引当金の額			
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額			
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額			

（注）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び銀行 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

（1）普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の項には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十九年三月二十九日に公表された「開示要件

（第３の柱）の統合及び強化―第２フェーズ」と題する文書のテンプレート CC1 における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

（２）普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

a 「繰延ヘッジ損益」とは、財務諸表規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。

なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第一号に掲げる額をいう。

e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第二号に掲げる額をいう。

f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第三号に掲げる額をいう。

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第一号に掲げる額をいう。

h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第二号に掲げる額をいう。

i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異

に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第三号に掲げる額をいう。

（３）その他 Tier1 資本に係る基礎項目

a　「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。

b　「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。

（４）Tier2 資本に係る基礎項目

a　「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。

b　「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第十九条第一項第五号イに掲げる額をいう。

c　「適格引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第十九条第一項第五号ロに掲げる額をいう。

（５）Tier2 資本に係る調整項目

a　「少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有 TLAC に該当しなくなったものの額」とは、自己資本比率告示第十九条第三項第二号及び第三号に掲げる額の合計額をいう。なお、この項は、自金融機関が TLAC 規制対象銀行でない場合には、記載することを要しない（この場合には、当該項を削除することができる。）。また、ロ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

b　「意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額」、「少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額」及び「その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額」の項につき、ロ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、その他外部 TLAC 関連調達手段の額に

係る額は、計上することを要しない。

（6）リスク・アセット

「リスク・アセットの額」とは、自己資本比率告示第十四条各号の算式の分母の額をいう。

（7）自己資本比率及び資本バッファー

a 「最低単体資本バッファー比率」から「単体資本バッファー比率」までの項は、連結自己資本比率を算出する銀行、銀行若しくは銀行持株会社の連結子会社等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあっては、記載することを要しない（この場合には、当該項を削除することができる。）。

b 当期に係る別紙様式第九号の開示を行う場合には、項番 64「最低単体資本バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 11「最低単体資本バッファー比率」の項の比率と、項番 65「うち、資本保全バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 8「資本保全バッファー比率」の項の比率と、項番 66「うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 9「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率と、項番 67「うち、G-SIB／D-SIB バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 10「G-SIB／D-SIB バッファー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

（8）調整項目に係る参考事項

a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本等調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b 「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

d　「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

（９）Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

a　「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第百五十二条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。

b　「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第百五十二条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

（10）その他

a　ハ欄には、この様式と別紙様式第十三号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合には、記載することを要しない。）。

b　この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

c　この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（別紙様式第二号）

（第一面）

（単位：百万円）

OV１：リスク・アセットの概要					
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、基礎的内部格付手法適用分				
4	うち、スロッティング・クライテリア適用分				
5	うち、先進的内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー				
	その他				
6	カウンターパーティ信用リスク				
7	うち、ＳＡ－ＣＣＲ適用分				
8	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
9	その他				
10	ＣＶＡリスク				
	うち、ＳＡ－ＣＶＡ適用分				
	うち、完全なＢＡ－ＣＶＡ適用分				
	うち、限定的なＢＡ－ＣＶＡ適用分				
11	経過措置により適用されるマーケッ				

	ト・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー				
12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）				
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）				
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）				
15	未決済取引				
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
	うち、内部格付手法準拠方式適用分				
	うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分				
	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
20	マーケット・リスク				
21	うち、標準的方式適用分				
22	うち、内部モデル方式適用分				
	うち、簡易的方式適用分				

23	勘定間の振替分				
24	オペレーショナル・リスク				
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
26	フロア調整				
27	合計				

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面のｂ以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）１の「信用リスク」の項から「信用リスク　その他」の項までには、項番６から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250％のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番 25 に該当するものの額は含まれない。また、項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項、項番３「信用リスク　うち、基礎的内部格付手法適用分」の項及び項番５「信用リスク　うち、先進的内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク　うち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク　その他」の項までに該当するものの額は含まれない。

b　項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第四十八条第一項又は持株自己資本比率告示第二十六条第一項に規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスポージャー（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第 22 号。以下「令和四年自己資本比率告示改正告示」という。）附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年自己資本比率告示改正告示による改正前の自己資本比率告示（以下「令和四年改正前自己資本比率告示」という。）第百六十六条第一項各号又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第 23 号。以下「令和四年持株自己資本比率告示改正告示」という。）附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正前の持株自己資本比率告示（以下「令和四年改正前持株自己資本比率告示」という。）第百四十四条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイ

トを用いる株式等エクスポージャーを除く。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に８パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

c　項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第七面の開示を行う場合には、同面の項番 12「合計」の項ホ欄の額と一致する。

d　項番３「信用リスク　うち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百五十二条第一号イ又は持株自己資本比率告示第百三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用行である場合は、内部格付手法を適用して算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

e　項番３「信用リスク　うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第九面の開示を行う場合には、基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用行である場合は、同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。

f　項番４「信用リスク　うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項には、自己資本比率告示第百四十九条又は持株自己資本比率告示第百二十七条に規定するスロッティング・クライテリアを利用して算出する自己資本比率告示第百五十二条第一号イ又は持株自己資本比率告示第百三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。また、項番４に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

g　項番４「信用リスク　うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十三面の開示を行う場合には、同面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

h　項番５「信用リスク　うち、先進的内部格付手法適用分」の項には、先進的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百五十二条第一号イ又は持株自己資本比率告示第百三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、

自金融機関が基礎的内部格付手法採用行である場合は、当該欄は記載することを要しない。

i　項番５「信用リスク　うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第九面の開示を行う場合には、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額と一致する。

j　項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番３「信用リスク　うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番４「信用リスク　うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番５「信用リスク　うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番１「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

k　「信用リスク　うち、重要な出資のエクスポージャー」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の二の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の二の規定により、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百七十八条の二の規定又は持株自己資本比率告示第百五十六条の二の規定により、1250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

l　「信用リスク　うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第百七十七条又は持株自己資本比率告示第百五十五条に規定するリース取引における見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m　「信用リスク　その他」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十七条の規定又は持株自己資本比率告示第五十五条の規定により、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百七十八条第二項の規定又は持株自己資本比率告示第百五十六条第二項の規定により、100 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

n　項番６「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十四面及び第二十一面の開示を行う場合には、第十四面の項番６「合計」の項へ欄の額並びに第二十一面の項番１「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計)」の項ロ欄の額及び項番 11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計)」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

o　項番６「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当期に係る第三十七面の

開示を行う場合には、同面の項番２「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

p　項番７「カウンターパーティ信用リスク　うち、ＳＡ－ＣＣＲ適用分」の項には、自己資本比率告示第七十九条の二（自己資本比率告示第百五十七条第七項及び第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条の二（持株自己資本比率告示第百三十五条第七項及び第百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

q　項番８「カウンターパーティ信用リスク　うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十九条の三（自己資本比率告示第百五十七条第七項及び第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条の三（持株自己資本比率告示第百三十五条第七項及び第百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

r　項番８「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十面の開示を行う場合には、同面の項番９「当期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

s　「カウンターパーティ信用リスク　うち、中央清算機関関連エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第八章の三の規定又は持株自己資本比率告示第六章の三の規定により算出した中央清算機関関連エクスポージャーに係るリスク･アセットの合計額(イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

t　項番 10「ＣＶＡリスク」の項には、自己資本比率告示第八章の二の規定又は持株自己資本比率告示第六章の二の規定により算出したＣＶＡリスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

u　項番 10「ＣＶＡリスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の四及び第三十七面の開示を行う場合には、第十五面の四の項番２「当期末」の項の額を８パーセントで除して得た額及び第三十七面の項番３「ＣＶＡリスク」の項ハ欄の額と一致する。

v　「ＣＶＡリスク　うち、ＳＡ－ＣＶＡ適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面

の三の開示を行う場合には、同面の項番７「合計」の項イ欄の額を８パーセントで除して得た額と一致する。

w　「ＣＶＡリスク　うち、完全なＢＡ－ＣＶＡ適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の二の開示を行う場合には、同面の項番３「合計」の項イ欄の額を８パーセントで除して得た額と一致する。

x　「ＣＶＡリスク　うち、限定的なＢＡ－ＣＶＡ適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の開示を行う場合には、同面の項番３「合計」の項ロ欄の額を８パーセントで除して得た額と一致する。

y　項番 11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項第一号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項第二号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項第二号に掲げる PD/LGD 方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番３「信用リスク　うち、基礎的内部格付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

z　項番 12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第二項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第二項又は持株自己資本比率告示第百四十五条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

aa　項番 13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の

五第六項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第七項又は持株自己資本比率告示第百四十五条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

bb　「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第十項第一号又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

cc　「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

dd　項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第十項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第十一項又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ee　項番 15「未決済取引」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十九条の五又は持株自己資本比率告示第五十七条の五に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百七十七条の二又は持株自己資本比率告示第百五十五条の二に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ff　項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャ

ー」の項には、自己資本比率告示第八章の規定又は持株自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

gg　項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。

hh　項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番４「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額と一致する。

ii　項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

jj　項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

kk　項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ll　項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

mm　項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

nn　項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャ

ー　うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

oo　項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

pp　「信用リスク･アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250％のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク･アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

qq　「信用リスク･アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250％のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

rr　項番 20「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第九章の規定又は持株自己資本比率告示第七章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番６「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

ss　項番 21「マーケット・リスク　うち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十六面の開示を行う場合には、同面の項番 12「合計」の項の額と一致する。

tt　項番 22「マーケット・リスク　うち、内部モデル方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十七面の開示を行う場合には、同面の項番 16「マーケット・リスクの合計額（ACRtotal)」の項の額から同面の項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク（Cu)」の項の額を控除した額を記載すること。

uu　「マーケット・リスク　うち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十九面の開示を行う場合には、同面の項番６「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額と一致する。

vv　項番 23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章若しくは第三章又は持株自己資本比率告示第二章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加

算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ww　項番 24「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第十章の規定又は持株自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

xx　項番 25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の三の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の三の規定により、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百七十八条の三の規定又は持株自己資本比率告示第百五十六条の三の規定により、250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

yy　項番 26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条若しくは第二十四条の規定又は持株自己資本比率告示第十三条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項若しくは第十四条各号及び第十四条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

zz　「信用リスク　うち、重要な出資のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスク　うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスク　その他」の項イ欄の額、項番 11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番 12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番 13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）」の項イ欄の額、項番 14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項イ欄の額、項番 23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番 25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番 7「その他リスク・アセット」の項ロ欄の額及びハ欄の額と一致する。

aaa　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

bbb　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

ccc　この面におけるロ欄及びニ欄の「前期末」が令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

（第二面）

（単位：百万円）

LI１:会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲との間の差異及び連結貸借対照表の区分と自己資本比率規制上のリスク・カテゴリーとの対応関係							
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	連結貸借対照表計上額	自己資本比率規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表計上額	各項目に対応する帳簿価額				
			信用リスク（ニ欄及びホ欄に該当する額を除く。）	カウンターパーティ信用リスク	証券化エクスポージャー（ヘ欄に該当する額を除く。）	マーケット・リスク	所要自己資本算定対象外の項目又は規制資本からの調整項目
資産							
現金預け金							
コールローン及び買入手形							
買現先勘定							
債券貸借取引支払保証金							
買入金銭債権							
特定取引資産							
商品有価証券							

金銭の信託							
有価証券							
貸出金							
外国為替							
その他資産							
有形固定資産							
無形固定資産							
繰延税金資産							
再評価に係る繰延税金資産							
支払承諾見返							
貸倒引当金							
……							
資産合計							
負債							
預金							
譲渡性預金							
コールマネー及び売渡手形							
売現先勘定							
債券貸借取引受入担保金							

コマーシャル・ペーパー							
特定取引負債							
借用金							
外国為替							
短期社債							
社債							
新株予約権付社債							
信託勘定借							
その他負債							
賞与引当金							
役員賞与引当金							
退職給付引当金							
役員退職慰労引当金							
その他の引当金							
特別法上の引当金							
繰延税金負債							
再評価に係る繰延税金負債							
支払承諾							
……							
負債合計							

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　資産及び負債の内訳は、連結貸借対照表（単体自己資本比率のみを算出する銀行にあっては、貸借対照表）で使用されている勘定科目名に従うこと。

b　自金融機関における会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一である場合、イ欄及びロ欄を統合すること。ただし、単体自己資本比率のみを算出する銀行にあっては、ロ欄を記載することを要しない。

c　一つの項目がハ欄からト欄までの複数のリスク・カテゴリーにおいて資本賦課の対象となる場合、当該項目は対象となる全ての欄において計上すること。この場合において、ロ欄の額とハ欄からト欄までの額の合計額は一致しない。

d　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

e　単体自己資本比率のみを算出する銀行にあっては、「会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲との間の差異及び連結貸借対照表の区分と自己資本比率規制上のリスク・カテゴリーとの対応関係」とあるのは「貸借対照表の区分と自己資本比率規制上のリスク・カテゴリーとの対応関係」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「貸借対照表計上額」と読み替えるものとする。

（第三面）

（単位：百万円）

LI２:自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異の主な要因						
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		合計	対応する項目			
			信用リスク（ハ欄及びニ欄に該当する額を除く。）	カウンターパーティ信用リスク	証券化エクスポージャー（ホ欄に該当する額を除く。）	マーケット・リスク
1	自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額					
2	自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額					
3	自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産及び負債の純額					
4	オフ・バランスシートの額					
5	保守的な公正価値調整による差異					
6	ネッティングルールの相違による差異（項番２に含まれる額を除く。）					
7	引当て及び償却を勘案することによる					

	差異					
8	調整項目(プルデンシャル・フィルター)による差異					
9	……					
10	自己資本比率規制上のエクスポージャーの額					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番２「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項ロ欄からホ欄までには、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ハ欄からヘ欄までの対応する項目の額を記載すること。また、項番１「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番２「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項イ欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ロ欄からト欄の額を控除した額を記載すること。

b　項番３「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産及び負債の純額」の項には、項番１「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」の項の額から項番２「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項の額を控除した額を記載すること。

c　項番４「オフ・バランスシートの額」の項には、オフ・バランスシートのエクスポージャー（標準的手法が適用される資産のオフ・バランス取引又は内部格付手法が適用される資産のオフ・バランス資産項目をいう。以下この面において同じ。）に起因する差額（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき、オフ・バランスシートのエクスポージャーに係る信用供与枠の未引出額又は想定元本額に対して所定の掛目を適用した後の額から、項番３の項に既に含まれている未引出額又は想定元本額を差し引いた額とする。）を記載すること。

d　項番５から項番８までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除できる。

e　項番 10「自己資本比率規制上のエクスポージャーの額」の項のうち、ロ欄については自己資本比率告示第六章及び第七章又は持株自己資本比率告示第四章及び第五章に規定する信用リスクの標準的手法及び内部格付手法の計算対象となる資産の額（オフ・バランスシートのエクスポージャーも含む。ただし、ハ欄及びニ欄の計算対象となるものは除く。）、ハ欄については派生商品取引及びレポ形式の取引等の信用リスク削減手法適用後のエクスポージャーの額、ニ欄については自己資本比率告示第八章又は持株自己資本比率告示第六章に規定する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の計算対象となるエクスポージャーの額、ホ欄については自己資本比率告示第九章又は持株自己資本比率告示第七章に規定するマーケット・リスクの計算対象となるネット・ポジションの額を記載すること。

f　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

g　単体自己資本比率のみを算出する銀行にあっては、「連結貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく」とあるのは「自己資本比率規制上の」と読み替えるものとする。

（第四面）

（単位：百万円）

CR１：資産の信用の質

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		帳簿価額の総額		引当金	ネット金額（イ＋ロ－ハ）
		デフォルトしたエクスポージャー	非デフォルトエクスポージャー		
	オン・バランスシートの資産				
1	貸出金				
2	有価証券（うち負債性のもの）				
3	その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）				
4	オン・バランスシートの資産の合計　（１＋２＋３）				
	オフ・バランスシートの資産				
5	支払承諾等				
6	コミットメント等				
7	オフ・バランスシートの資産の合計（５＋６）				
	合計				
8	合計　（４＋７）				

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　項番１「貸出金」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金に含まれる資産を対象として計数を記載すること。

b　項番２「有価証券（うち負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における有価証券に含まれる資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること。

c　項番３「その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金及び有価証券以外の資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること（ただし、貸借対照表又は連結貸借対照表における支払承諾見返に含まれる資産、派生商品取引に係る資産及び特定取引勘定に属する資産を除く。）。

d　項番４「オン・バランスシートの資産の合計（１＋２＋３）」の項には、項番１、項番２及び項番３の項に計上される額の合計額を記載すること。

e　項番５「支払承諾等」の項には、金融機関が提供する保証及びクレジット・デリバティブによるプロテクションに係るエクスポージャーの額を記載すること。

f　項番６「コミットメント等」の項には、コミットメントのうち、取消し不能なコミットメント（条件の有無にかかわらず取消し可能なコミットメントを除く。）に係る信用供与枠の未引出額に係るエクスポージャーの額（ただし、CCF（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）の適用前の額とする。）を対象として、計数を記載すること。

g　項番７「オフ・バランスシートの資産の合計（５＋６）」の項には、項番５及び項番６の項に計上される額の合計額を記載すること。

h　項番８「合計（４＋７）」の項には、項番４及び項番７の項に計上される額の合計額を記載すること。

i　それぞれの項に含まれる対象資産が明確でない場合には、説明を付すこと。

j　イ欄及びロ欄には、引当金の控除前かつ自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のエクスポージャー額を記載すること。また、当該額は、自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法及びCCFの適用前の額とすること。

k　イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第七十一条又は持株自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条又は持株自己資本比率告示第五十条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は持株自己資本比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

l　ハ欄には、項番１から項番８までのそれぞれに対応するものとして計上される引当金の合計額を記載すること。

m　ニ欄には、イ欄及びロ欄の合計額から、ハ欄の額を控除した額を記載すること。

n　「オン・バランスシートの資産」の項番１から項番４までの項ニ欄の額は、それぞれ第六面の項番１から項番４までの項イ欄及びロ欄の合計額と一致する。

o　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

p　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第五面）

（単位：百万円）

CR２:デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動			
項番			額
１	前期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高		
２	貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の当期中の要因別の変動額	デフォルトした額	
３		非デフォルト状態へ復帰した額	
４		償却された額	
５		その他の変動額	
６	当期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高　（１＋２－３－４＋５）		

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第七十一条又は持株自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条又は持株自己資本比率告示第五十条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は持株自己資本比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

b　項番１「前期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高」の項には、前期末時点においてデフォルト状態にある貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）のエクスポージャー額（自己資本比率告示又は持株自己資

本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額）を記載すること。（「貸出金」は第四面の項番１「貸出金」の項に計上される資産を、「有価証券等（うち負債性のもの）」は同面の項番２「有価証券（うち負債性のもの）」及び項番３「その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）」の項に計上される資産を指すものとする。以下この面において同じ。）

c　項番２「デフォルトした額」の項には、当期中に新たにデフォルト事由が生じた貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）につき、当該デフォルト事由が生じた時点のエクスポージャー額（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額）を記載すること。ただし、一の債務者又はエクスポージャーにつき、当期中に複数回デフォルト事由が発生している場合にあっては、最後のデフォルト事由のみを対象に集計すること。

d　項番３「非デフォルト状態へ復帰した額」の項には、項番１及び項番２の項に計上されている貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）のうち、当期中にデフォルト事由が全て解消されたものにつき、最初にデフォルト事由が全て解消された時点のエクスポージャー額（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額）を記載すること。

e　項番４「償却された額」の項には、項番１及び項番２の項に計上されている貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）のうち、当期中に（当期中にデフォルト事由が全て解消された場合にあっては、最初にデフォルト事由が全て解消された時点までの間に）償却された額（部分直接償却を含む。）を記載すること。

f　項番５「その他の変動額」の項には、合計額が一致するために必要な調整額（負の場合には負数）を記載すること。なお、当該変動額の発生要因のうちの主なものについて説明を付すこと（「デフォルト状態にあるエクスポージャーの回収による残高減少」「デフォルト状態にあるエクスポージャーの売却による残高減少」「デフォルト期間中の追加与信」等）。

g　項番６「当期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高（１＋２－３－４＋５）」の項には、当期末時点においてデフォルト状態にある貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）のエクスポージャー額（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額）を記載すること。

h　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

i　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第六面）

（単位：百万円）

CR３:信用リスク削減手法						
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		非保全エクスポージャー	保全されたエクスポージャー	担保で保全されたエクスポージャー	保証で保全されたエクスポージャー	クレジット・デリバティブで保全されたエクスポージャー
１	貸出金					
２	有価証券(負債性のもの)					
３	その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの)					
４	合計　（１＋２＋３）					
５	うちデフォルトしたもの					

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額

を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　項番１「貸出金」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金に含まれる資産を対象として計数を記載すること。

b　項番２「有価証券（負債性のもの)」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における有価証券に含まれる資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること。

c　項番３「その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金及び有価証券以外の資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること（ただし、貸借対照表又は連結貸借対照表における支払承諾見返に含まれる資産、派生商品取引に係る資産及び特定取引勘定に属する資産を除く。）。

d　項番４「合計（１＋２＋３)」の項には、項番１から項番３までの項に計上される額の合計額を記載すること。

e　項番５「うちデフォルトしたもの」の項には、項番４「合計（１＋２＋３)」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第七十一条又は持株自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条又は持株自己資本比率告示第五十条に規定するエクスポージャーを含む。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は持株自己資本比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

f　それぞれの項に含まれる対象資産が明確でない場合には、説明を付すこと。

g　イ欄からホ欄までには、引当金の控除後のエクスポージャー額を記載すること。

h　イ欄には、エクスポージャーの全部が、自金融機関の採用する手法（標準的手法又は内部格付手法）において有効とされる担保、保証又はクレジット・デリバティブ（信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）として利用しない又は利用できないものを含む。）によって保全されていない場合には、当該エクスポージャーの額の合計額を記載すること。

i　ロ欄には、エクスポージャーの全額から、イ欄の額を控除した額を記載すること。

j　ハ欄からホ欄までには、エクスポージャーの一部又は全部が自金融機関の採用する手法（標準的手法又は内部格付手法）において有効とされる担保、保証又はクレジット・デリバティブ（信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、信用リスク削減手法として利用しない又は利用できないものを除く。）によって保全されている額（エクスポージャーの額を超過する部分を除いたヘアカット考慮後の保全実行により回収が見込まれる額）を記載すること。

k　項番１から項番４までの項のイ欄及びロ欄の額は、それぞれ第四面の「オン・バランスシートの資産」の項番１から項番４までの項ニ欄の額と一致する。

l　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

m　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第七面）

（単位：百万円、％）

CR４:標準的手法-信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

項番	資産クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		CCF・信用リスク削減手法適用前のエクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー		信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値（RWA density）
		オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額		
１a	日本国政府及び日本銀行向け						
１b	外国の中央政府及び中央銀行向け						
１C	国際決済銀行等向け						
２a	我が国の地方公共団体向け						
２b	外国の中央政府等以外の公共部門向け						
２c	地方公共団体金融機構向け						
２d	我が国の政府関係機関向け						
２e	地方三公社向け						
３	国際開発銀行向け						
４	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け						
	うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け						

5	カバード・ボンド向け						
6	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）						
	うち、特定貸付債権向け						
7a	劣後債権及びその他資本性証券等						
7b	株式等						
8	中堅中小企業等向け及び個人向け						
	うち、トランザクター向け						
9	不動産関連向け						
	うち、自己居住用不動産等向け						
	うち、賃貸用不動産向け						
	うち、事業用不動産関連						
	うち、その他不動産関連						
	うち、ＡＤＣ向け						
10a	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）						
10b	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞						
11a	現金						
11b	取立未済手形						
	信用保証協会等による保証付						

	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
12	合計						

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　イ欄からニ欄までには、標準的手法において認識されるエクスポージャーの額（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。

b　イ欄には、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く自己資本比率告示第六章又は持株自己資本比率告示第四章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。

c　ロ欄には、CCF（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCF を適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

d　ハ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額を記載すること。

e　ニ欄には、CCF を適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額を記載するこ

と。

f　ヘ欄には、ホ欄の額をハ欄及びニ欄の合計額で除して得た比率を記載すること。

g　内部格付手法採用行は、自己資本比率告示第百四十六条若しくは第百四十八条の規定又は持株自己資本比率告示第百二十四条若しくは第百二十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項各号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番７b「株式等」の項を除き、その記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

h　項番１a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

i　項番１b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

j　項番１c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

k 項番２a「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

l　項番２b「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

m　項番２c「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

n　項番２d「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第一項各号又は持株自己資本比率告示第三十九条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

o　項番２e「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

p　項番３「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

q　項番４「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十三条又は持株自己資本比率告示第四十一条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条又は持株自己資本比率告示第四十二条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）及び保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条の二又は持株自己資本比率告示第四十二条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。

r　項番４「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け　うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー及び保険会社向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

s　項番５「カバード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第六十三条の二第一項又は持株自己資本比率告示第四十一条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

t　項番６「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、自己資本比率告示第六十五条第一項又は持株自己資本比率告示第四十三条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十五条第三項又は持株自己資本比率告示第四十三条第三項の規定により 85 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（自己資本比率告示第六十五条第四項又は持株自己資本比率告示

第四十三条四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。）向けエクスポージャー及び特定貸付債権向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十五条の二第一項又は持株自己資本比率告示第四十三条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番８に該当するものは含めないものとする。

u　「法人等向け　うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

v　項番７a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第七十条の六の規定又は持株自己資本比率告示第四十八条の六の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示第七十六条の四の二第三項の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の四の二第三項の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。

w　項番７b「株式等」の項には、自己資本比率告示第七十六条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条第一項の規定により 250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第二項各号又は持株自己資本比率告示第五十四条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。

x　項番８「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十七条第一項及び第三項の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条第一項及び第三項の規定により 75 パーセント又は 45 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。

y　「中堅中小企業等向け及び個人向け　うち、トランザクター向け」の項には、自己資本比率告示第六十七条第三項の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条第三項の規定により 45 パーセントのリスク・ウェイトが適用される個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

z　項番９「不動産関連向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十八条第一項又は持株自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）、賃貸用不動産向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十九条第一項又は持株自己資本比率告示第四十七条第一項に規定する賃貸用不動産向けエク

スポージャーをいう。以下この面において同じ。)、事業用不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第七十条第一項又は持株自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する事業用不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)、その他不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第七十条の二第一項又は持株自己資本比率告示第四十八条の二第一項に規定するその他不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）及びＡＤＣ向けエクスポージャー（自己資本比率告示第七十条の三又は持株自己資本比率告示第四十八条の三に規定するＡＤＣ向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番９に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa　「不動産関連向け　うち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

bb　「不動産関連向け　うち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

cc　「不動産関連向け　うち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

dd　「不動産関連向け　うち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

ee　「不動産関連向け　うち、ＡＤＣ向け」の項には、ＡＤＣ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

ff　項番10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。)」の項には、延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十一条又は持株自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

gg　項番 10b「自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 10b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

hh　項番 11a「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

ii　項番 11b「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

jj　「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

kk　「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ll　項番 12「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第八面の二の項番 11「合計」の項ニ欄の額と一致する。

mm　項番 12「合計」の項ホ欄の額は、第一面の項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

nn　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

oo　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

pp　この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

（単位：百万円）

CR５ａ：標準的手法―資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー

項番	資産クラス ＼ リスク・ウェイト	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）						
		0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
１ａ	日本国政府及び日本銀行向け							
１ｂ	外国の中央政府及び中央銀行向け							
１ｃ	国際決済銀行等向け							

		0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
２ａ	我が国の地方公共団体向け								
２ｂ	外国の中央政府等以外の公共部門向け								
２ｃ	地方公共団体金融機構向け								
２ｄ	我が国の政府関係機関向け								
２ｅ	地方三公社向け								

		0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
３	国際開発銀行向け								

		20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
4	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け									
	うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け									

		10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
5	カバード・ボンド向け									

		20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
6	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）										
	うち、特定貸付債権向け										

		100%	150%	250%	400%	その他	合計
7a	劣後債権及びその他資本性証券等						
7b	株式等						

	45%	75%	100%	その他	合計

8	中堅中小企業等向け及び個人向け								

9a		20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他	合計
	不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け									
		20%	31.25%	37.5%	50%	62.5%			その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの									

9b		30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計
	不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け									
		30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%			その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの									

9c		70%	90%	110%	150%	その他	合計
	不動産関連向け うち、事業用不動産関連						

		70%	112.5%			その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの						

		60%	その他	合計
9d	不動産関連向け うち、その他不動産関連			
		60%	その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの			

		100%	150%	その他	合計
9e	不動産関連向け うち、ＡＤＣ向け				

		50%	100%	150%	その他	合計
10a	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）					
10b	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞					

		0%	10%	20%	その他	合計
11a	現金					
11b	取立未済手形					
	信用保証協会等による保証付					
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付					

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面には、自己資本比率告示第六章又は持株自己資本比率告示第四章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。）の効果の勘案後のエクスポージャーの額を記載すること。

b　内部格付手法採用行は、自己資本比率告示第百四十六条若しくは第百四十八条の規定又は持株自己資本比率告示第百二十四条若しくは第百二十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項各号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、

当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番７b「株式等」の項を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

c　項番１a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

d　項番１b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

e　項番１c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

f　項番２a「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

g　項番２b「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

h　項番２c「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

i　項番２d「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第一項各号又は持株自己資本比率告示第三十九条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

j　項番２e「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

k　項番３「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、

イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

l　項番４「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十三条又は持株自己資本比率告示第四十一条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条又は持株自己資本比率告示第四十二条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）並びに保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条の二又は持株自己資本比率告示第四十二条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。

m　「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け　うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー及び保険会社向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

n　項番５「カバード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第六十三条の二第一項又は持株自己資本比率告示第四十一条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

o　項番６「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、自己資本比率告示第六十五条第一項又は持株自己資本比率告示第四十三条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十五条第三項又は持株自己資本比率告示第四十三条第三項の規定により 85 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（自己資本比率告示第六十五条第四項又は持ち株自己資本比率告示第四十三条四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。）向けエクスポージャー及び特定貸付債権向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十五条の二第一項又は持株自己資本比率告示第四十三条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番８に該当するものは含めないものとする。

p　「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）　うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

q　項番７a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第七十条の六の規定又は持株自己資本比率告示第四十八条の六の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示第七十六条の四

の二第三項の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の四の二第三項の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十条又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十条の規定により、劣後債権及びその他資本性証券に 150 パーセント以外のリスク・ウェイトを適用する場合は、実際に適用されるリスク・ウェイトの欄を追加し、当該欄に当該劣後債権及びその他資本性証券に係る額を記載すること 。

r　項番７b「株式等」の項には、自己資本比率告示第七十六条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条第一項の規定により 250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第三項の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条第三項に掲げるものをいう。）及び株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば 400％の欄に、それ以外の投資であれば 250％の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

s　項番８「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十七条第一項及び第三項の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条第一項及び第三項の規定により 75 パーセント又は 45 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。

t　項番９a「不動産関連向け　うち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十八条第一項又は持株自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番９a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

u　「不動産関連向け　うち、自己居住用不動産等向け　うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十八条第三項又は持株自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

v　項番９b「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十九条第一項又は持株自己資本比率告示第四十七条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 9b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

w　「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け　うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

x　項番９c「不動産関連向け うち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第七十条第一項又は持株自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する事業用不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番９c に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

y　「不動産関連向け うち、事業用不動産関連 うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第七十条第三項において準用する自己資本比率告示第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十八条第三項において準用する持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

z　項番９d「不動産関連向け うち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第七十条の二第一項又は持株自己資本比率告示第四十八条の二第一項に規定するその他不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番９d に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa　「不動産関連向け うち、その他不動産関連 うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位以下であるその他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

bb　項番９e「不動産関連向け うち、ＡＤＣ向け」の項には、ＡＤＣ向けエクスポージャー（自己資本比率告示第七十条の三又は持株自己資本比率告示第四十八条の三に規定するＡＤＣ向けエクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番９e に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

cc　項番 10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十一条又は持株自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

dd　項番 10b「自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 10b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ee　項番 11a「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

ff　項番 11b「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

gg　「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

hh　「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ii　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

jj　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（単位：百万円）

CR５ｂ：標準的手法―リスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポージャーとＣＣＦ					
項番	リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ
		オン・バランスシートのエクスポージャーの額	オフ・バランスシートのエクスポージャーの額	ＣＣＦの加重平均値	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）
1	40%未満				
2	40%―70%				
3	75%				
	80%				
4	85%				
5	90%―100%				
6	105%―130%				
7	150%				
8	250%				
9	400%				
10	1250%				
11	合計				

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　イ欄、ロ欄及びニ欄には、標準的手法において認識されるエクスポージャーの額（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。

b　イ欄には、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く自己資本比率告示第六章又は持株自己資本比率告示第四章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。

c　ロ欄には、CCF（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCF を適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

d　ハ欄には、CCF を適用し、信用リスク削減手法の効果を勘案する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額をロ欄の額で除して得た比率を記載すること。

e　ニ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及び CCF を適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額を記載すること。

f　内部格付手法採用行は、自己資本比率告示第百四十六条若しくは第百四十八条の規定又は持株自己資本比率告示第百二十四条若しくは

第百二十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項各号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、当該株式等エクスポージャーに係る係数を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

g　項番１「40%未満」の項には、40 パーセント未満のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

h　項番２「40%―70%」の項には、40 パーセント以上 70 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

i　項番３「75%」の項には、75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

j　「80%」の項には、80 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

k　項番４「85%」の項には、85 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

l　項番５「90%―100%」の項には、90 パーセント以上 100 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

m　項番６「105%―130%」の項には、105 パーセント以上 130 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

n　項番７「150%」の項には、150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

o　項番８「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第七十六条第一項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株

式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第二項各号又は持株自己資本比率告示第五十四条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

p　項番９「400％」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

q　項番 10「1250％」の項には、1,250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

r　項番 11「合計」の項ニ欄の額は、第七面の項番 12「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。

s　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

t　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（単位：百万円、％、千件、年）

CR６：内部格付手法-ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー

		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
項番	PD区分	オン・バランスシート・グロスエクスポージャーの額	CCF・信用リスク削減手法適用前のオフ・バランスシート・エクスポージャーの額	平均CCF	CCF・信用リスク削減手法適用後EAD	平均PD	債務者の数	平均LGD	平均残存期間	信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値（RWA density）	EL	適格引当金
	ソブリン向けエクスポージャー												
1	0.00以上0.15未満												
2	0.15以上0.25未満												
3	0.25以上0.50未満												
4	0.50以上0.75未満												

5	0.75 以上 2.50 未満												
6	2.50 以上 10.00 未満												
7	10.00 以上 100.00 未満												
8	100.00（デフォルト）												
9	小計												
	金融機関等向けエクスポージャー												
	（略）												
…													
	（略）												
合計（全てのポートフォリオ）													

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される計数を記載すること（標準的手法を適用するポートフォリオについては、この面における開示の対象外とする。）。

b　内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ポートフォリオ区分には、少なくとも、⑴ソブリン向けエ

クスポージャー、⑵金融機関等向けエクスポージャー、⑶事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）、⑷中堅中小企業向けエクスポージャー、⑸特定貸付債権、⑹株式等エクスポージャー（令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項第二号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、⑺購入債権（事業法人等向け）、⑻購入債権（リテール向け）、⑼適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、⑽居住用不動産向けエクスポージャー及び⑾その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。⑴から⑶までのポートフォリオ区分及び⑷から⑾までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

c　購入債権に係るポートフォリオにおいて、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合には、ポートフォリオの区分を「購入債権（デフォルト・リスク相当部分）」と「購入債権（希薄化リスク相当部分）」に分け、「購入債権（希薄化リスク相当部分）」に係る区分においては項の名称を適切な名称に置き換えること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。

d　先進的内部格付手法採用行にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用している場合には、内部格付手法ごとに面を分けて作成すること。

e　自金融機関における債務者格付又はプールの区分にかかわらず、エクスポージャーに適用したPD推計値に基づき、当該エクスポージャーをこの面の対応する「PD区分」に割り当てること（「PD区分」のレンジの設定は変更しないこと。）。

f　イ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除前かつ自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。また当該額は信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前のエクスポージャーの額とすること。

g　ロ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除前かつ CCF（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（CCF を適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

h　ハ欄には、オフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額に係る加重平均 CCF（CCF 適用前かつ信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額に対する、CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案する前のエクスポージャーの合計額の割合）を記載すること。

i　ニ欄には、CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD を記載すること。

j　ホ欄には、PD の値を CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD により加重平均した値を記載すること。

k　ヘ欄には、RWA 計算基準日時点における債務者の数を記載すること。概数を記載する場合には、その記載方針についても併せて説明すること。リテール向けエクスポージャーのポートフォリオについては、PD 推計にデフォルトした債権の数を用いている場合、債務者の数に代えて債権の数で開示することができる（債権の数で開示する場合には説明を付すこと。）。

l　ト欄には、LGD の値を CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD により加重平均した値を記載すること。LGD は、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の LGD とする。

m　チ欄には、自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている取引のマチュリティを CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD により加重平均した値を記載すること。当該欄は、RWA 計算においてマチュリティ情報が使用される場合にのみ記載すること。

n　b(6)のポートフォリオ区分を記載する場合において、リ欄には、自己資本比率告示第百六十六条第九項の規定又は持株自己資本比率告示第百四十四条第九項の規定により算出した信用リスク・アセットの額に、ル欄の額に 1250 パーセントを乗じた額を加算した額を記載すること。

o　ヌ欄には、リ欄の額をニ欄の額で除して得た値を記載すること。

p　ル欄には、自己資本比率告示第百五十条の規定又は持株自己資本比率告示第百二十八条の規定により算出された期待損失額を記載すること。

q　ヲ欄には、適格引当金の額を記載すること（PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポージャーについては、斜線を付すこと。）。

r　「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第十三面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番３「信用リスク　うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番４「信用リスク　うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番５「信用リスク　うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。

s　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

t　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

u　この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

v　この面に記載する件数及び期間は、この面で指定された単位で記載し、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

w　この面は、自金融機関が標準的手法採用行である場合には、作成することを要しない。

（第十面）

（単位：百万円）

CR７:内部格付手法-信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響			
項番	ポートフォリオ	イ	ロ
		クレジット・デリバティブ勘案前の信用リスク・アセットの額	実際の信用リスク・アセットの額
1	ソブリン向けエクスポージャー-FIRB		
2	ソブリン向けエクスポージャー-AIRB		
3	金融機関等向けエクスポージャー-FIRB		
4	金融機関等向けエクスポージャー-AIRB		
5	事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く。）-FIRB		
6	事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く。）-AIRB		
7	特定貸付債権-FIRB		
8	特定貸付債権-AIRB		
9	リテール-適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー		
10	リテール-居住用不動産向けエクスポージャー		
11	リテール-その他リテール向けエクスポージャー		
12	購入債権-FIRB		
13	購入債権-AIRB		
14	合計		

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用

リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される計数を記載すること（標準的手法を適用するポートフォリオについては、この面における開示の対象外とする。）。

b　ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番１から項番８まで、項番 12 及び項番 13 については、適用手法（基礎的内部格付手法（FIRB）及び先進的内部格付手法（AIRB））別に計数を記載すること。

c　イ欄には、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）としてクレジット・デリバティブを利用しないと仮定した場合（信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブを現に利用していない場合を含む。）の信用リスク・アセットの額の合計額を記載すること。

d　ロ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の信用リスク・アセットの額の合計額を記載すること。

e　必要に応じて、クレジット・デリバティブに係る信用リスク削減手法の効果について説明を付すこと。

f　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

g　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

h　この面は、自金融機関が標準的手法採用行である場合には、作成することを要しない。

CR８:内部格付手法を適用した信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表			
項番			信用リスク・アセットの額
1	前期末時点における信用リスク・アセットの額		
2	当期中の要因別の変動額	資産の規模	
3		ポートフォリオの質	
4		モデルの更新	
5		手法及び方針	
6		買収又は売却	
7		為替の変動	
8		その他	
9	当期末時点における信用リスク・アセットの額		

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される信用リスク・アセットの額に係る計数を記載すること（標準的手法を適用するエクスポージャーについては、この面における開示の対象外とする。）。

b　項番２「資産の規模」の項には、会計上の総資産の本質的な変動（新規事業の取組による資産の増加及び債権の満期到来による資産の減少を含み、事業体の取得又は売却に伴う資産の変動は含まない。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

c　項番３「ポートフォリオの質」の項には、債務者及び案件の信用リスクの変化（格付区分の遷移又はこれに類似した影響等）により、保有するポートフォリオの質に対する自金融機関の評価が変動することに起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

d　項番４「モデルの更新」の項には、モデルの導入、モデルの利用範囲の変更又はモデ

ルの欠陥に対処するための変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

e　項番５「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更又は新たな規制の導入等による計算手法の変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

f　項番６「買収又は売却」の項には、事業体の取得又は売却による会計上の資産規模の変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

g　項番７「為替の変動」の項には、為替変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

h　項番８「その他」の項には、項番２から項番７までに掲げる項目以外の要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については、必要に応じて項番７と項番８との間に項を追加した上、当該要因及び当該要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。

i　「当期中の要因別の変動額」の項番２から項番８までの項については、変動額が負の場合には負数を記載すること。

j　「当期中の要因別の変動額」の項番２から項番８までの項については、自金融機関による合理的な見積りに基づいて変動額を記載することができる。ただし、当該見積りに当たって用いた手法や前提等について、説明を付すこと。

k　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

l　開示に使用する額の単位については、当期末におけるリスク・アセットの額を 100 で除した額（最大でも 1000 億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。

m　この面は、自金融機関が標準的手法採用行である場合には、作成することを要しない。

（単位：％、件）

CR９：内部格付手法-ポートフォリオ別のデフォルト率（PD）のバック・テスティング													
イ	ロ	ハ					ニ	ホ	ヘ		ト	チ	リ
ポートフォリオ	PD 区分	相当する外部格付					加重平均 PD（EAD 加重）	相加平均 PD	債務者の数		期中にデフォルトした債務者の数	うち、期中にデフォルトした新たな債務者の数	過去の年平均デフォルト率（５年間）
		S&P	Moody’s	Fitch	R&I	JCR			前期末	当期末			
ソブリン													
金融機関等													
事業法人													
特定貸付債権													
…													

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面において自己資本比率告示第二百三十四条又は持株自己資本比率告示第二百十二条の比較及び検証（以下「バック・テスティング」という。）の結果を記載する内部モデル（内部格付制度及びプール区分制度）の範囲は、自己資本比率規制上の連結の範囲全体で使用される主要なモデルとする。

b　先進的内部格付手法採用行にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用している場合、それぞれ面を分けて作成すること。

c　イ欄については、どのポートフォリオに係るバック・テスティングの結果を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。ポートフォリオ区分には、少なくとも、⑴ソブリン向けエクスポージャー、⑵金融機関等向けエクスポージャー、⑶事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）、⑷特定貸付債権、⑸株式等エクスポージャー（令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項第二号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、⑹購入債権（事業法人等向け）、⑺購入債権（リテール向け）、⑻適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、⑼居住用不動産向けエクスポージャー及び⑽その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。上記⑶から⑹まで（同一の内部格付制度を用いている場合に限る。）のポートフォリオ区分並びに⑴、⑵及び⑺から⑽までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分（⑹のうちトップ・ダウン・アプローチを採用しているものを除く。）のうち任意の二以上のポートフォリオを統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

d　ロ欄には、各金融機関において適切なPD推計値に係る区分を設定すること。なお、当該区分を設定するに当たり、以下の追加的な取扱いを設けるが、設定したそれぞれのPD区分について、どのような取扱いとしているかにつき説明及び理由を明記すること。

⑴　c⑴及び⑵のそれぞれのポートフォリオにおいては、自金融機関が付与した複数の内部格付（異なる格付帯）を一の項に集約することができる。

⑵　c⑶から⑹までのそれぞれのポートフォリオにおいては（これらのポートフォリオ区分のうち二以上のポートフォリオを統合する場合を含む。）、自金融機関が付与した複数の内部格付（異なる格付帯）を集約することができるが、各ポートフォリオ（又は統合後のポートフォリオ）において五以上のPD区分を設定すること。ただし、全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分は、c⑶から⑹までについて、五以上のPD区分を設定することを要しない。

e　ハ欄には、リテール向けエクスポージャー以外のポートフォリオの場合には、適格格付機関による外部格付のうち、当該PD区分に相当する当該適格格付機関の外部格付（又は外部格付の区分）を記載すること（リテール向けエクスポージャーに係るポートフォリオの項には、斜線を付すこと。）。「S&P」の欄にはS&Pグローバル・レーティング、「Moody’s」の欄にはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、「Fitch」の欄にはフィッチレーティングスリミテッド、「R&I」の欄には株式会社格付投資情報センター、「JCR」の欄には株式会社日本格付研究所による外部格付（又は外部格付の区分）をそれぞれ記載すること。

f　ニ欄には、PDの値をCCF（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。）の効果を勘案した後のEADにより加重平均した値を記載すること。

g　ホ欄には、債務者別のPDにおける推計PDの単純平均値を記載すること。

h　ヘ欄のうち、「前期末」の欄には前期末の債務者の数を、「当期末」の欄には当期末の債務者の数を記載すること。

i　ト欄には、当期中にデフォルトした債務者の数を記載すること。

j　チ欄には、当期中にデフォルトした債務者であって、前期末時点で信用供与されていない債務者の数を記載すること。

k　c⑺から⑽までのポートフォリオ区分を記載する場合において、ヘ欄からチ欄までには、PD 推計にデフォルトした債権の数を用いてい

るときは、債務者の数に代えて債権の数で開示することができる（債権の数で開示する場合にあっては、その旨を明記すること。）。

l　リ欄には、年間の実績デフォルト率の直近５年間の平均値を記載すること。ただし、自金融機関の実際のリスク管理実務と整合している直近５年間より長期間の実績デフォルト率の平均値を記載することができる。その場合にあっては、その旨を明記すること。

m　a に規定する主要なモデルのそれぞれについて、その適用範囲がどのように決定されたかを説明すること。当該説明には、ポートフォリオ別に、各内部モデルが対象とする信用リスク・アセットの額の割合を含めること。この場合において、主要なモデルは、格付付与モデル及びPD推計モデルを含むものとする。

n　報告期間においてバック・テスティングの結果に問題が生じる等、PD推計上の課題が検出された場合には、その主な要因につき説明を付すこと。

o　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する比率等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

p　この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

q　この面に記載する件数は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

r　この面は、自金融機関が標準的手法採用行である場合には、作成することを要しない。

（単位：百万円、％）

CR10：内部格付手法―特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト	エクスポージャーの額（ＥＡＤ）					信用リスク・アセットの額	期待損失
					ＰＦ	ＯＦ	ＣＦ	ＩＰＲＥ	合計		
優（Strong）	2.5 年未満			50％							
	2.5 年以上			70％							
良（Good）	2.5 年未満			70％							
	2.5 年以上			90％							
可（Satisfactory）				115％							
弱い（Weak）				250％							
デフォルト（Default）				―							

合計				—							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）											
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト					エクスポージャーの額（ＥＡＤ）	信用リスク・アセットの額	期待損失
優（Strong）	2.5 年未満			70%							
	2.5 年以上			95%							
良（Good）	2.5 年未満			95%							
	2.5 年以上			120%							
可（Satisfactory）				140%							
弱い（Weak）				250%							
デフォルト（Default）				—							
合計				—							

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）に係る計数を記載すること。

b　ハ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。

c　ニ欄には、ＣＣＦ（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（ＣＣＦを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。

d　ヘ欄からヌ欄までには、ＣＣＦ適用後かつ信用リスク削減手法の効果の勘案後のエクスポージャーの額（ＥＡＤ）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。

e　「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番４「信用リスク　うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額と一致する。

f　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

g　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

h　この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

i　この面は、自金融機関が標準的手法採用行である場合には、作成することを要しない。

（第十四面）

（単位：百万円）

CCR１：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		RC	PFE	実効 EPE	規制上のエクスポージャーの算定に使用される α	信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額
1	ＳＡ－ＣＣＲ				1.4		
2	期待エクスポージャー方式						
3	信用リスク削減手法における簡便手法						
4	信用リスク削減手法における包括的手法						
5	エクスポージャー変動推計モデル						
6	合計						

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「ＳＡ－ＣＣＲ」の項には、自己資本比率告示第七十九条の二の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条の二の規定によりＳＡ－ＣＣＲを用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については自己資本比率告示第七十九条の二第二項及び第十七項の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条の二第二項及び第十七項の規定により算出する額を、ロ欄については自己資本比率告示第七十九条の二第六項及び第十八項の規

定又は持株自己資本比率告示第五十七条の二第六項及び第十八項の規定により算出する額を、ニ欄については「1.4」を、それぞれ記載すること。

b　項番２「期待エクスポージャー方式」の項には、自己資本比率告示第七十九条の三の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条の三の規定により期待エクスポージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、ハ欄については自己資本比率告示第七十九条の三第二項第二号の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条の三第二項第二号の規定により算出した額を、ニ欄については自己資本比率告示第七十九条の三第二項第一号若しくは持株自己資本比率告示第五十七条の三第二項第一号の算式において用いるα又は自己資本比率告示第七十九条の三第四項の規定若しくは持株自己資本比率告示第五十七条の三第四項の規定により独自に推計したαを、それぞれ記載すること。

c　項番３「信用リスク削減手法における簡便手法」の項には、自己資本比率告示第六章第五節第四款又は持株自己資本比率告示第四章第五節第四款に定める簡便手法により算出した額を記載すること。

d　項番４「信用リスク削減手法における包括的手法」の項には、自己資本比率告示第六章第五節第三款又は持株自己資本比率告示第四章第五節第三款に定める包括的手法（ただし、同款第七目の規定により算出する額を除く。）により算出した額を記載すること。

e　項番５「エクスポージャー変動推計モデル」の項には、自己資本比率告示第二百四十三条の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十一条の規定により算出した額を記載すること。

f　項番６「合計」の項ヘ欄には、項番１から項番５までの項ヘ欄の合計額を記載すること。

g　ホ欄には、自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自己資本比率告示第七十九条第七項（自己資本比率告示第百五十七条第七項及び第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条第七項（持株自己資本比率告示第百三十五条第七項及び第百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりＣＶＡの影響を勘案している場合には、勘案後の金額を記載すること。

h　項番６「合計」の項ヘ欄の額並びに第二十一面の項番１「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番 11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額は、第一面の項番６「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

i　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

j　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第十五面）

（単位：百万円）

ＣＶＡ１：限定的なＢＡ－ＣＶＡ			
項番		イ	ロ
		構成要素の額	ＢＡ-ＣＶＡによるＣＶＡリスク相当額
１	ＣＶＡリスクのうち取引先共通の要素		
２	ＣＶＡリスクのうち取引先固有の要素		
３	合計		

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「ＣＶＡリスクのうち取引先共通の要素」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の四又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の四に定める限定的なＢＡ－ＣＶＡによりＣＶＡリスク相当額を算出する場合における $K_{reduced}$ の算式において、ρ を一と仮定した場合に算出される $K_{reduced}$ の値を記載する。

b　項番２「ＣＶＡリスクのうち取引先固有の要素」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の四又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の四に定める限定的なＢＡ－ＣＶＡによりＣＶＡリスク相当額を算出する場合における $K_{reduced}$ の算式において、ρ を零と仮定した場合に算出される $K_{reduced}$ の値を記載する。

c　項番３「合計」の項には、限定的なＢＡ－ＣＶＡによるＣＶＡリスク相当額を記載すること。

d　項番３「合計」の額は、全てのＣＶＡカバー取引について限定的なＢＡ－ＣＶＡを用いて算出する場合においては、第一面の項番 10「ＣＶＡリスク」の項ハ欄の額と一致する。

e　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

f　この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

g　この面は、自金融機関が限定的なＢＡ－ＣＶＡを用いてＣＶＡリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

（第十五面の二）

（単位：百万円）

ＣＶＡ２：完全なＢＡ－ＣＶＡ		
項番		イ
		ＣＶＡリスク相当額
1	K Reduced	
2	K Hedged	
3	合計	

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の三に定める $K_{reduced}$ の値に割引係数（DS_{BA-CVA}）0.65 を乗じて得た額を記載すること。

b　項番２「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の三に定める K_{hedged} の値に割引係数（DS_{BA-CVA}）0.65 を乗じて得た額を記載すること。

c　項番３「合計」の項には、完全なＢＡ－ＣＶＡにより算出したＣＶＡリスク相当額を記載すること。

d　項番３「合計」の額は、全てのＣＶＡカバー取引について完全なＢＡ－ＣＶＡを用いて算出する場合においては、第一面の項番 10「ＣＶＡリスク」の項ハ欄の額と一致する。

e　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

f　この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

g　この面は、自金融機関が完全なＢＡ－ＣＶＡを用いてＣＶＡリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

（第十五面の三）

（単位：百万円、先数）

ＣＶＡ３：ＳＡ－ＣＶＡのＣＶＡリスク相当額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
		ＣＶＡリスク相当額	取引相手方の先数
1	金利リスク		
2	外国為替リスク		
3	参照先のクレジット・スプレッド・リスク		
4	株式リスク		
5	コモディティ・リスク		
6	取引相手方のクレジット・スプレッド・リスク		
7	合計		

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１から項番６までの項イ欄の額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の四の七に定めるリスククラスごとのＳＡ－ＣＶＡリスク相当額を記載すること。

b　項番７「合計」の項イ欄の額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の四の七に定めるＳＡ－ＣＶＡにより算出したＣＶＡリスク相当額を記載すること。

c　項番７「合計」の項イ欄の額は、全てのＣＶＡカバー取引についてＳＡ－ＣＶＡを用いて算出する場合においては、第一面の項番 10「ＣＶＡリスク」の項ハ欄の額と一致する。

d　項番７「合計」の項ロ欄の額には、ＳＡ－ＣＶＡによるＣＶＡリスク相当額の算出対象となる取引相手方の先数を記載すること。

e　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せ

ず「－」を記載すること。

f　この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

g　この面は、自金融機関がＳＡ－ＣＶＡを用いてＣＶＡリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

（第十五面の四）

（単位：百万円）

ＣＶＡ４：ＣＶＡリスク・エクスポージャーのＣＶＡリスク相当額の変動表		
項番		ＣＶＡリスク相当額
１	前期末	
２	当期末	
	変動事由の説明	

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したＣＶＡリスク相当額を記載すること。

b　項番１「前期末」の額は、第一面の項番 10「ＣＶＡリスク」の項ニ欄の額と一致する。

c　項番２「当期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したＣＶＡリスク相当額を記載すること。

d　項番２「当期末」の額は、第一面の項番 10「ＣＶＡリスク」の項ハ欄の額と一致する。

e　この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

f　「変動事由の説明」の項には、当期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）及び定量的な情報を含めること。なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合は、当該欄は記載することを要しない。

g　項番１「前期末」が令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を開始する最初の基準日前となる場合は、当該欄は記載することを要しない。

h　この面は、自金融機関がＳＡ－ＣＶＡを用いてＣＶＡリスク相当額の全て又は一部を

算出する場合において作成することを要する。

（単位：百万円）

ＣＣＲ３：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー

項番	リスク・ウェイト / 業種	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）													
		0%	10%	20%	30%	40%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
1	日本国政府及び日本銀行向け														
2	外国の中央政府及び中央銀行向け														
3	国際決済銀行等向け														
4	我が国の地方公共団体向け														
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け														
6	国際開発銀行向け														
7	地方公共団体金融機構向け														
8	我が国の政府関係機関向け														
9	地方三公社向け														
10	金融機関、第一種金融商品														

	取引業者及び保険会社向け														
11	法人等向け														
12	中小企業等向け及び個人向け														
13	上記以外														
14	合計														

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　イ欄からカ欄までには、自己資本比率告示第六章第五節又は持株自己資本比率告示第四章第五節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額を記入すること。

b　内部格付手法採用行は、自己資本比率告示第百四十六条若しくは第百四十八条の規定又は持株自己資本比率告示第百二十四条若しくは第百二十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合には、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる（当該記載を省略した場合においては、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載するものとする。）。

c　項番１「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

d　項番２「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

e　項番３「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

f　項番４「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

g　項番５「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

h　項番６「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

i　項番７「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

j　項番８「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第一項各号又は持株自己資本比率告示第三十九条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

k　項番９「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

l　項番 10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十三条又は持株自己資本比率告示第四十一条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条又は持株自己資本比率告示第四十二条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。）及び保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条の二又は持株自己資本比率告示第四十二条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。

m　項番 11「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第六十五条第一項又は持株自己資本比率告示第四十三条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番 12 に該当するものは含まないものとする。

n　項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等（自己資本比率告示第六十五条第四項又は持株自己資本比率告示第四十三条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。）向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条第一項の規定により 75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。

o　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

p　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（単位：百万円、％、千件、年）

ＣＣＲ４:内部格付手法-ポートフォリオ別及び PD 区分別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	PD 区分	EAD（信用リスク削減効果勘案後）	平均 PD	取引相手方の数	平均 LGD	平均残存期間	信用リスク・アセット	リスク・ウェイトの加重平均値（RWA density）
	ソブリン向けエクスポージャー							
1	0.00 以上 0.15 未満							
2	0.15 以上 0.25 未満							
3	0.25 以上 0.50 未満							
4	0.50 以上 0.75 未満							
5	0.75 以上 2.50 未満							
6	2.50 以上 10.00 未満							
7	10.00 以上 100.00 未満							
8	100.00（デフォルト）							
9	小計							
	金融機関等向けエクスポージャー							
	（略）							
…								

	（略）							
合計（全てのポートフォリオ）								

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１から項番８までの PD の範囲に応じて、リスク・アセットの計算に使用する PD を基に、取引相手方のエクスポージャーごとに、それぞれの計数を集計すること。

b　内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ただし、ポートフォリオ区分には、少なくとも⑴ソブリン向けエクスポージャー、⑵金融機関等向けエクスポージャー及び⑶事業法人向けエクスポージャーを含むものとする。

c　先進的内部格付手法採用行にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用している場合、それぞれ面を分けて作成すること。

d　イ欄には、自己資本比率告示第六章第五節又は持株自己資本比率告示第四章第五節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD の額を記載すること。

e　ロ欄には、PD の値をイ欄の額により加重平均した値を記載すること。

f　ハ欄には、該当する PD の範囲にある取引相手の数を記載すること。概数を記載する場合には、その記載方針についても併せて説明すること。

g　ニ欄には、LGD の値をイ欄の額により加重平均した値を記載すること。

h　ホ欄には、自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示の規定により信用リスク・アセットの額の算出に用いられている取引のマチュリティをイ欄の額により加重平均した値を記載すること。

i　ヘ欄には、内部格付手法により算出した信用リスク・アセットの額を記載すること。

j　ト欄には、ヘ欄の額をイ欄の額で除して得た値を記載すること。

k　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

l　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

m　この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

n　この面に記載する件数及び期間は、この面で指定された単位で記載し、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

o　この面は、自金融機関が標準的手法採用行である場合には、作成することを要しない。

（第十八面）

（単位：百万円）

ＣＣＲ５:担保の内訳							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		派生商品取引で使用される担保				レポ形式の取引で使用される担保	
		受入担保の公正価値		差入担保の公正価値		受入担保の公正価値	差入担保の公正価値
		分別管理されている	分別管理されていない	分別管理されている	分別管理されていない		
1	現金（国内通貨）						
2	現金（外国通貨）						
3	国内ソブリン債						
4	その他ソブリン債						
5	政府関係機関債						
6	社債						
7	株式						
8	その他担保						
9	合計						

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面においては、自金融機関が行う派生商品取引又はレポ形式の取引において使用される担保の額につき、自己資本比率告示第六章第五節第三款第二目又は持株自己資本比率告示第四章第五節第三款第二目に定める標準的ボラティリティ調整率（エクスポージャーと担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率を除く。）を勘案した後の額を記載すること（イ欄、ロ欄及びホ欄にはボラティリティ調整率を控除した後

の額を、ハ欄、ニ欄及びヘ欄にはボラティリティ調整率を加算した後の額をそれぞれ記載すること。)。

b　イ欄及びハ欄には、取引相手方以外の第三者において分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられている担保に係る額を記載すること。

c　ロ欄及びニ欄には、イ欄及びハ欄に該当するもの以外の担保に係る額を記載すること。

d　ホ欄及びヘ欄には、レポ形式の取引で使用する担保について現金及び有価証券の双方の額(超過担保を差し入れている場合又は受け入れている場合には、超過額を含めた額)をそれぞれ記載すること。

e　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

f　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第十九面）

（単位：百万円）

ＣＣＲ６:クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー			
項番		イ	ロ
		購入したプロテクション	提供したプロテクション
	想定元本		
１	シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップ		
２	インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ		
３	トータル・リターン・スワップ		
４	クレジットオプション		
５	その他のクレジット・デリバティブ		
６	想定元本合計		
	公正価値		
７	プラスの公正価値（資産）		
８	マイナスの公正価値（負債）		

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１から項番５までの項には、商品ごとの想定元本の額を記載すること。

b　項番６「想定元本合計」の項には、項番１から項番５までの項に計上される額の合計額を記載すること。

c　項番７「プラスの公正価値（資産）」及び項番８「マイナスの公正価値（負債）」の項には、それぞれ正の時価の合計額及び負の時価の合計額を記載すること。

d　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

e　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

ＣＣＲ７:期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表			
項番			信用リスク・アセットの額
1	前期末時点における信用リスク・アセットの額		
2	当期中の要因別の変動額	資産の規模	
3		取引相手方の信用力	
4		モデルの更新（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）	
5		手法及び方針（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）	
6		買収又は売却	
7		為替の変動	
8		その他	
9	当期末時点における信用リスク・アセットの額		

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番２「資産の規模」の項には、会計上の総資産の本質的な変動（新規事業の取組による資産の増加及び債権の満期到来による資産の減少を含み、事業体の取得又は売却に伴う資産の変動を除く。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

b　項番３「取引相手方の信用力」の項には、自金融機関における信用リスク管理の枠組みにおいて、自金融機関が採用する手法に基づき計測された取引相手方の信用力の変化に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

c　項番４「モデルの更新（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）」の項には、期待エクスポージャー方式の導入、当該方式の適用する範囲の変更又は当該方式の欠陥に対処するための変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。ただし、期待エクスポージャー方式に係る変動に限るものとする。

d　項番５「手法及び方針（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）」の項には、当局による規制の変更又は新たな規制の導入等による計算手法の変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。ただし、期待エクスポージャー方式に係る

変動に限るものとする。

e　項番６「買収又は売却」の項には、事業体の取得又は売却による会計上の資産規模の変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

f　項番７「為替の変動」の項には、為替変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

g　項番８「その他」の項には、項番２から項番７までに掲げる項目以外の要因（内部格付手法の見直しに係る変動を含む。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番７と項番８との間に項を追加した上、当該要因及び当該要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。

h　項番９「当期末時点における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番８「カウンターパーティ信用リスク　うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

i　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

j　開示に使用する額の単位については、当期末におけるリスク・アセットの額を 100 で除した額（最大でも 1000 億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。

k　この面は、与信相当額の算出に当たり期待エクスポージャー方式を用いていない場合には作成することを要しない。

（第二十一面）

（単位：百万円）

ＣＣＲ８：中央清算機関向けエクスポージャー			
項番		イ	ロ
		中央清算機関向けエクスポージャー（信用リスク削減手法適用後）	リスク・アセットの額
1	適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）		
2	適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）		
3	（ｉ）派生商品取引（上場以外）		
4	（ii）派生商品取引（上場）		
5	（iii）レポ形式の取引		
6	（iv）クロスプロダクト・ネッティングが承認された場合のネッティング・セット		
7	分別管理されている当初証拠金		
8	分別管理されていない当初証拠金		
9	事前拠出された清算基金		
10	未拠出の清算基金		
11	非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）		
12	非適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）		
13	（ｉ）派生商品取引（上場以外）		

14		（ⅱ）派生商品取引（上場）		
15		（ⅲ）レポ形式の取引		
16		（ⅳ）クロスプロダクト・ネッティングが承認された場合のネッティング・セット		
17		分別管理されている当初証拠金		
18		分別管理されていない当初証拠金		
19		事前拠出された清算基金		
20		未拠出の清算基金		

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項には、項番２、項番８、項番９及び項番 10 に計上される額の合計額を記載すること。

b　項番２から項番６までの「適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の七第二項第一号又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の七第二項第一号に規定する適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー並びに自己資本比率告示第二百七十条の七第二項第二号及び第三項又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の七第二項第二号及び第三項に規定する直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーに係る計数を、該当する項目ごとにそれぞれ記載すること。

c　項番７及び項番 17「分別管理されている当初証拠金」の項には、中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられている差入当初証拠金の額を記載すること。

d　項番８及び項番 18「分別管理されていない当初証拠金」の項には、項番７及び項番 17 に該当するもの以外の差入当初証拠金に係る額を記載すること。

e　項番９及び項番 19「事前拠出された清算基金」の項には、清算基金のうち、報告基準日時点までに拠出している額に係る額を記載すること。

f　項番 10 及び項番 20「未拠出の清算基金」の項には、清算基金のうち、報告基準日時点において未拠出の額を記載すること。ただし、額が定まっていない場合には、各項を空欄とするとともに、額が定まっていない理由の説明を付すこと。

g　項番 11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項には、項番 12、項番 18、項番 19 及び項番 20 に計上される額の合計額を記載すること。

h　項番 12 から項番 16 までの「非適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の七第一項又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の七第一項に規定する中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（ただし、適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーを除き、自金融機関が中央清算機関（適格中央清算機関を除く。）の間接清算参加者である場合には、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーを含む。）に係る計数を、該当する項目ごとに記載すること。

i　項番１「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番 11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額並びに第十四面の項番６「合計」の項ヘ欄の額の合計額は、第一面の項番６「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

j　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

k　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（単位：百万円）

SEC１:原資産の種類別の証券化エクスポージャー（信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）										
項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計	資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計	資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計
1	リテール（合計）									
2	担保付住宅ローン									
3	クレジットカード債権									
4	その他リテールに係るエクスポージャー									
5	再証券化									
6	ホールセール（合計）									
7	事業法人向けローン									
8	商業用モーゲージ担保証券									
9	リース債権及び売掛債権									
10	その他のホールセール									
11	再証券化									

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面においては、信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーの額のみを記載すること。

b　イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十八号イ又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c　ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d　ニ欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十八号ロ又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e　ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

f　自金融機関がオリジネーターかつスポンサーとして関与している証券化取引に係るエクスポージャーについては、ト欄からリ欄までとして「自金融機関がオリジネーター／スポンサー」の欄を新たに設けた上、ト欄を「資産譲渡型証券化取引」、チ欄を「合成型証券化取引」、リ欄を「小計」とし、原資産の種類ごとにエクスポージャーの額を記載すること。この場合において、「自金融機関が投資家」の欄はヌ欄からヲ欄までとするものとする。

g　ト欄からリ欄まで（f の場合においてはヌ欄からヲ欄まで）には、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る証券化エクスポージャーの額を記載すること。

h　ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この h において同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

i　再証券化に関連する全ての証券化エクスポージャーは、項番 11「再証券化」の項に記載し、それ以外の項に記載しないこと。

j　項番２から項番４まで及び項番７から項番 10 までの項の各項目は、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーの取引内容をより適切に表すことができる場合には、修正することができる。

k　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

l　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（単位：百万円）

SEC２:原資産の種類別の証券化エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）

項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計	資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計	資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計
1	リテール（合計）									
2	担保付住宅ローン									
3	クレジットカード債権									
4	その他リテールに係るエクスポージャー									
5	再証券化									
6	ホールセール（合計）									
7	事業法人向けローン									
8	商業用モーゲージ担保証券									
9	リース債権及び売掛債権									
10	その他のホールセール									
11	再証券化									

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面においては、マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーの額のみを記載すること。

b　イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十八号イ又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c　ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d　ニ欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十八号ロ又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエ

クスポージャーの額を計上すること。

e　ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

f　自金融機関がオリジネーターかつスポンサーとして関与している証券化取引に係るエクスポージャーについては、ト欄からリ欄までとして「自金融機関がオリジネーター／スポンサー」の欄を新たに設けた上、ト欄を「資産譲渡型証券化取引」、チ欄を「合成型証券化取引」、リ欄を「小計」とし、原資産の種類ごとにエクスポージャーの額を記載すること。この場合において、「自金融機関が投資家」の欄はヌ欄からヲ欄までとするものとする。

g　ト欄からリ欄まで（f の場合においてはヌ欄からヲ欄まで）には、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る証券化エクスポージャーの額を記載すること。

h　ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このｈにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

i　再証券化に関連する全ての証券化エクスポージャーは、項番 11「再証券化」の項に記載し、それ以外の項に記載しないこと。

j　項番２から項番４まで及び項番７から項番 10 までの項の各項目は、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーの取引内容をより適切に表すことができる場合には、修正することができる。

k　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

1　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（単位：百万円）

SEC３：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	ヨ
		合計	資産譲渡型証券化取引（小計）	証券化			再証券化			合成型証券化取引（小計）	証券化			再証券化		
					裏付けとなるリテール	ホールセール		シニア	非シニア			裏付けとなるリテール	ホールセール		シニア	非シニア
	エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）															
1	20%以下のリスク・ウェイトが適用される															

	証券化エクスポージャー															
2	20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
3	50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
4	100%超1250%未満のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
5	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
	エクスポージャーの額（算出方法別）															
6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー															
7	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー															
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー															
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）															
10	内部格付手法準拠方式により算出した信															

	用リスク・アセット															
11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット															
12	標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット															
13	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット															
	所要自己資本の額（算出方法別）															
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															
16	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															
17	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例による

ものとする。

a　この面においては、自金融機関が証券化取引にオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十八号又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号に規定するオリジネーターをいう。）として関与している場合の当該証券化取引に係る額のみを記載すること。

b　「エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）」の項番１から項番５までの項には、証券化取引の種類に応じ、リスク・ウェイト区分別のエクスポージャーの額を記載すること。

c　「エクスポージャーの額（算出方法別）」の項番６から項番９までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別のエクスポージャーの額を記載すること。

d　「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番 10 から項番 13 までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百六十七条又は持株自己資本比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e　「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番 14 から項番 17 までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百六十七条又は持株自己資本比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百四十八条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二百二十六条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

f　項番 9「1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番 13「1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番 17「1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく 1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

g　項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h　項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

i　項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j　項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

k　項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

l　項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

m　項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

n　項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番17

「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

o　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

p　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（単位：百万円）

SEC４:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）																
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	ヨ
		合計	資産譲渡型証券化取引（小計）	証券化			再証券化			合成型証券化取引（小計）	証券化			再証券化		
					裏付けとなるリテール	ホールセール		シニア	非シニア			裏付けとなるリテール	ホールセール		シニア	非シニア
	エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）															
1	20%以下のリスク・ウェイトが適用される証															

	券化エクスポージャー															
2	20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
3	50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
4	100%超1250%未満のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
5	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
	エクスポージャーの額（算出方法別）															
6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー															
7	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー															
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー															
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）															
10	内部格付手法準拠方式により算出した信用															

	リスク・アセット															
11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット															
12	標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット															
13	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット															
	所要自己資本の額（算出方法別）															
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															
16	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															
17	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面においては、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る額のみを記載すること。

b　「エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）」の項番１から項番５までの項には、証券化取引の種類に応じ、リスク・ウェイト区分別のエクスポージャーの額を記載すること。

c　「エクスポージャーの額（算出方法別）」の項番６から項番９までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別のエクスポージャーの額を記載すること。

d　「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番 10 から項番 13 までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百六十七条又は持株自己資本比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e　「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番 14 から項番 17 までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百六十七条又は持株自己資本比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百四十八条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二百二十六条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

f　項番 9「1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番 13「1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番 17「1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく 1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

g　項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h　項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 11「外部格付

準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

i　項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j　項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

k　項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

l　項番15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

m　項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

n　項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リス

ク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

o　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

p　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第二十六面）

（単位：百万円）

ＭＲ１：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		マーケット・リスク相当額
1	一般金利リスク	
2	株式リスク	
3	コモディティ・リスク	
4	外国為替リスク	
5	信用スプレッド・リスク（非証券化商品）	
6	信用スプレッド・リスク（証券化商品（非ＣＴＰ））	
7	信用スプレッド・リスク（証券化商品（ＣＴＰ））	
8	デフォルト・リスク（非証券化商品）	
9	デフォルト・リスク（証券化商品（非ＣＴＰ））	
10	デフォルト・リスク（証券化商品（ＣＴＰ））	
11	残余リスク・アドオン	
	その他	
12	合計	

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１から項番７までの項には、自己資本比率告示第二百八十条の二第一号又は持株自己資本比率告示第二百五十八条の二第一号に定めるリスク・クラスごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。

b　項番８から項番 10 までの項には、自己資本比率告示第二百八十八条第一項第一号又は持株自己資本比率告示第二百六十六条第一項第一号に定める商品ごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。

c　項番 11「残余リスク・アドオン」の項には、自己資本比率告示第二百九十二条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十条第一項に規定する残余リスク・アドオンについ

て標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。

d　「その他」の項には、項番１から項番 11 までの項のいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。

e　項番 12「合計」の項には、項番１の「一般金利リスク」の項の額から「その他」の項の額までの合計額を記載すること。

f　項番 12「合計」の項の額は、第一面の項番 21「マーケット・リスク　うち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

g　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

h　この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

i　この面は、自金融機関が標準的方式採用行の場合又は内部モデル方式採用行の場合にあっては、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出しているトレーディング・デスクについて記載すること。

（単位：百万円、回数）

MR２：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳									
項番			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
			算出基準日を含む直近十二週間（算出基準日を含む直近六十営業日）の値				バック・テスティングの超過回数（99.0%）	前期の算出基準日を含む直近十二週間の値	
			当期末	平均値	最大値	最小値		前期末	平均値
1	制約がない期待ショート・フォール（IMCC（C））								
2	リスク・クラス	一般金利リスク							
3		株式リスク							
4		コモディティ・リスク							
5		外国為替リスク							
6		信用スプレッド・リスク							
7	制約がある期待ショート・フォー								

	ル（IMCC（C_i））							
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（IMCC）							
9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（SES）							
10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク（DRC）							
11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ							
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク（イ）							
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク（C_u） （ロ）							

14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額　（ハ）					
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク（$SA_{all\ desk}$）　（ニ）					
16	マーケット・リスクの合計額（ACR_{total}）min（（イ）＋（ロ）；（ニ））+max(0,（ハ）)					

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「制約がない期待ショート・フォール（IMCC（C））」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C））の値を記載すること。

b　項番２「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

c　項番３「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

d　項番４「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

e　項番５「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

f　項番６「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

g　項番７「制約がある期待ショート・フォール（IMCC（C_i））」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

h　項番８「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（IMCC)」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額（IMCC）の値を記載すること。

i　項番９「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（SES)」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の五第二項の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの（SES）の値を記載すること。

j　項番 10「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク（DRC)」の項には、自己資本比率告示第二百七十七条又は持株自己資本比率告示第二百五十五条に定めるＤＲＣモデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額（DRC）の値を記載すること。

k　項番 11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。

l　項番 12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める C_A 及び DRC の合計額（$IMA_{G,A}$）に資本サーチャージを加算した値を記載すること。

m　項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額（C_u）の値を記載すること。

n　項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、$IMA_{G,A}$ の値から自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定めるグリーン・ゾーン（G）又はアンバー・ゾーン（A）に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額（$SA_{G,A}$）の値を控除した値を記載すること。

o　項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算

出した場合のマーケット・リスク相当額（$SA_{all\ desk}$）の値を記載すること。

p　項番16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額（ACR_{total}）の値を記載すること。

q　イ欄には、当期末の額を記載すること。

r　ロ欄には、当期の平均値を記載すること。

s　ハ欄には、当期の最大値を記載すること。

t　ニ欄には、当期の最小値を記載すること。

u　ホ欄には、自己資本比率告示第二百七十五条の二第二項又は持株自己資本比率告示第二百五十三条の二第二項に定める全社的なバック・テスティングの超過回数を記載すること。

v　ヘ欄には、前期末の額を記載すること。

w　ト欄には、前期の平均値を記載すること。

x　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

y　この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

z　この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

削除　　（第二十八面）

（第二十九面）

（単位：百万円）

ＭＲ３：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		オプション取引以外の取引	オプション取引		
			簡便法により算出した額	デルタ・プラス法により算出した額	シナリオ法により算出した額
1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額				
2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額				
3	コモディティ・リスクの額				
4	外国為替リスクの				
5	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額				
6	合計				

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十四条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・

リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十四条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十二条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。

b　項番２「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十五条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十三条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十五条又は持株自己資本比率告示第二百七十三条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。

c　項番３「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十七条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十五条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。

d　項番４「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十六条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十四条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。

e　項番５「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の四までの規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の四までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額並びに自己資本比率告示第三百二条の五及び第三百二条の六の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の五及び第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を記載すること。

f　項番６「合計」の項には、項番１から項番５までの合計額を記載すること。

g　項番６「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額は、第一面の「マーケット・リスク　うち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

h　イ欄には、自己資本比率告示第二百九十四条から第二百九十七条の三までの規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条から第二百七十五条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を記載すること。

i　ロ欄には、自己資本比率告示第二百九十九条の規定又は持株自己資本告示第二百七十七条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。

j　ハ欄には、自己資本比率告示第三百条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十八条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第三百条第二号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第二号に規定するガンマ・リスク及び自己資本比率告示第三百条第三号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を記載すること。

k　ニ欄には、自己資本比率告示第三百一条の規定又は持株自己資本告示第二百七十九条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。

l　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

m　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

n　この面は、自金融機関が簡易的方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

（第三十面）

（単位：百万円）

IRRBB１：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト				
2	下方パラレルシフト				
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値				
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	Tier1資本の額				

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

a　この面において「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいう。

b　この面において「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいう。

c　この面において「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）」を加える金利ショックをいう。

通貨	パラレルシフトに関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）

アルゼンチン通貨	400
オーストラリア通貨	350
ブラジル通貨	400
カナダ通貨	200
スイス通貨	175
中華人民共和国通貨	225
欧州経済通貨統合参加国通貨	225
英国通貨	275
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	225
インドネシア通貨	400
インド通貨	325
本邦通貨	100
大韓民国通貨	225
メキシコ通貨	400
ロシア通貨	400
サウジアラビア通貨	275
スウェーデン通貨	275
シンガポール通貨	175
トルコ通貨	400
アメリカ合衆国通貨	200
南アフリカ共和国通貨	325
その他の通貨	100 から 400 のうち、自金融機関が定める値

d　この面において「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、c の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）」にマイナス１を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

e　この面において「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「スティープ化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}\right) + 0.9 \cdot \left\{\bar{S}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}}\right)\right\}$$

$\Delta S_{steepener,c}(t)$は、スティープ化に関する金利変動幅

cは、通貨（以下この面において同じ。）

tは、将来の期間を年数で表した値（以下この面において同じ。）

$\bar{S}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）」（以下この面において同じ。）

$\bar{S}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）」（以下この面において同じ。）

xは、４（以下この面において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）	長期金利に関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）
アルゼンチン通貨	500	300
オーストラリア通貨	425	300
ブラジル通貨	500	300
カナダ通貨	275	175
スイス通貨	250	200
中華人民共和国通貨	300	150
欧州経済通貨統合参加国通貨	350	200
英国通貨	425	250
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	375	200
インドネシア通貨	500	300
インド通貨	475	225
本邦通貨	100	100
大韓民国通貨	350	225
メキシコ通貨	500	200
ロシア通貨	500	300
サウジアラビア通貨	375	250
スウェーデン通貨	425	200
シンガポール通貨	250	225
トルコ通貨	500	300
アメリカ合衆国通貨	300	225

南アフリカ共和国通貨	500	300
その他の通貨	100 から 500 のうち、自金融機関が定める値	100 から 300 のうち、自金融機関が定める値

f　この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{flattener,c}(t) = 0.8 \cdot \left(\bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}\right) - 0.6 \cdot \left\{\bar{S}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}}\right)\right\}$$

$\Delta S_{flattener,c}(t)$は、フラット化に関する金利変動幅

g　この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{short,c}(t) = \bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta S_{short,c}(t)$は、短期金利上昇に関する金利変動幅

h　この面において「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス１を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

i　項番１「上方パラレルシフト」の項には、上方パラレルシフトに基づく⊿EVE（イ欄及びロ欄）及び⊿NII（ハ欄及びニ欄）を記載すること。

j　項番２「下方パラレルシフト」の項には、下方パラレルシフトに基づく⊿EVE（イ欄及びロ欄）及び⊿NII（ハ欄及びニ欄）を記載すること。

k　項番３「スティープ化」の項には、スティープ化に基づく⊿EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。

l　項番４「フラット化」の項には、フラット化に基づく⊿EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。

m　項番５「短期金利上昇」の項には、短期金利上昇に基づく⊿EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。

n　項番６「短期金利低下」の項には、短期金利低下に基づく⊿EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。

o　項番７「最大値」の項イ欄及びロ欄には、それぞれの欄の項番１から項番６までの値のうち最大のものを記載すること。

p　項番７「最大値」の項ハ欄及びニ欄には、それぞれの欄の項番１又は項番２の値のうちいずれか大きいものを記載すること。

q　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第三十一面）

（単位：百万円、％）

CCyB１：カウンター・シクリカル・バッファー比率に係る国又は地域別の状況				
	イ	ロ	ハ	ニ
国又は地域	各金融当局が定める比率	カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いた当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合算額を８パーセントで除して得た額とを合算した額	カウンター・シクリカル・バッファー比率	カウンター・シクリカル・バッファーの額
小計				
合計				

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　「国又は地域」の欄には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである国又は地域のうち、銀行が信用リスク・アセット又はデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を有し、かつ、対象期間中に国又は地域の金融当局が定める比率（本邦の場合には自己資本比率告示第二条の二第四項第一号若しくは第十四条の二第四項第一号又は持株自己資本比率告示第二条の二第四項第一号に規定する別に指定した比率をいい、本邦以外の国又は地域の場合には自己資本比率告示第二条の二第四項第二号若しくは第

十四条の二第四項第二号又は持株自己資本比率告示第二条の二第四項第二号に規定する本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率をいう。以下この面において「各金融当局が定める比率」という。）が零を超えた国又は地域をそれぞれ記載すること。

b　イ欄には、「国又は地域」の欄に関して、開示の基準日時点で適用される各金融当局が定める比率をそれぞれ記載すること。

c　ロ欄には、カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いるため、国又は地域別に算出された信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額とを合算した額をそれぞれ記載すること。この場合において、当該算出に用いた地理的配分の方法を開示するとともに、最終リスクベースでの算出を行っていない国又は地域及び信用リスク・アセット又はデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の種類について、説明を付すこと。また、信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額とを合算した額の主な変動要因及び適用される各金融当局が定める比率との関係性に関して、簡潔に情報を記載すること。

d　「小計」の項には、国又は地域別に記載したロ欄の額の合計額を記載すること。

e　「合計」の項には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである全ての国又は地域（各金融当局が定める比率が設定されていない国又は地域及び各金融当局が定める比率を零と設定している国又は地域を含む。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額とを合算した額（ロ欄）、自金融機関のカウンター・シクリカル・バッファー比率（ハ欄）及びカウンター・シクリカル・バッファーの所要水準を満たすために保有する普通株式等 Tier1 資本の額（ニ欄）をそれぞれ記載すること。

f　「合計」の項ハ欄の比率は、当期に係る別紙様式第九号又は別紙様式第十号の開示を行う場合、これらの様式の項番９「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項イ欄の比率と一致する。

g　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

h　この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

i　この面は、国際統一基準行（銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行（銀行の連結子法人等である銀行を除く。）又は規制外国法人

の連結子法人等を除く。）又は国際統一基準持株会社に限り、作成するものとする。

（第三十二面）

（単位：百万円）

GSIB１：G-SIB 選定指標				
国際様式の該当番号			当期末	前期末
1	国際的な活動	対外与信の残高		
2		対外債務の残高		
3	規模	資産及び取引に関する残高の合計額		
4	相互連関性	金融機関等向け与信に関する残高の合計額		
5		金融機関等に対する債務に関する残高の合計額		
6		発行済の有価証券の残高		
7	代替可能性/金融インフラ	信託財産及びこれに類する資産の残高		
8		決済システムを通じた決済の年間の合計額		
9		債券及び株式に係る引受けの年間の合計額		
10a		債権に係るトレーディング量の合計額		
10b		株式その他有価証券に係るトレーディング量の合計額		
11	複雑性	金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本額の合計額		
12		観察可能な市場データ以外の情報に基づき公正価値評価された資産の残高		
13		売買目的有価証券及びその他有価証券の残高の合計額		

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）３「規模　資産及び取引に関する残高の合計額」の項には、次に掲げる額の合計額を記載すること。

⑴　オン・バランス資産の額（貸借対照表又は連結貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びに⑵及び⑶に掲げる事項に関して貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されている額を控除した額をいう。）

⑵　デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下⑵及び⑷において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額（デリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式又はＳＡ－ＣＣＲで計算した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）及びアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）

⑶　レポ形式の取引に関する額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）の合計額をいう。）

⑷　オフ・バランス取引（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。）に関する額（取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう。）

b　項番４「相互連関性　金融機関等向け与信に関する残高の合計額」の項には、金融機関等（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下b及びcにおいて同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額を記載すること。

⑴　金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）

⑵　金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。項番６において同じ。）の保有額

⑶　金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）

⑷　金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（項番11及びcにおいて「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価

値評価額及びカレント・エクスポージャー方式又はＳＡ－ＣＣＲで計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）

c　項番５「相互連関性　金融機関等に対する債務に関する残高の合計額」の項には、次に掲げる事項の残高の合計額を記載すること。

⑴　金融機関等からの預金及び借入金の額（コミットメントの未引出額を含む。）

⑵　金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）

⑶　金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式又はＳＡ－ＣＣＲで計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）

d　項番８「代替可能性/金融インフラ　決済システムを通じた決済の年間の合計額」の項には、直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額を記載すること。

e　項番９「代替可能性/金融インフラ　債券及び株式に係る引受けの年間の合計額」の項には、直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）の年間の合計額を記載すること。

f　項番10a「代替可能性/金融インフラ　債券に係るトレーディング量の合計額」の項には、公的機関の発行した有価証券（ソブリン債を除く。）及びその他の債券に係る売買高の年間の合計額を記載すること。

g　項番10b「代替可能性/金融インフラ　株式その他有価証券に係るトレーディング量の合計額」の項には、株式及び項番10aに含まれない有価証券に係る売買高の年間の合計額を記載すること。

h　項番11「複雑性　金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本額の合計額」における金融機関等とは、bに規定する金融機関等をいう。

i　項番13「複雑性　売買目的有価証券及びその他有価証券の残高の合計額」の項には、売買目的有価証券及びその他有価証券（いずれも流動性が高いと認められるものを除

く。）の残高の合計額を記載すること。

j　項番３から項番６まで、項番11及び項番12においては、保険子会社（銀行が銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条の二第一項第五号、第五号の二若しくは第九号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社又は銀行持株会社が同法第五十二条の二十三第一項第四号、第四号の二若しくは第八号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社をいう。）のエクスポージャーの額を含めること。

k　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

l　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること

m　この面は、国際統一基準行（銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行（銀行の連結子法人等である銀行を除く。）又は規制外国法人の連結子法人等を除く。）又は国際統一基準持株会社のうち、項番３の額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるもの及びこれに準ずる国際統一基準行又は国際統一基準持株会社として金融庁長官が指定するものに限り、作成するものとする。

（単位：百万円、件）

ＯＲ１：オペレーショナル・リスク損失の推移												
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		当期末	前期末	前々期末	ハの前期末	ニの前期末	ホの前期末	への前期末	トの前期末	チの前期末	リの前期末	直近十年間の平均
二百万円を超える損失を集計したもの												
1	ネットの損失の合計額(特殊損失控除前)											
2	損失の件数											
3	特殊損失の総額											
4	特殊損失の件数											
5	ネットの損失の合計額(特殊損失控除後)											
千万円を超える損失を集計したもの												
6	ネットの損失の合計額(特殊損失控除前)											

7	損失の件数											
8	特殊損失の総額											
9	特殊損失の件数											
10	ネットの損失の合計額(特殊損失控除後)											
オペレーショナル・リスク相当額の計測に関する事項												
11	ＩＬＭの算出への内部損失データ利用の有無											
12	項番11で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無											

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前)」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。

b　項番２「損失の件数」の項には、a の二百万円を超える額の損失の件数を記載すること。

c　項番３「特殊損失の総額」の項には、二百万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。

d　項番４「特殊損失の件数」の項には、c の控除した特殊損失の件数を記載すること。

e　項番５「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。

f　項番６「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。

g　項番７「損失の件数」の項には、f の千万円を超える額の損失の件数を記載すること。

h　項番８「特殊損失の総額」の項には、千万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。

i　項番９「特殊損失の件数」の項には、h の控除した特殊損失の件数を記載すること。

j　項番 10「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除したオペレーショナル・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。

k　項番 11「ＩＬＭの算出への内部損失データ利用の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、内部損失データを用いたＩＬＭの算出（自己資本比率告示第三百六条第一項第一号又は持株自己資本比率告示第二百八十四条第一項第一号に定める方法による算出をいう。）の有無を記載すること。

l　項番 12「項番 11 で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、自己資本比率告示第三百八条第一項又は持株自己資本比率告示第二百八十六条第一項の承認を受けていない場合において、自金融機関の内部損失データに係る基準（自己資本比率告示第三百十条第一号又は持株自己資本比率告示第二百八十八条第一号に定める基準をいう。）充足の有無を記載すること。

m　それぞれの項の対象となる範囲に変更が生じている場合は、説明を付すこと。

n　直近五年以上十年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合は、ル欄中「直近十年間」を「直近五年以上の計測期間」と読み替えるものとする。

o　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

p　この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

（第三十四面）

（単位：百万円）

ＯＲ２：ＢＩＣの構成要素				
項番		イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	前々期末
1	ＩＬＤＣ			
2	資金運用収益			
3	資金調達費用			
4	金利収益資産			
5	受取配当金			
6	ＳＣ			
7	役務取引等収益			
8	役務取引等費用			
9	その他業務収益			
10	その他業務費用			
11	ＦＣ			
12	特定取引勘定のネット損益（特定取引等のネット損益）			
13	特定取引勘定以外の勘定のネット損益（特定取引等以外の勘定のネット損益）			
14	ＢＩ			
15	ＢＩＣ			
16	除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むＢＩ			
17	除外特例によって除外したＢＩ			

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面においては、自己資本比率告示第三百五条又は持株自己資本比率告示第二百八十三条に定める算式及び自己資本比率告示別表第一又は持株自己資本比率告示別表第一に定める用語の意義に基づく計数を記載すること。

b　項番４「金利収益資産」の項には、財務諸表に掲載される各会計期末の全ての貸出金、利付証券（政府債を含む。）及びリース投資資産の額の合計額を記載すること。

c　項番 14「ＢＩ」の項には、項番１、項番６及び項番 11 の合計額を記載すること。

d　項番 15「ＢＩＣ」の項には、項番 14「ＢＩ」に自己資本比率告示第三百五条第四項又は持株自己資本比率告示第二百八十三条第三項に定める掛目を適用して算出した額を記載すること。

e　項番 16「除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むＢＩ」の項には、自己資本比率告示第三百十四条又は持株自己資本比率告示第二百九十二条の承認を受け除外した連結子法人等又は事業部門を含むＢＩの額を記載すること。

f　項番 17「除外特例によって除外したＢＩ」の項には、項番 14 と項番 16 の差額を記載すること。

g　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

h　この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

（第三十五面）

（単位：百万円）

ＯＲ３：オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要		
項番		
１	ＢＩＣ	
２	ＩＬＭ	
３	オペレーショナル・リスク相当額	
４	オペレーショナル・リスク・アセットの額	

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「ＢＩＣ」の項には、自己資本比率告示第三百五条又は持株自己資本比率告示第二百八十三条に定めるＢＩＣの額を記載すること。

b　項番２「ＩＬＭ」の項には、自己資本比率告示第三百六条又は持株自己資本比率告示第二百八十四条に定めるＩＬＭの値を記載すること。ただし、一部の連結子法人又は事業部門において自己資本比率告示第三百七条第一項第一号又は持株自己資本比率告示第二百八十五条第一項第一号に定める方法によりＩＬＭの値を算出している場合には、当該ＩＬＭの値と自己資本比率告示第三百六条第一項第一号若しくは第二号又は持株自己資本比率告示第二百八十四条第一項第一号若しくは第二号に定める方法により算出したＩＬＭの値をＢＩＣの値により加重平均して得た値を記載すること。

c　項番３「オペレーショナル・リスク相当額」の項には、自己資本比率告示第三百四条又は持株自己資本比率告示第二百八十二条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を記載すること。

d　項番４「オペレーショナル・リスク・アセットの額」の項には、自己資本比率告示第三百四条又は持株自己資本比率告示第二百八十二条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を８パーセントで除して得た額を記載すること。

e　この様式に記載する額は、この様式で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

f　ＩＬＭの値（項番２）は、小数点以下二位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

（第三十六面）

（単位：百万円）

ＥＮＣ１：担保資産の状況					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		担保に供されている資産の額	担保に供されていない資産の額	合計	うち、証券化エクスポージャーの額
1	現金預け金				
2	特定取引資産				
3	有価証券				
4	貸出金				
5	・・・・・・				
	合計				

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面においては、自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産を対象として計数を記載すること。

b　項番１から項番４までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除すること。

c　イ欄には、法令、規則、契約その他の制約（市場流動性に関する制約を除く。）により、各金融機関が流動化、売却、移転、譲渡を行うことが禁じられている又は制限されている資産の額を記載すること。

d　この面に定める項目につき自金融機関で該当する額がない場合は、「－」を記載すること。

e　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（単位：百万円）

ＣＭＳ１：内部モデルを用いた手法と標準的手法のリスク・アセットの比較					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセットの額			
		内部モデルを用いて算出したリスク・アセットの額	標準的な手法適用分のリスク・アセットの額	リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的な手法により算出したリスク・アセットの額（フロア掛目前）
1	信用リスク				
2	カウンターパーティ信用リスク				
3	ＣＶＡリスク				
4	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
5	マーケット・リスク				
6	オペレーショナル・リスク				
7	その他リスク・アセット				

８	合計				

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　イ欄には、内部モデルを用いた手法（内部格付手法、内部モデル手法、期待エクスポージャー方式、エクスポージャー変動額推計モデル及び内部評価方式をいう。以下この面において同じ。）のうち、承認を受けた手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。

b　ロ欄には、承認を受けた内部モデルを用いた手法以外の手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。

c　ハ欄には、イ欄及びロ欄に計上される額の合計額を記載すること。

d　ニ欄には、ハ欄に計上されるリスク・アセットの額について、内部モデルを用いた手法の承認を得ていないものとみなして算出したリスク・アセットの額を記載すること。

e　項番１「信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番３「信用リスク　うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番４「信用リスク　うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番５「信用リスク　うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。

f　項番２「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番６「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

g　項番３「ＣＶＡリスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番10「ＣＶＡリスク」の項イ欄の額と一致する。

h　項番４「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、第一面の項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額と一致する。

i　項番５「マーケット・リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番20「マーケット・リスク」の項イ欄の額と一致する。

j　項番６「オペレーショナル・リスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番24「オペレーショナル・リスク」の項イ欄の額と一致する。

k　項番７「その他リスク・アセット」の項ロ欄及びハ欄の額は、第一面の「信用リスク　うち、重要な出資のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスク　うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスク　その他」のイ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250％）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400％）」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250％）」の項イ欄の額、項番15「未決済取引」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額と一致する。

l　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

m　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

n　この面は、自金融機関が内部モデルを用いた手法のうちいずれの承認も受けていない場合には、作成することを要しない。

（単位：百万円）

ＣＭＳ２:ポートフォリオ別の内部格付手法と標準的手法の信用リスク・アセットの比較					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		信用リスク・アセットの額			
		内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額	イ欄の内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額について、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額（フロア掛目前）
1	ソブリン向けエクスポージャー				
	うち、我が国の地方公共団体向け				
	うち、外国の中央政府等以外の公共部門向け				
	うち、国際開発銀行向け				
	うち、地方公共団体金融機構向け				
	うち、我が国の政府関係機関向け				
	うち、地方三公社向け				
2	金融機関等向けエクスポージャー				

3	株式等向けエクスポージャー				
4	購入債権				
5	事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
6	中堅中小企業向けエクスポージャー				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
7	居住用不動産向けエクスポージャー				
8	適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー				
9	その他リテール向けエクスポージャー				
10	特定貸付債権				
	うち、事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け				
11	合計				

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五及び第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五及び第百四十五条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　イ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識されるＣＣＦ（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

b　ロ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、標準的手法により算出したＣＣＦ適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

c　ハ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、ＣＣＦ適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

d　ニ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、標準的手法により算出した、ＣＣＦ適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。また、当該額は資本フロアに係る掛目を勘案する前の額とすること。

e　「ソブリン向けエクスポージャー　うち、我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

f　「ソブリン向けエクスポージャー　うち、外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

g　「ソブリン向けエクスポージャー　うち、国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

h　「ソブリン向けエクスポージャー　うち、地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

i　「ソブリン向けエクスポージャー　うち、我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第一項各号又は持株自己資本比率告示第三十九条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

j　「ソブリン向けエクスポージャー　うち、地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

k　項番３「株式等エクスポージャー」の項には、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項第一号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により信用リスク・アセットの額を算出する株式等エクスポージャーに係る額は含めないこととする。また、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から起算して五年を経過した日（令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条の規定の適用を受けている場合にあっては、これらの規定の適用を受けないこととした日）以降、自金融機関の保有する株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第二項各号又は持株自己資本比率告示第五十四条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額はイ欄及びロ欄には記載せず、これらの信用リスク・アセットの額の合計額をハ欄及びニ欄に記載すること。

l　項番４「購入債権」の項には、購入債権に係る額を記載すること。また、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出して

いる場合は、その額を含めた額を記載すること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。

m　項番 11「合計」の項イ欄の額は、第三十七面の項番 1「信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

n　項番 11「合計」の項ハ欄の額は、第三十七面の項番 1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

o　項番 11「合計」の項ニ欄の額は、第三十七面の項番 1「信用リスク」の項ニ欄の額と一致する。

p　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

q　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

r　この面は、自金融機関が標準的手法採用行である場合には、作成することを要しない。

（別紙様式第三号）

（第一面）

（単位：百万円）

項番（国際様式（LR1）の該当番号）	項目	当期末	前期末
1	貸借対照表における総資産の額		
3	リスク移転の認識に係る要件を充足しない証券化エクスポージャーに係る調整		
4	中央銀行預け金に係る除外による調整（△）		
5	顧客資産のうち、貸借対照表に計上されている金額（△）		
6	有価証券の売買を約定日基準により会計処理している場合における調整項目		
7	キャッシュ・プーリング契約に基づく資金の移動に係る調整項目		
8	デリバティブ取引等に関する調整額		
8 a	デリバティブ取引等に関する額		
8 b	デリバティブ取引等に関連する資産の額（△）		
9	レポ取引等に関する調整額		
9 a	レポ取引等に関する額		
9 b	レポ取引等に関する額（△）		
10	オフ・バランス取引に関する額		
11	Tier１資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）		
12	その他の調整項目		
12 a	Tier１資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）		
12 b	支払承諾見返勘定の額（△）		
12 c	デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）		
12 d	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）		
13	総エクスポージャーの額		

（注）

a　項番３「リスク移転の認識に係る要件を充足しない証券化エクスポージャーに係る調整」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第五項の規定によりオン・バランス資産の額に算入することとなった額をいう。

b　項番４「中央銀行預け金に係る除外による調整（△）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定によりオン・バランス資産の額に算入しないこととなった額をいう。

c　項番６「有価証券の売買を約定日基準により会計処理している場合における調整項目」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第三項の規定により個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入する有価証券の売却に係る未収金の額が貸借対照表に計上されている未収金の額を超過する場合にはその超過する額を加算項目として、当該未収金の額に不足する場合にはその不足する額を控除項目として記載すること。

d　項番７「キャッシュ・プーリング契約に基づく資金の移動に係る調整項目」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第四項の規定により個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入するキャッシュ・プーリング契約に基づく集約後の単一の口座の残高が貸借対照表に計上されている参加顧客口座の残高を超過する場合にはその超過する額を加算項目として、当該参加顧客口座の残高に不足する場合にはその不足する額を控除項目として記載すること。

e　項番８ａ「デリバティブ取引等に関する額」は、第二面の項番 13「デリバティブ取引等に関する額」と一致すること。

f　項番８ｂ「デリバティブ取引等に関連する資産の額（△）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第二項第二号に掲げる額をいう。

g　項番９ａ「レポ取引等に関する額」は、第二面の項番 18「レポ取引等に関する額」と一致すること。

h　項番９ｂ「レポ取引等に関する額（△）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第三号及び第二項第三号に掲げる額の合計額をいう。

i　項番 10「オフ・バランス取引に関する額」は、第二面の項番 22「オフ・バランス取引に関する額」と一致すること。

j　項番 11「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第四号に掲げる額をいい、第二面の項番 5「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）」と一致すること。

k　項番 12 a「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第五号に掲げる額をいい、第二面の項番 6「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」と一致すること。

l　項番 12 b「支払承諾見返勘定の額（△）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第二項第一号に掲げる額をいう。

m　項番 12 c「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第一号に掲げる額をいい、第二面の項番 2「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）」と一致すること。

n　項番 12 d「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第二号に掲げる額をいい、第二面の項番 3「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」と一致すること。

o　項番 13「総エクスポージャーの額」は、第二面の項番 24「総エクスポージャーの額」と一致すること。

p　「国際様式（LR1）の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により令和元年十二月十五日に公表された「Consolidated framework - DIS80 Leverage ratio」と題する文書の表 LR1 に記載された番号をいう。

q　「当期末」及び「前期末」とあるのは、中間会計年度の開示においては「当中間期末」及び「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」及び「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。

r　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、行を削除せず、「－」を記載すること。

（第二面）

（単位：百万円、％）

項番（国際様式（LR2）の該当番号）	項目	当期末	前期末
オン・バランス資産の額 ⑴			
1	個別項目調整前のオン・バランス資産の額		
2	デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）		
3	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）		
4	レポ取引等により受領した証券の計上額（△）		
5	Tier１資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）		
6	Tier１資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）		
7	オン・バランス資産の額 （イ）		
デリバティブ取引等に関する額 ⑵			
8	デリバティブ取引等に関するRCの額に1.4を乗じた額		
9	デリバティブ取引等に関するPFEの額に1.4を乗じた額		
10	間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合に零とした中央清算機関向けエクスポージャーの額（△）		
11	クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額		
12	クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△）		
13	デリバティブ取引等に関する額 （ロ）		
レポ取引等に関する額 ⑶			
14	レポ取引等に関する資産の額		

15	レポ取引等に関する資産の額から控除した額（△）		
16	レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額		
17	代理取引のエクスポージャーの額		
18	レポ取引等に関する額 （ハ）		
オフ・バランス取引に関する額 (4)			
19	オフ・バランス取引の想定元本の額		
20	オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額（△）		
22	オフ・バランス取引に関する額 （ニ）		
単体レバレッジ比率 (5)			
23	資本の額 （ホ）		
24	総エクスポージャーの額（（イ）＋（ロ）＋（ハ）＋（ニ）） （ヘ）		
25	単体レバレッジ比率 （（ホ）／（ヘ））		
26	適用する所要単体レバレッジ比率		
27	適用する所要単体レバレッジ・バッファー比率		
日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率 (6)			
	総エクスポージャーの額 （ヘ）		
	日本銀行に対する預け金の額		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーの額 （ヘ´）		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率 （（ホ）／（ヘ´））		
平均値の開示 (7)			

28		レポ取引等に関する資産の額（控除後）に係る平均値 （(ト）＋（チ)）		
		レポ取引等に関する資産の額に係る平均値 （ト）		
		レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る平均値（△） （チ）		
29		レポ取引等に関する資産の額（控除後）に係る四半期末の値 （(リ）＋（ヌ)）		
	14	レポ取引等に関する資産の額に係る四半期末の値 （リ）		
	15	レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る四半期末の値（△） （ヌ）		
30		総エクスポージャーの額 （レポ取引等に関する資産の額（控除後）に係る平均値を使用し、日本銀行に対する預け金を算入しない場合） （ル）		
30 a		総エクスポージャーの額 （レポ取引等に関する資産の額（控除後）に係る平均値を使用し、日本銀行に対する預け金を算入する場合） （ヲ）		
31		単体レバレッジ比率 （レポ取引等に関する資産の額（控除後）に係る平均値を使用し、日本銀行に対する預け金を算入しない場合） (（ホ）／（ル))		
31 a		単体レバレッジ比率 （レポ取引等に関する資産の額（控除後）に係る平均値を使用し、日本銀行に対する預け金を算入する場合） (（ホ）／（ヲ))		

（注）

⑴　オン・バランス資産の額

a　項番１「個別項目調整前のオン・バランス資産の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第二項の規定により算出した額をいう。

b　項番２「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第一号に掲げる額をいい、第一面の項番 12ｃ「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）」と一致すること。

c　項番３「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第二号に掲げる額をいい、第一面の項番 12ｄ「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」と一致すること。

d　項番４「レポ取引等により受領した証券の計上額（△）」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第三号に掲げる額を記載すること。

e　項番５「Tier１資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第四号に掲げる額をいい、第一面の項番 11「Tier１資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）」と一致すること。

f　項番６「Tier１資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第五号に掲げる額をいい、第一面の項番 12ａ「Tier１資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」と一致すること。

⑵　デリバティブ取引等に関する額

a　項番８「デリバティブ取引等に関するRCの額に1.4を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額(同条第三項第二号イただし書の規定により零とする前の額を含む。)をいう。

b　項番９「デリバティブ取引等に関するPFEの額に1.4を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額(同条第六項第二号イただし書の規定により零とする前の額を含む。)

をいう。

c　項番 10「間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合に零とした中央清算機関向けエクスポージャーの額（△）」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第三項第二号イただし書及び第六項第二号イただし書の規定により零とした額の合計額を記載すること。

d　項番 11「クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第三号に掲げる合計額（同条第九項及び第十項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の想定元本の額を控除する前の額をいう。）をいう。

e　項番 12「クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△）」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第九項及び第十項の規定により銀行がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ等の想定元本の額から控除した額及び当該銀行がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の想定元本の額の合計額を記載すること。

⑶　レポ取引等に関する額

a　項番 14「レポ取引等に関する資産の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額をいう。）をいう。

b　項番 15「レポ取引等に関する資産の額から控除した額（△）」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第二項の規定により控除した現金の支払債務の額を記載すること。

c　項番 16「レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

⑷　オフ・バランス取引に関する額

a　項番 19「オフ・バランス取引の想定元本の額」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第十条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額をいう。）、同条第四項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額をいう。）及び同条第五項におけるオフ・バランス取引に係る証券化エクスポージャーの名目額（掛目

を乗じる前の額をいう。）の合計額を記載すること。

b　項番 20「オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額（△）」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第十条第二項、第四項又は第五項の規定によりエクスポージャーの額を算出するに当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は名目額から控除した額の合計額を記載すること。

⑸　単体レバレッジ比率

a　項番 23「資本の額」とは、自己資本比率告示第十四条第二号の算式に規定する Tier１資本の額をいう。

b　項番 25「単体レバレッジ比率」は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

c　項番 25「単体レバレッジ比率」における総エクスポージャーの額は、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定により日本銀行に対する預け金をオン・バランス資産の額に算入しないこととなった場合における第一面の項番４「中央銀行預け金に係る除外による調整（△）」に記載された額を控除した額とする。

d　項番 26「適用する所要単体レバレッジ比率」には、三パーセント（レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定の適用があるときにあっては、三・一五パーセント）を記載すること。

e　項番 27「適用する所要単体レバレッジ・バッファー比率」には、自己資本比率告示第十四条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率（レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第二条第一項ただし書に規定するときにあっては、当該比率に〇・〇五パーセントを加えて得た比率）を記載すること。ただし、連結レバレッジ比率を算出している銀行、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあっては、記載することを要しない（この場合には、当該項目の行を削除することができる。）。

⑹　日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率

a　レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定の適用があるときに限り、記載することとし、当該規定の適用がない場合には、この項目に係る行の全体を削除することができる。

b　「日本銀行に対する預け金の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において

準用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定によりオン・バランス資産の額に算入しないこととなった額をいい、第一面の項番４「中央銀行預け金に係る除外による調整（△）」と一致すること。

⑺　平均値の開示

a　「レポ取引等に関する資産の額に係る平均値」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額をいう。）について対象となる四半期の開始日から算出基準日までの期間において日次で算出した額の平均値を記載すること。

b　「レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る平均値（△）」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第二項の規定により控除した現金の支払債務の額について対象となる四半期の開始日から算出基準日までの期間において日次で算出した額の平均値を記載すること。

c　項番 30 及び項番 30 a 「総エクスポージャーの額」は、項番 18 の額に代えて項番 28、項番 16 及び項番 17 の額の合計額とすること。

⑻　その他

a　「国際様式（LR2）の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により令和元年十二月十五日に公表された「Consolidated framework - DIS80 Leverage ratio」と題する文書の表 LR2 に記載された番号をいう。

b　「当期末」及び「前期末」とあるのは、中間会計年度の開示においては「当中間期末」及び「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」及び「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。

c　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、行を削除せず、「－」を記載すること。

（別紙様式第四号）

（第一面）

（単位：百万円）

OV１：リスク・アセットの概要					
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当中間期末	前中間期末	当中間期末	前中間期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、基礎的内部格付手法適用分				
4	うち、スロッティング・クライテリア適用分				
5	うち、先進的内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー				
	その他				
6	カウンターパーティ信用リスク				
7	うち、ＳＡ－ＣＣＲ適用分				
8	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
9	その他				
10	ＣＶＡリスク				
	うち、ＳＡ－ＣＶＡ適用分				
	うち、完全なＢＡ－ＣＶＡ適用分				
	うち、限定的なＢＡ－ＣＶＡ適用				

	分				
11	経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー				
12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）				
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）				
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）				
15	未決済取引				
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
17	うち、内部格付手法準拠方式適用分				
18	うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分				
19	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
20	マーケット・リスク				
21	うち、標準的方式適用分				

22	うち、内部モデル方式適用分				
	うち、簡易的方式適用分				
23	勘定間の振替分				
24	オペレーショナル・リスク				
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
26	フロア調整				
27	合計				

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面のｂ以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）１の「信用リスク」の項から「信用リスク　その他」の項までには、項番６から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250％のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番25に該当するものの額は含まれない。また、項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項、項番３「信用リスク　うち、基礎的内部格付手法適用分」の項及び項番５「信用リスク　うち、先進的内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク　うち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク　その他」の項までに該当するものの額は含まれない。

b　項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第四十八条第一項又は持株自己資本比率告示第二十六条第一項に規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスポージャー（令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項各号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に８パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

c　項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第五面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項ホ欄の額と一致する。

d　項番３「信用リスク　うち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百五十二条第一号イ又は持株自己資本比率告示第百三十条第一号イに規定する信用リスク･アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用行である場合は、内部格付手法を適用して算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

e　項番３「信用リスク　うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第七面の開示を行う場合には、基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用行である場合は、同面の「合計（全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額と一致する。

f　項番４「信用リスク　うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項には、自己資本比率告示第百四十九条又は持株自己資本比率告示第百二十七条に規定するスロッティング・クライテリアを利用して算出する自己資本比率告示第百五十二条第一号イ又は持株自己資本比率告示第百三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。また、項番４に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

g　項番４「信用リスク　うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第九面の開示を行う場合には、同面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ)」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

h　項番５「信用リスク　うち、先進的内部格付手法適用分」の項には、先進的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百五十二条第一号イ又は持株自己資本比率告示第百三十条第一号イに規定する信用リスク･アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用行である場合は、当該欄は記載することを要しない。

i　項番５「信用リスク　うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第七面の開示を行う場合には、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額と一致する。

j　項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番３「信用リスク　うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番４「信用リスク　うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番５「信用リスク　うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第六面の開示を行う場合には、同面の項番１「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

k　「信用リスク　うち、重要な出資のエクスポージャー」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の二の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の二の規定により、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百七十八条の二の規定又は持株自己資本比率告示第百五十六条の二の規定により、1250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

l　「信用リスク　うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第百七十七条又は持株自己資本比率告示第百五十五条に規定するリース取引における見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m　「信用リスク　その他」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十七条の規定又は持株自己資本比率告示第五十五条の規定により、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百七十八条第二項の規定又は持株自己資本比率告示第百五十六条第二項の規定により、100 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

n　項番６「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十面及び第十六面の開示を行う場合には、第十面の項番６「合計」の項へ欄の額並びに第十六面の項番１「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番 11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー(合計)」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

o　項番６「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第六面の開示を行う場合には、同面の項番２「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

p　項番７「カウンターパーティ信用リスク　うち、ＳＡ－ＣＣＲ適用分」の項には、自己資本比率告示第七十九条の二（自己資本比率告示第百五十七条第七項及び第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条

の二（持株自己資本比率告示第百三十五条第七項及び第百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

q　項番８「カウンターパーティ信用リスク　うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十九条の三（自己資本比率告示第百五十七条第七項及び第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条の三（持株自己資本比率告示第百三十五条第七項及び第百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

r　項番８「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第三面の開示を行う場合には、同面の項番９「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

s　「カウンターパーティ信用リスク　うち、中央清算機関関連エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第八章の三の規定又は持株自己資本比率告示第六章の三の規定により算出した中央清算機関関連エクスポージャーに係るリスク･アセットの合計額(イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

t　項番 10「ＣＶＡリスク」の項には、自己資本比率告示第八章の二の規定又は持株自己資本比率告示第六章の二の規定により算出したＣＶＡリスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

u　項番 10「ＣＶＡリスク」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第六面及び当中間期に係る第十一面の四の開示を行う場合には、同様式第六面の項番３「ＣＶＡリスク」の項ハ欄の額及び第十一面の四の項番２「当中間期末」の項の額を８パーセントで除して得た額と一致する。

v　「ＣＶＡリスク　うち、ＳＡ－ＣＶＡ適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十一面の三の開示を行う場合には、同面の項番７「合計」の項イ欄の額を８パーセントで除して得た額と一致する。

w　「ＣＶＡリスク　うち、完全なＢＡ－ＣＶＡ適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係

る第十一面の二の開示を行う場合には、同面の項番３「合計」の項イ欄の額を８パーセントで除して得た額と一致する。

x　「ＣＶＡリスク　うち、限定的なＢＡ－ＣＶＡ適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十一面の開示を行う場合には、同面の項番３「合計」の項ロ欄の額を８パーセントで除して得た額と一致する。

y　項番 11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項第一号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項第二号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項第二号に掲げるＰＤ／ＬＧＤ方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番３「信用リスク　うち、基礎的内部格付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については､項番２｢信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

z　項番 12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式)」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第二項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第二項又は持株自己資本比率告示第百四十五条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

aa　項番 13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式)」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第六項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第七項又は持株自己資本比率告示第百四十五条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額

（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

bb　「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第十項第一号又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

cc　「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

dd　項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第十項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第十一項又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ee　項番15「未決済取引」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十九条の五又は持株自己資本比率告示第五十七条の五に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百七十七条の二又は持株自己資本比率告示第百五十五条の二に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ff　項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第八章の規定又は持株自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

gg　項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。

hh　項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第六面の開示を行う場合には、同面の項番４「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額と一致する。

ii　項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

jj　項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

kk　項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ll　項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

mm　項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

nn　項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

oo　項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

pp　「信用リスク･アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250％のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク･アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

qq　「信用リスク･アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250％のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

rr　項番 20「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第九章の規定又は持株自己資本比率告示第七章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番６「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

ss　項番 21「マーケット・リスク　うち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第二十一面の開示を行う場合には、同面の項番 12「合計」の項の額と一致する。

tt　項番 22「マーケット・リスク　うち、内部モデル方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第四面の開示を行う場合には、同面の項番 16「マーケット・リスクの合計額（ACRtotal）」の項の額から同面の項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク（Cu）」の項の額を控除した額を記載すること。

uu　「マーケット・リスク　うち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第二十三面の開示を行う場合には、同面の項番６「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額と一致する。

vv　項番 23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章若しくは第三章又は持株自己資本比率告示第二章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ww　項番 24「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第十章の規定又は持株自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

xx　項番 25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の三の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の三の規定により、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百七十八条の三の規定又は持株自己資本比率告示第百五十六条の三の規定により、250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

yy　項番 26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条若しくは第二十四条の規定又は持株自己資本比率告示第十三条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項若しくは第十四条各号及び第十四条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

zz　「信用リスク　うち、重要な出資のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスク　うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスク　その他」の項イ欄の額、項番 11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番 12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番 13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250％）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400％）」の項イ欄の額、項番 14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250％）」の項イ欄の額、項番 23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番 25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第六面の開示を行う場合には、同面の項番７「その他リスク・アセット」の項ロ欄の額及びハ欄の額と一致する。

aaa　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せ

ず、「－」を記載すること。

bbb　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

ccc　この面におけるロ欄及びニ欄の「前中間期末」が令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

（第二面）

（単位：百万円）

CR１：資産の信用の質

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		帳簿価額の総額		引当金	ネット金額（イ＋ロ－ハ）
		デフォルトしたエクスポージャー	非デフォルトエクスポージャー		
	オン・バランスシートの資産				
1	貸出金				
2	有価証券（うち負債性のもの）				
3	その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）				
4	オン・バランスシートの資産の合計 （１＋２＋３）				
	オフ・バランスシートの資産				
5	支払承諾等				
6	コミットメント等				
7	オフ・バランスシートの資産の合計（５＋６）				
	合計				
8	合計 （４＋７）				

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　項番１「貸出金」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金に含まれる資産を対象として計数を記載すること。

b　項番２「有価証券（うち負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における有価証券に含まれる資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること。

c　項番３「その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金及び有価証券以外の資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること（ただし、貸借対照表又は連結貸借対照表における支払承諾見返に含まれる資産、派生商品取引に係る資産及び特定取引勘定に属する資産を除く。）。

d　項番４「オン・バランスシートの資産の合計（１＋２＋３）」の項には、項番１、項番２及び項番３の項に計上される額の合計額を記載すること。

e　項番５「支払承諾等」の項には、金融機関が提供する保証及びクレジット・デリバティブによるプロテクションに係るエクスポージャーの額を記載すること。

f　項番６「コミットメント等」の項には、コミットメントのうち、取消し不能なコミットメント（条件の有無にかかわらず取消し可能なコミットメントを除く。）に係る信用供与枠の未引出額に係るエクスポージャーの額（ただし、ＣＣＦ（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）の適用前の額とする。）を対象として、計数を記載すること。

g　項番７「オフ・バランスシートの資産の合計（５＋６）」の項には、項番５及び項番６の項に計上される額の合計額を記載すること。

h　項番８「合計（４＋７）」の項には、項番４及び項番７の項に計上される額の合計額を記載すること。

i　それぞれの項に含まれる対象資産が明確でない場合には、説明を付すこと。

j　イ欄及びロ欄には、引当金の控除前かつ自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のエクスポージャー額を記載すること。また、当該額は、自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法及びＣＣＦの適用前の額とすること。

k　イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第七十一条又は持株自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条又は持株自己資本比率告示第五十条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は持株自己資本比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

l　ハ欄には、項番１から項番８までのそれぞれに対応するものとして計上される引当金の合計額を記載すること。

m　ニ欄には、イ欄及びロ欄の合計額から、ハ欄の額を控除した額を記載すること。

n　「オン・バランスシートの資産」の項番１から項番４までの項ニ欄の額は、それぞれ第四面の項番１から項番４までの項イ欄及びロ欄の合計額と一致する。

o　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

p　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第三面）

（単位：百万円）

CR２:デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動			
項番			額
１	前事業年度末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高		
２	貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の当中間期中の要因別の変動額	デフォルトした額	
３		非デフォルト状態へ復帰した額	
４		償却された額	
５		その他の変動額	
６	当中間期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高　（１＋２－３－４＋５）		

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第七十一条又は持株自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条又は持株自己資本比率告示第五十条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は持株自己資本比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

b　項番１「前事業年度末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高」の項には、前事業年度末時点においてデフォルト状態にある貸

出金及び有価証券等（うち負債性のもの）のエクスポージャー額（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額）を記載すること。（「貸出金」は第二面の項番１「貸出金」の項に計上される資産を、「有価証券等（うち負債性のもの）」は同面の項番２「有価証券（うち負債性のもの）」及び項番３「その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）」の項に計上される資産を指すものとする。以下この面において同じ。）

c　項番２「デフォルトした額」の項には、当中間期中に新たにデフォルト事由が生じた貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）につき、当該デフォルト事由が生じた時点のエクスポージャー額（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額）を記載すること。ただし、一の債務者又はエクスポージャーにつき、当中間期中に複数回デフォルト事由が発生している場合にあっては、最後のデフォルト事由のみを対象に集計すること。

d　項番３「非デフォルト状態へ復帰した額」の項には、項番１及び項番２の項に計上されている貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）のうち、当中間期中にデフォルト事由が全て解消されたものにつき、最初にデフォルト事由が全て解消された時点のエクスポージャー額（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額）を記載すること。

e　項番４「償却された額」の項には、項番１及び項番２の項に計上されている貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）のうち、当中間期中に（当中間期中にデフォルト事由が全て解消された場合にあっては、最初にデフォルト事由が全て解消された時点までの間に）償却された額（部分直接償却を含む。）を記載すること。

f　項番５「その他の変動額」の項には、合計額が一致するために必要な調整額（負の場合には負数）を記載すること。なお、当該変動額の発生要因のうちの主なものについて説明を付すこと（「デフォルト状態にあるエクスポージャーの回収による残高減少」「デフォルト状態にあるエクスポージャーの売却による残高減少」「デフォルト期間中の追加与信」等）。

g　項番６「当中間期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高（１＋２－３－４＋５）」の項には、当中間期末時点においてデフォルト状態にある貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）のエクスポージャー額（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に

用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額）を記載すること。

h　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

i　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第四面）

（単位：百万円）

CR３:信用リスク削減手法						
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		非保全エクスポージャー	保全されたエクスポージャー	担保で保全されたエクスポージャー	保証で保全されたエクスポージャー	クレジット・デリバティブで保全されたエクスポージャー
１	貸出金					
２	有価証券(負債性のもの)					
３	その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの)					
４	合計　（１＋２＋３）					
５	うちデフォルトしたもの					

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額

を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　項番１「貸出金」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金に含まれる資産を対象として計数を記載すること。

b　項番２「有価証券（負債性のもの)」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における有価証券に含まれる資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること。

c　項番３「その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金及び有価証券以外の資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること（ただし、貸借対照表又は連結貸借対照表における支払承諾見返に含まれる資産、派生商品取引に係る資産及び特定取引勘定に属する資産を除く。）。

d　項番４「合計（１＋２＋３)」の項には、項番１から項番３までの項に計上される額の合計額を記載すること。

e　項番５「うちデフォルトしたもの」の項には、項番４「合計（１＋２＋３)」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第七十一条又は持株自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条又は持株自己資本比率告示第五十条に規定するエクスポージャーを含む。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は持株自己資本比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

f　それぞれの項に含まれる対象資産が明確でない場合には、説明を付すこと。

g　イ欄からホ欄までには、引当金の控除後のエクスポージャー額を記載すること。

h　イ欄には、エクスポージャーの全部が、自金融機関の採用する手法（標準的手法又は内部格付手法）において有効とされる担保、保証又はクレジット・デリバティブ（信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）として利用しない又は利用できないものを含む。）によって保全されていない場合には、当該エクスポージャーの額の合計額を記載すること。

i　ロ欄には、エクスポージャーの全額から、イ欄の額を控除した額を記載すること。

j　ハ欄からホ欄までには、エクスポージャーの一部又は全部が自金融機関の採用する手法（標準的手法又は内部格付手法）において有効とされる担保、保証又はクレジット・デリバティブ（信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、信用リスク削減手法として利用しない又は利用できないものを除く。）によって保全されている額（エクスポージャーの額を超過する部分を除いたヘアカット考慮後の保全実行により回収が見込まれる額）を記載すること。

k　項番１から項番４までの項のイ欄及びロ欄の額は、それぞれ第二面の「オン・バランスシートの資産」の項番１から項番４までの項ニ欄の額と一致する。

l　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

m　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（単位：百万円、％）

CR４:標準的手法-信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

項番	資産クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		CCF・信用リスク削減手法適用前のエクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー		信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値（RWA density）
		オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額		
１a	日本国政府及び日本銀行向け						
１b	外国の中央政府及び中央銀行向け						
１c	国際決済銀行等向け						
２a	我が国の地方公共団体向け						
２b	外国の中央政府等以外の公共部門向け						
２c	地方公共団体金融機構向け						
２d	我が国の政府関係機関向け						
２e	地方三公社向け						
３	国際開発銀行向け						
４	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け						
	うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け						

5	カバード・ボンド向け						
6	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）						
	うち、特定貸付債権向け						
7a	劣後債権及びその他資本性証券等						
7b	株式等						
8	中堅中小企業等向け個人向け						
	うち、トランザクター向け						
9	不動産関連向け						
	うち、自己居住用不動産等向け						
	うち、賃貸用不動産向け						
	うち、事業用不動産関連						
	うち、その他不動産関連						
	うち、ＡＤＣ向け						
10a	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）						
10b	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞						
11a	現金						
11b	取立未済手形						
	信用保証協会等による保証付						

	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
12	合計						

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　イ欄からニ欄までには、標準的手法において認識されるエクスポージャーの額（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。

b　イ欄には、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く自己資本比率告示第六章又は持株自己資本比率告示第四章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。

c　ロ欄には、ＣＣＦ（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（ＣＣＦを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

d　ハ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額を記載すること。

e　ニ欄には、ＣＣＦを適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額を記載する

こと。

f　ヘ欄には、ホ欄の額をハ欄及びニ欄の合計額で除して得た比率を記載すること。

g　内部格付手法採用行は、自己資本比率告示第百四十六条若しくは第百四十八条の規定又は持株自己資本比率告示第百二十四条若しくは第百二十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項各号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番７b「株式等」の項を除き、その記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

h　項番１a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

i　項番１b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

j　項番１c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

k 項番２a「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

l　項番２b「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

m　項番２c「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

n　項番２d「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第一項各号又は持株自己資本比率告示第三十九条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

o　項番２e「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

p　項番３「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

q　項番４「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十三条又は持株自己資本比率告示第四十一条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条又は持株自己資本比率告示第四十二条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）及び保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条の二又は持株自己資本比率告示第四十二条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。

r　項番４「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け　うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー及び保険会社向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

s　項番５「カバード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第六十三条の二第一項又は持株自己資本比率告示第四十一条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

t　項番６「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、自己資本比率告示第六十五条第一項又は持株自己資本比率告示第四十三条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十五条第三項又は持株自己資本比率告示第四十三条第三項の規定により85パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（自己資本比率告示第六十五条第四項又は持株自己資本比率告示

第四十三条四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。）向けエクスポージャー及び特定貸付債権向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十五条の二第一項又は持株自己資本比率告示第四十三条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番８に該当するものは含めないものとする。

u　「法人等向け　うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

v　項番７a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第七十条の六の規定又は持株自己資本比率告示第四十八条の六の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示第七十六条の四の二第三項の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の四の二第三項の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。

w　項番７b「株式等」の項には、自己資本比率告示第七十六条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条第一項の規定により 250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第二項各号又は持株自己資本比率告示第五十四条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。

x　項番８「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十七条第一項及び第三項の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条第一項及び第三項の規定により 75 パーセント又は 45 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。

y　「中堅中小企業等向け及び個人向け　うち、トランザクター向け」の項には、自己資本比率告示第六十七条第三項の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条第三項の規定により 45 パーセントのリスク・ウェイトが適用される個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

z　項番９「不動産関連向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十八条第一項又は持株自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）、賃貸用不動産向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十九条第一項又は持株自己資本比率告示第四十七条第一項に規定する賃貸用不動産向けエク

スポージャーをいう。以下この面において同じ。)、事業用不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第七十条第一項又は持株自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する事業用不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)、その他不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第七十条の二第一項又は持株自己資本比率告示第四十八条の二第一項に規定するその他不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）及びＡＤＣ向けエクスポージャー（自己資本比率告示第七十条の三又は持株自己資本比率告示第四十八条の三に規定するＡＤＣ向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番９に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa　「不動産関連向け　うち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

bb　「不動産関連向け　うち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

cc　「不動産関連向け　うち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

dd　「不動産関連向け　うち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

ee　「不動産関連向け　うち、ＡＤＣ向け」の項には、ＡＤＣ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

ff　項番10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。)」の項には、延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十一条又は持株自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

gg　項番 10b「自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 10b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

hh　項番 11a「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

ii　項番 11b「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

jj　「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

kk　「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ll　項番 12「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第六面の二の項番 11「合計」の項ニ欄の額と一致する。

mm　項番 12「合計」の項ホ欄の額は、第一面の項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

nn　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

oo　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

pp　この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

（単位：百万円）

ＣＲ５ａ：標準的手法―資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー

項番	リスク・ウェイト / 資産クラス	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）						
		0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
1a	日本国政府及び日本銀行向け							
1b	外国の中央政府及び中央銀行向け							
1c	国際決済銀行等向け							

		0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
2a	我が国の地方公共団体向け								
2b	外国の中央政府等以外の公共部門向け								
2c	地方公共団体金融機構向け								
2d	我が国の政府関係機関向け								
2e	地方三公社向け								

		0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
3	国際開発銀行向け								

		20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
4	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け									
	うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け									

		10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
5	カバード・ボンド向け									

		20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
6	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）										
	うち、特定貸付債権向け										

		100%	150%	250%	400%	その他	合計
7a	劣後債権及びその他資本性証券等						
7b	株式等						

		45%		75%	100%	その他	合計

8	中堅中小企業等向け及び個人向け								

9a		20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他	合計
	不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け									
		20%	31.25%	37.5%	50%	62.5%			その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの									

9b		30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計
	不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け									
		30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%			その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの									

9c		70%	90%	110%	150%	その他	合計
	不動産関連向け うち、事業用不動産関連						

		70%	112.5%			その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの						

		60%	その他	合計
9d	不動産関連向け うち、その他不動産関連			
		60%	その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの			

		100%	150%	その他	合計
9e	不動産関連向け うち、ＡＤＣ向け				

		50%	100%	150%	その他	合計
10a	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）					
10b	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞					

		0%	10%	20%	その他	合計
11a	現金					
11b	取立未済手形					
	信用保証協会等による保証付					
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付					

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面には、自己資本比率告示第六章又は持株自己資本比率告示第四章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、ＣＣＦ（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。）の効果の勘案後のエクスポージャーの額を記載すること。

b　内部格付手法採用行は、自己資本比率告示第百四十六条若しくは第百四十八条の規定又は持株自己資本比率告示第百二十四条若しくは第百二十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項各号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、

当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番７b「株式等」の項を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

c　項番１a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

d　項番１b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

e　項番１c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

f　項番２a「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

g　項番２b「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

h　項番２c「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

i　項番２d「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第一項各号又は持株自己資本比率告示第三十九条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

j　項番２e「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

k　項番３「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、

イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

l　項番４「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十三条又は持株自己資本比率告示第四十一条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条又は持株自己資本比率告示第四十二条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）並びに保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条の二又は持株自己資本比率告示第四十二条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。

m　「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け　うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー及び保険会社向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

n　項番５「カバード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第六十三条の二第一項又は持株自己資本比率告示第四十一条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

o　項番６「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、自己資本比率告示第六十五条第一項又は持株自己資本比率告示第四十三条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十五条第三項又は持株自己資本比率告示第四十三条第三項の規定により 85 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（自己資本比率告示第六十五条第四項又は持株自己資本比率告示第四十三条四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。）向けエクスポージャー及び特定貸付債権向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十五条の二第一項又は持株自己資本比率告示第四十三条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番８に該当するものは含めないものとする。

p　「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）　うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

q　項番７a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第七十条の六の規定又は持株自己資本比率告示第四十八条の六の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示第七十六条の四

の二第三項の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の四の二第三項の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十条又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十条の規定により、劣後債権及びその他資本性証券に 150 パーセント以外のリスク・ウェイトを適用する場合は、実際に適用されるリスク・ウェイトの欄を追加し、当該欄に当該劣後債権及びその他資本性証券に係る額を記載すること 。

r　項番７b「株式等」の項には、自己資本比率告示第七十六条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条第一項の規定により 250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第三項の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条第三項に掲げるものをいう。）及び株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば 400％の欄に、それ以外の投資であれば 250％の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

s　項番８「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十七条第一項及び第三項の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条第一項及び第三項の規定により 75 パーセント又は 45 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。

t　項番９a「不動産関連向け　うち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十八条第一項又は持株自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番９a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

u　「不動産関連向け　うち、自己居住用不動産等向け　うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十八条第三項又は持株自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

v　項番９ｂ「不動産関連向け　うち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十九条第一項又は持株自己資本比率告示第四十七条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番９ｂに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

w　「不動産関連向け　うち、賃貸用不動産向け　うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

x　項番９ｃ「不動産関連向け　うち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第七十条第一項又は持株自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する事業用不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番９ｃに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

y　「不動産関連向け　うち、事業用不動産関連　うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第七十条第三項において準用する自己資本比率告示第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十八条第三項において準用する持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

z　項番９ｄ「不動産関連向け　うち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第七十条の二第一項又は持株自己資本比率告示第四十八条の二第一項に規定するその他不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番９ｄに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa　「不動産関連向け　うち、その他不動産関連　うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位以下であるその他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

bb　項番９ｅ「不動産関連向け　うち、ＡＤＣ向け」の項には、ＡＤＣ向けエクスポージャー（自己資本比率告示第七十条の三又は持株自己資本比率告示第四十八条の三に規定するＡＤＣ向けエクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番９ｅに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

cc　項番 10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十一条又は持株自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

dd　項番 10b「自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 10b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ee　項番 11a「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

ff　項番 11b「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

gg　「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

hh　「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ii　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

jj　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第六面の二）

（単位：百万円）

ＣＲ５ｂ：標準的手法―リスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポージャーとＣＣＦ					
項番	リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ
		オン・バランスシートのエクスポージャーの額	オフ・バランスシートのエクスポージャーの額	ＣＣＦの加重平均値	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）
1	40%未満				
2	40%―70%				
3	75%				
	80%				
4	85%				
5	90%―100%				
6	105%―130%				
7	150%				
8	250%				
9	400%				
10	1250%				
11	合計				

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　イ欄、ロ欄及びニ欄には、標準的手法において認識されるエクスポージャーの額（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。

b　イ欄には、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く自己資本比率告示第六章又は持株自己資本比率告示第四章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。

c　ロ欄には、ＣＣＦ（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（ＣＣＦを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

d　ハ欄には、ＣＣＦを適用し、信用リスク削減手法の効果を勘案する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額をロ欄の額で除して得た比率を記載すること。

e　ニ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びＣＣＦを適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額を記載すること。

f　内部格付手法採用行は、自己資本比率告示第百四十六条若しくは第百四十八条の規定又は持株自己資本比率告示第百二十四条若しくは

第百二十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項各号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、当該株式等エクスポージャーに係る係数を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

g　項番１「40%未満」の項には、40 パーセント未満のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

h　項番２「40%―70%」の項には、40 パーセント以上 70 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

i　項番３「75%」の項には、75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

j　「80%」の項には、80 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

k　項番４「85%」の項には、85 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

l　項番５「90%―100%」の項には、90 パーセント以上 100 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

m　項番６「105%―130%」の項には、105 パーセント以上 130 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

n　項番７「150%」の項には、150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

o　項番８「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第七十六条第一項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株

式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第二項各号又は持株自己資本比率告示第五十四条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

p　項番９「400％」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

q　項番 10「1250％」の項には、1,250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

r　項番 11「合計」の項ニ欄の額は、第五面の項番 12「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。

s　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

t　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（単位：百万円、％、千件、年）

CR６：内部格付手法-ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー

		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
項番	PD区分	オン・バランスシート・グロスエクスポージャーの額	CCF・信用リスク削減手法適用前のオフ・バランスシート・エクスポージャーの額	平均CCF	CCF・信用リスク削減手法適用後EAD	平均PD	債務者の数	平均LGD	平均残存期間	信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値（RWA density）	EL	適格引当金
	ソブリン向けエクスポージャー												
1	0.00以上0.15未満												
2	0.15以上0.25未満												
3	0.25以上0.50未満												
4	0.50以上0.75未満												

5	0.75 以上 2.50 未満												
6	2.50 以上 10.00 未満												
7	10.00 以上 100.00 未満												
8	100.00（デフォルト）												
9	小計												
	金融機関等向けエクスポージャー												
	（略）												
…													
	（略）												
合計（全てのポートフォリオ）													

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される計数を記載すること（標準的手法を適用するポートフォリオについては、この面における開示の対象外とする。）。

b　内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ポートフォリオ区分には、少なくとも、⑴ソブリン向けエ

クスポージャー、⑵金融機関等向けエクスポージャー、⑶事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）、⑷中堅中小企業向けエクスポージャー、⑸特定貸付債権、⑹株式等エクスポージャー（令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項第二号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項第二号に掲げるＰＤ／ＬＧＤ方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、⑺購入債権（事業法人等向け）、⑻購入債権（リテール向け）、⑼適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、⑽居住用不動産向けエクスポージャー及び⑾その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。⑴から⑶までのポートフォリオ区分及び⑷から⑾までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

c　購入債権に係るポートフォリオにおいて、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合には、ポートフォリオの区分を「購入債権（デフォルト・リスク相当部分）」と「購入債権（希薄化リスク相当部分）」に分け、「購入債権（希薄化リスク相当部分）」に係る区分においては項の名称を適切な名称に置き換えること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。

d　先進的内部格付手法採用行にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用している場合には、内部格付手法ごとに面を分けて作成すること。

e　自金融機関における債務者格付又はプールの区分にかかわらず、エクスポージャーに適用したPD推計値に基づき、当該エクスポージャーをこの面の対応する「PD区分」に割り当てること（「PD区分」のレンジの設定は変更しないこと。）。

f　イ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除前かつ自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。また当該額は信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前のエクスポージャーの額とすること。

g　ロ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除前かつCCF（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（CCF を適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

h　ハ欄には、オフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額に係る加重平均CCF（CCF適用前かつ信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額に対する、CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案する前のエクスポージャーの合計額の割合）を記載すること。

i　ニ欄には、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADを記載すること。

j　ホ欄には、PDの値をCCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADにより加重平均した値を記載すること。

k　ヘ欄には、RWA 計算基準日時点における債務者の数を記載すること。概数を記載する場合には、その記載方針についても併せて説明すること。リテール向けエクスポージャーのポートフォリオについては、PD推計にデフォルトした債権の数を用いている場合、債務者の数に代えて債権の数で開示することができる（債権の数で開示する場合には説明を付すこと。）。

l　ト欄には、LGDの値をCCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADにより加重平均した値を記載すること。LGDは、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のLGDとする。

m　チ欄には、自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている取引のマチュリティをCCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADにより加重平均した値を記載すること。当該欄は、RWA計算においてマチュリティ情報が使用される場合にのみ記載すること。

n　b⑹のポートフォリオ区分を記載する場合において、リ欄には、自己資本比率告示第百六十六条第九項の規定又は持株自己資本比率告示第百四十四条第九項の規定により算出した信用リスク・アセットの額に、ル欄の額に1250パーセントを乗じた額を加算した額を記載すること。

o　ヌ欄には、リ欄の額をニ欄の額で除して得た値を記載すること。

p　ル欄には、自己資本比率告示第百五十条の規定又は持株自己資本比率告示第百二十八条の規定により算出された期待損失額を記載すること。

q　ヲ欄には、適格引当金の額を記載すること（ＰＤ／ＬＧＤ方式が適用される株式等エクスポージャーについては、斜線を付すこと。）。

r　「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番３「信用リスク　うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番４「信用リスク　うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番５「信用リスク　うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。

s　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

t　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

u　この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

v　この面に記載する件数及び期間は、この面で指定された単位で記載し、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

w　この面は、自金融機関が標準的手法採用行である場合には、作成することを要しない。

（第八面）

（単位：百万円）

CR７:内部格付手法-信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響			
項番	ポートフォリオ	イ クレジット･デリバティブ勘案前の信用リスク･アセットの額	ロ 実際の信用リスク･アセットの額
1	ソブリン向けエクスポージャー-FIRB		
2	ソブリン向けエクスポージャー-AIRB		
3	金融機関等向けエクスポージャー-FIRB		
4	金融機関等向けエクスポージャー-AIRB		
5	事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く。）-FIRB		
6	事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く。）-AIRB		
7	特定貸付債権-FIRB		
8	特定貸付債権-AIRB		
9	リテール-適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー		
10	リテール-居住用不動産向けエクスポージャー		
11	リテール-その他リテール向けエクスポージャー		
12	購入債権-FIRB		
13	購入債権-AIRB		
14	合計		

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本

比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される計数を記載すること（標準的手法を適用するポートフォリオについては、この面における開示の対象外とする。）。

b　ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番１から項番８まで、項番 12 及び項番 13 については、適用手法（基礎的内部格付手法（FIRB）及び先進的内部格付手法（AIRB））別に計数を記載すること。

c　イ欄には、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）としてクレジット・デリバティブを利用しないと仮定した場合（信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブを現に利用していない場合を含む。）の信用リスク・アセットの額の合計額を記載すること。

d　ロ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の信用リスク・アセットの額の合計額を記載すること。

e　必要に応じて、クレジット・デリバティブに係る信用リスク削減手法の効果について説明を付すこと。

f　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

g　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

h　この面は、自金融機関が標準的手法採用行である場合には、作成することを要しない。

（単位：百万円、％）

ＣＲ10：内部格付手法―特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト	エクスポージャーの額（ＥＡＤ）					信用リスク・アセットの額	期待損失
					ＰＦ	ＯＦ	ＣＦ	ＩＰＲＥ	合計		
優（Strong）	2.5 年未満			50％							
	2.5 年以上			70％							
良（Good）	2.5 年未満			70％							
	2.5 年以上			90％							
可（Satisfactory）				115％							
弱い（Weak）				250％							
デフォルト（Default）				―							

合計				―							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）											
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト					エクスポージャーの額（ＥＡＤ）	信用リスク・アセットの額	期待損失
優（Strong）	2.5 年未満			70％							
	2.5 年以上			95％							
良（Good）	2.5 年未満			95％							
	2.5 年以上			120％							
可（Satisfactory）				140％							
弱い（Weak）				250％							
デフォルト（Default）				―							
合計				―							

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）に係る計数を記載すること。

b　ハ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。

c　ニ欄には、ＣＣＦ（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（ＣＣＦを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。

d　ヘ欄からヌ欄までには、ＣＣＦ適用後かつ信用リスク削減手法の効果の勘案後のエクスポージャーの額（ＥＡＤ）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。

e　「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番４「信用リスク　うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額と一致する。

f　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

g　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

h　この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

i　この面は、自金融機関が標準的手法採用行である場合には、作成することを要しない。

（第十面）

（単位：百万円）

CCR１：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		RC	PFE	実効 EPE	規制上のエクスポージャーの算定に使用される α	信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額
１	ＳＡ－ＣＣＲ				1.4		
２	期待エクスポージャー方式						
３	信用リスク削減手法における簡便手法						
４	信用リスク削減手法における包括的手法						
５	エクスポージャー変動推計モデル						
６	合計						

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「ＳＡ－ＣＣＲ」の項には、自己資本比率告示第七十九条の二の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条の二の規定によりＳＡ－ＣＣＲを用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については自己資本比率告示第七十九条の二第二項及び第十七項の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条の二第二項及び第十七項の規定により算出する額を、ロ欄については自己資本比率告示第七十九条の二第六項及び第十八項の規

定又は持株自己資本比率告示第五十七条の二第六項及び第十八項の規定により算出する額を、ニ欄については「1.4」を、それぞれ記載すること。

b　項番２「期待エクスポージャー方式」の項には、自己資本比率告示第七十九条の三の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条の三の規定により期待エクスポージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、ハ欄については自己資本比率告示第七十九条の三第二項第二号の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条の三第二項第二号の規定により算出した額を、ニ欄については自己資本比率告示第七十九条の三第二項第一号若しくは持株自己資本比率告示第五十七条の三第二項第一号の算式において用いるα又は自己資本比率告示第七十九条の三第四項の規定若しくは持株自己資本比率告示第五十七条の三第四項の規定により独自に推計したαを、それぞれ記載すること。

c　項番３「信用リスク削減手法における簡便手法」の項には、自己資本比率告示第六章第五節第四款又は持株自己資本比率告示第四章第五節第四款に定める簡便手法により算出した額を記載すること。

d　項番４「信用リスク削減手法における包括的手法」の項には、自己資本比率告示第六章第五節第三款又は持株自己資本比率告示第四章第五節第三款に定める包括的手法（ただし、同款第七目の規定により算出する額を除く。）により算出した額を記載すること。

e　項番５「エクスポージャー変動推計モデル」の項には、自己資本比率告示第二百四十三条の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十一条の規定により算出した額を記載すること。

f　項番６「合計」の項へ欄には、項番１から項番５までの項へ欄の合計額を記載すること。

g　ホ欄には、自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自己資本比率告示第七十九条第七項（自己資本比率告示第百五十七条第七項及び第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条第七項（持株自己資本比率告示第百三十五条第七項及び第百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりＣＶＡの影響を勘案している場合には、勘案後の金額を記載すること。

h　項番６「合計」の項へ欄の額並びに第十六面の項番１「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番 11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額は、第一面の項番６「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

i　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

j　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第十一面）

（単位：百万円）

ＣＶＡ１：限定的なＢＡ－ＣＶＡ			
項番		イ	ロ
		構成要素の額	ＢＡ-ＣＶＡによるＣＶＡリスク相当額
１	ＣＶＡリスクのうち取引先共通の要素		
２	ＣＶＡリスクのうち取引先固有の要素		
３	合計		

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「ＣＶＡリスクのうち取引先共通の要素」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の四又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の四に定める限定的なＢＡ－ＣＶＡによりＣＶＡリスク相当額を算出する場合における $K_{reduced}$ の算式において、ρ を一と仮定した場合に算出される $K_{reduced}$ の値を記載する。

b　項番２「ＣＶＡリスクのうち取引先固有の要素」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の四又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の四に定める限定的なＢＡ－ＣＶＡによりＣＶＡリスク相当額を算出する場合における $K_{reduced}$ の算式において、ρ を零と仮定した場合に算出される $K_{reduced}$ の値を記載する。

c　項番３「合計」の項には、限定的なＢＡ－ＣＶＡによるＣＶＡリスク相当額を記載すること。

d　項番３「合計」の額は、全てのＣＶＡカバー取引について限定的なＢＡ－ＣＶＡを用いて算出する場合においては、第一面の項番 10「ＣＶＡリスク」の項ハ欄の額と一致する。

e　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

f　この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

g　この面は、自金融機関が限定的なＢＡ－ＣＶＡを用いてＣＶＡリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

（第十一面の二）

（単位：百万円）

ＣＶＡ２：完全なＢＡ－ＣＶＡ		
項番		イ
		ＣＶＡリスク相当額
1	K Reduced	
2	K Hedged	
3	合計	

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の三に定める $K_{reduced}$ の値に割引係数（DS_{BA-CVA}）0.65 を乗じて得た額を記載すること。

b　項番２「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の三に定める K_{hedged} の値に割引係数（DS_{BA-CVA}）0.65 を乗じて得た額を記載すること。

c　項番３「合計」の項には、完全なＢＡ－ＣＶＡにより算出したＣＶＡリスク相当額を記載すること。

d　項番３「合計」の額は、全てのＣＶＡカバー取引について完全なＢＡ－ＣＶＡを用いて算出する場合においては、第一面の項番 10「ＣＶＡリスク」の項ハ欄の額と一致する。

e　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

f　この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

g　この面は、自金融機関が完全なＢＡ－ＣＶＡを用いてＣＶＡリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

（第十一面の三）

（単位：百万円、先数）

ＣＶＡ３：ＳＡ－ＣＶＡのＣＶＡリスク相当額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
		ＣＶＡリスク相当額	取引相手方の先数
1	金利リスク		
2	外国為替リスク		
3	参照先のクレジット・スプレッド・リスク		
4	株式リスク		
5	コモディティ・リスク		
6	取引相手方のクレジット・スプレッド・リスク		
7	合計		

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１から項番６までの項イ欄の額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の四の七に定めるリスククラスごとのＳＡ－ＣＶＡリスク相当額を記載すること。

b　項番７「合計」の項イ欄の額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の四の七に定めるＳＡ－ＣＶＡにより算出したＣＶＡリスク相当額を記載すること。

c　項番７「合計」の項イ欄の額は、全てのＣＶＡカバー取引についてＳＡ－ＣＶＡを用いて算出する場合においては、第一面の項番 10「ＣＶＡリスク」の項ハ欄の額と一致する。

d　項番７「合計」の項ロ欄の額には、ＳＡ－ＣＶＡによるＣＶＡリスク相当額の算出対象となる取引相手方の先数を記載すること。

e　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せ

ず「－」を記載すること。

f　この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

g　この面は、自金融機関がＳＡ－ＣＶＡを用いてＣＶＡリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

（第十一面の四）

（単位：百万円）

ＣＶＡ４：ＣＶＡリスク・エクスポージャーのＣＶＡリスク相当額の変動表		
項番		ＣＶＡリスク相当額
１	前期末	
２	当中間期末	
	変動事由の説明	

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したＣＶＡリスク相当額を記載すること。

b　項番２「当中間期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したＣＶＡリスク相当額を記載すること。

c　項番２「当中間期末」の額は、第一面の項番 10「ＣＶＡリスク」の項ハ欄の額と一致する。

d　この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

e　「変動事由の説明」の項には、当中間期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）及び定量的な情報を含めること。なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合は、当該欄は記載することを要しない。

f　項番１「前期末」が令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を開始する最初の基準日前となる場合は、当該欄は記載することを要しない。

g　この面は、自金融機関がＳＡ－ＣＶＡを用いてＣＶＡリスク相当額の全て又は一部を

算出する場合において作成することを要する。

（単位：百万円）

ＣＣＲ３：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー

項番	リスク・ウェイト / 業種	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）													
		0%	10%	20%	30%	40%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
1	日本国政府及び日本銀行向け														
2	外国の中央政府及び中央銀行向け														
3	国際決済銀行等向け														
4	我が国の地方公共団体向け														
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け														
6	国際開発銀行向け														
7	地方公共団体金融機構向け														
8	我が国の政府関係機関向け														
9	地方三公社向け														
10	金融機関、第一種金融商品														

	取引業者及び保険会社向け														
11	法人等向け														
12	中小企業等向け及び個人向け														
13	上記以外														
14	合計														

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　イ欄からカ欄までには、自己資本比率告示第六章第五節又は持株自己資本比率告示第四章第五節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額を記入すること。

b　内部格付手法採用行は、自己資本比率告示第百四十六条若しくは第百四十八条の規定又は持株自己資本比率告示第百二十四条若しくは第百二十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合には、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる（当該記載を省略した場合においては、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載するものとする。）。

c　項番１「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

d　項番２「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

e　項番３「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

f　項番４「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

g　項番５「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

h　項番６「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

i　項番７「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

j　項番８「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第一項各号又は持株自己資本比率告示第三十九条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

k　項番９「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

l　項番 10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十三条又は持株自己資本比率告示第四十一条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条又は持株自己資本比率告示第四十二条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。）及び保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条の二又は持株自己資本比率告示第四十二条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。

m　項番 11「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第六十五条第一項又は持株自己資本比率告示第四十三条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番 12 に該当するものは含まないものとする。

n　項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等（自己資本比率告示第六十五条第四項又は持株自己資本比率告示第四十三条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。）向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条第一項の規定により 75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。

o　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

p　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（単位：百万円、％、千件、年）

ＣＣＲ４：内部格付手法-ポートフォリオ別及び PD 区分別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	PD 区分	EAD（信用リスク削減効果勘案後）	平均 PD	取引相手方の数	平均 LGD	平均残存期間	信用リスク・アセット	リスク・ウェイトの加重平均値（RWA density）
	ソブリン向けエクスポージャー							
1	0.00 以上 0.15 未満							
2	0.15 以上 0.25 未満							
3	0.25 以上 0.50 未満							
4	0.50 以上 0.75 未満							
5	0.75 以上 2.50 未満							
6	2.50 以上 10.00 未満							
7	10.00 以上 100.00 未満							
8	100.00（デフォルト）							
9	小計							
	金融機関等向けエクスポージャー							
	（略）							
…								

	（略）							
合計（全てのポートフォリオ）								

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１から項番８までの PD の範囲に応じて、リスク・アセットの計算に使用する PD を基に、取引相手方のエクスポージャーごとに、それぞれの計数を集計すること。

b　内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ただし、ポートフォリオ区分には、少なくとも⑴ソブリン向けエクスポージャー、⑵金融機関等向けエクスポージャー及び⑶事業法人向けエクスポージャーを含むものとする。

c　先進的内部格付手法採用行にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用している場合、それぞれ面を分けて作成すること。

d　イ欄には、自己資本比率告示第六章第五節又は持株自己資本比率告示第四章第五節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD の額を記載すること。

e　ロ欄には、PD の値をイ欄の額により加重平均した値を記載すること。

f　ハ欄には、該当する PD の範囲にある取引相手の数を記載すること。概数を記載する場合には、その記載方針についても併せて説明すること。

g　ニ欄には、LGD の値をイ欄の額により加重平均した値を記載すること。

h　ホ欄には、自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示の規定により信用リスク・アセットの額の算出に用いられている取引のマチュリティをイ欄の額により加重平均した値を記載すること。

i　ヘ欄には、内部格付手法により算出した信用リスク・アセットの額を記載すること。

j　ト欄には、ヘ欄の額をイ欄の額で除して得た値を記載すること。

k　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

l　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

m　この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

n　この面に記載する件数及び期間は、この面で指定された単位で記載し、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

o　この面は、自金融機関が標準的手法採用行である場合には、作成することを要しない。

（第十四面）

（単位：百万円）

ＣＣＲ５:担保の内訳							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		派生商品取引で使用される担保				レポ形式の取引で使用される担保	
		受入担保の公正価値		差入担保の公正価値		受入担保の公正価値	差入担保の公正価値
		分別管理されている	分別管理されていない	分別管理されている	分別管理されていない		
1	現金（国内通貨）						
2	現金（外国通貨）						
3	国内ソブリン債						
4	その他ソブリン債						
5	政府関係機関債						
6	社債						
7	株式						
8	その他担保						
9	合計						

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面においては、自金融機関が行う派生商品取引又はレポ形式の取引において使用される担保の額につき、自己資本比率告示第六章第五節第三款第二目又は持株自己資本比率告示第四章第五節第三款第二目に定める標準的ボラティリティ調整率（エクスポージャーと担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率を除く。）を勘案した後の額を記載すること（イ欄、ロ欄及びホ欄にはボラティリティ調整率を控除した後

の額を、ハ欄、ニ欄及びヘ欄にはボラティリティ調整率を加算した後の額をそれぞれ記載すること。)。

b　イ欄及びハ欄には、取引相手方以外の第三者において分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられている担保に係る額を記載すること。

c　ロ欄及びニ欄には、イ欄及びハ欄に該当するもの以外の担保に係る額を記載すること。

d　ホ欄及びヘ欄には、レポ形式の取引で使用する担保について現金及び有価証券の双方の額(超過担保を差し入れている場合又は受け入れている場合には、超過額を含めた額)をそれぞれ記載すること。

e　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

f　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（単位：百万円）

ＣＣＲ６:クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー			
項番		イ	ロ
		購入したプロテクション	提供したプロテクション
	想定元本		
1	シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップ		
2	インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ		
3	トータル・リターン・スワップ		
4	クレジットオプション		
5	その他のクレジット・デリバティブ		
6	想定元本合計		
	公正価値		
7	プラスの公正価値（資産）		
8	マイナスの公正価値（負債）		

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１から項番５までの項には、商品ごとの想定元本の額を記載すること。

b　項番６「想定元本合計」の項には、項番１から項番５までの項に計上される額の合計額を記載すること。

c　項番７「プラスの公正価値（資産）」及び項番８「マイナスの公正価値（負債）」の項には、それぞれ正の時価の合計額及び負の時価の合計額を記載すること。

d　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

e　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第十六面）

（単位：百万円）

ＣＣＲ８：中央清算機関向けエクスポージャー			
項番		イ	ロ
		中央清算機関向けエクスポージャー（信用リスク削減手法適用後）	リスク・アセットの額
1	適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）		
2	適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）		
3	（ｉ）派生商品取引（上場以外）		
4	（ii）派生商品取引（上場）		
5	（iii）レポ形式の取引		
6	（iv）クロスプロダクト・ネッティングが承認された場合のネッティング・セット		
7	分別管理されている当初証拠金		
8	分別管理されていない当初証拠金		
9	事前拠出された清算基金		
10	未拠出の清算基金		
11	非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）		
12	非適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）		
13	（ｉ）派生商品取引（上場以外）		

14		（ⅱ）派生商品取引（上場）		
15		（ⅲ）レポ形式の取引		
16		（ⅳ）クロスプロダクト・ネッティングが承認された場合のネッティング・セット		
17		分別管理されている当初証拠金		
18		分別管理されていない当初証拠金		
19		事前拠出された清算基金		
20		未拠出の清算基金		

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項には、項番２、項番８、項番９及び項番 10 に計上される額の合計額を記載すること。

b　項番２から項番６までの「適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の七第二項第一号又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の七第二項第一号に規定する適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー並びに自己資本比率告示第二百七十条の七第二項第二号及び第三項又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の七第二項第二号及び第三項に規定する直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーに係る計数を、該当する項目ごとにそれぞれ記載すること。

c　項番７及び項番 17「分別管理されている当初証拠金」の項には、中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられている差入当初証拠金の額を記載すること。

d　項番８及び項番 18「分別管理されていない当初証拠金」の項には、項番７及び項番 17 に該当するもの以外の差入当初証拠金に係る額を記載すること。

e　項番９及び項番 19「事前拠出された清算基金」の項には、清算基金のうち、報告基準日時点までに拠出している額に係る額を記載すること。

f　項番 10 及び項番 20「未拠出の清算基金」の項には、清算基金のうち、報告基準日時点において未拠出の額を記載すること。ただし、額が定まっていない場合には、各項を空欄とするとともに、額が定まっていない理由の説明を付すこと。

g　項番 11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項には、項番 12、項番 18、項番 19 及び項番 20 に計上される額の合計額を記載すること。

h　項番 12 から項番 16 までの「非適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の七第一項又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の七第一項に規定する中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（ただし、適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーを除き、自金融機関が中央清算機関（適格中央清算機関を除く。）の間接清算参加者である場合には、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーを含む。）に係る計数を、該当する項目ごとに記載すること。

i　項番１「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番 11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額並びに第十面の項番６「合計」の項ヘ欄の額の合計額は、第一面の項番６「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

j　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

k　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第十七面）

（単位：百万円）

SEC１:原資産の種類別の証券化エクスポージャー（信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）										
項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計	資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計	資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計
1	リテール（合計）									
2	担保付住宅ローン									
3	クレジットカード債権									
4	その他リテールに係るエクスポージャー									
5	再証券化									
6	ホールセール（合計）									
7	事業法人向けローン									
8	商業用モーゲージ担保証券									
9	リース債権及び売掛債権									
10	その他のホールセール									
11	再証券化									

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面においては、信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーの額のみを記載すること。

b　イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十八号イ又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c　ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d　ニ欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十八号ロ又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e　ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

f　自金融機関がオリジネーターかつスポンサーとして関与している証券化取引に係るエクスポージャーについては、ト欄からリ欄までとして「自金融機関がオリジネーター／スポンサー」の欄を新たに設けた上、ト欄を「資産譲渡型証券化取引」、チ欄を「合成型証券化取引」、リ欄を「小計」とし、原資産の種類ごとにエクスポージャーの額を記載すること。この場合において、「自金融機関が投資家」の欄はヌ欄からヲ欄までとするものとする。

g　ト欄からリ欄まで（f の場合においてはヌ欄からヲ欄まで）には、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る証券化エクスポージャーの額を記載すること。

h　ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このｈにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

i　再証券化に関連する全ての証券化エクスポージャーは、項番 11「再証券化」の項に記載し、それ以外の項に記載しないこと。

j　項番２から項番４まで及び項番７から項番 10 までの項の各項目は、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーの取引内容をより適切に表すことができる場合には、修正することができる。

k　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

l　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（単位：百万円）

SEC２:原資産の種類別の証券化エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）

項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計	資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計	資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計
1	リテール（合計）									
2	担保付住宅ローン									
3	クレジットカード債権									
4	その他リテールに係るエクスポージャー									
5	再証券化									
6	ホールセール（合計）									
7	事業法人向けローン									
8	商業用モーゲージ担保証券									
9	リース債権及び売掛債権									
10	その他のホールセール									
11	再証券化									

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面においては、マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーの額のみを記載すること。

b　イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十八号イ又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c　ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d　ニ欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十八号ロ又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャー

の額を計上すること。

e　ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

f　自金融機関がオリジネーターかつスポンサーとして関与している証券化取引に係るエクスポージャーについては、ト欄からリ欄までとして「自金融機関がオリジネーター／スポンサー」の欄を新たに設けた上、ト欄を「資産譲渡型証券化取引」、チ欄を「合成型証券化取引」、リ欄を「小計」とし、原資産の種類ごとにエクスポージャーの額を記載すること。この場合において、「自金融機関が投資家」の欄はヌ欄からヲ欄までとするものとする。

g　ト欄からリ欄まで（f の場合においてはヌ欄からヲ欄まで）には、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る証券化エクスポージャーの額を記載すること。

h　ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この h において同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

i　再証券化に関連する全ての証券化エクスポージャーは、項番 11「再証券化」の項に記載し、それ以外の項に記載しないこと。

j　項番２から項番４まで及び項番７から項番 10 までの項の各項目は、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーの取引内容をより適切に表すことができる場合には、修正することができる。

k　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

1　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（単位：百万円）

SEC３:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	ヨ
		合計	資産譲渡型証券化取引（小計）							合成型証券化取引（小計）						
				証券化			再証券化				証券化			再証券化		
					裏付けとなるリテール	ホールセール		シニア	非シニア			裏付けとなるリテール	ホールセール		シニア	非シニア
	エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）															
1	20%以下のリスク・ウェイトが適用される															

	証券化エクスポージャー															
2	20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
3	50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
4	100%超1250%未満のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
5	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
	エクスポージャーの額（算出方法別）															
6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー															
7	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー															
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー															
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）															
10	内部格付手法準拠方式により算出した信															

	用リスク・アセット															
11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット															
12	標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット															
13	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット															
	所要自己資本の額（算出方法別）															
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															
16	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															
17	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例による

ものとする。

a　この面においては、自金融機関が証券化取引にオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十八号又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号に規定するオリジネーターをいう。）として関与している場合の当該証券化取引に係る額のみを記載すること。

b　「エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）」の項番１から項番５までの項には、証券化取引の種類に応じ、リスク・ウェイト区分別のエクスポージャーの額を記載すること。

c　「エクスポージャーの額（算出方法別）」の項番６から項番９までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別のエクスポージャーの額を記載すること。

d　「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番 10 から項番 13 までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百六十七条又は持株自己資本比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e　「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番 14 から項番 17 までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百六十七条又は持株自己資本比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百四十八条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二百二十六条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

f　項番 9「1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番 13「1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番 17「1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく 1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

g　項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h　項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

i　項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j　項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

k　項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

l　項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

m　項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

n　項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番17

「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

o　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

p　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（単位：百万円）

SEC４:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）																
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	ヨ
		合計	資産譲渡型証券化取引（小計）							合成型証券化取引（小計）						
				証券化			再証券化				証券化			再証券化		
					裏付けとなるリテール	ホールセール		シニア	非シニア			裏付けとなるリテール	ホールセール		シニア	非シニア
	エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）															
1	20%以下のリスク・ウェイトが適用される証															

	券化エクスポージャー															
2	20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
3	50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
4	100%超1250%未満のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
5	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
	エクスポージャーの額（算出方法別）															
6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー															
7	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー															
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー															
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）															
10	内部格付手法準拠方式により算出した信用															

	リスク・アセット															
11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット															
12	標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット															
13	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット															
	所要自己資本の額（算出方法別）															
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															
16	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															
17	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面においては、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る額のみを記載すること。

b　「エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）」の項番１から項番５までの項には、証券化取引の種類に応じ、リスク・ウェイト区分別のエクスポージャーの額を記載すること。

c　「エクスポージャーの額（算出方法別）」の項番６から項番９までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別のエクスポージャーの額を記載すること。

d　「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番 10 から項番 13 までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百六十七条又は持株自己資本比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e　「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番 14 から項番 17 までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百六十七条又は持株自己資本比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百四十八条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二百二十六条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

f　項番 9「1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番 13「1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番 17「1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく 1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

g　項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h　項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番 11「外部格付準

拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

i　項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j　項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

k　項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

l　項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

m　項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

n　項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リス

ク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

o　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

p　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第二十一面）

（単位：百万円）

ＭＲ１：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		マーケット・リスク相当額
1	一般金利リスク	
2	株式リスク	
3	コモディティ・リスク	
4	外国為替リスク	
5	信用スプレッド・リスク（非証券化商品）	
6	信用スプレッド・リスク（証券化商品（非ＣＴＰ））	
7	信用スプレッド・リスク（証券化商品（ＣＴＰ））	
8	デフォルト・リスク（非証券化商品）	
9	デフォルト・リスク（証券化商品（非ＣＴＰ））	
10	デフォルト・リスク（証券化商品（ＣＴＰ））	
11	残余リスク・アドオン	
	その他	
12	合計	

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１から項番７までの項には、自己資本比率告示第二百八十条の二第一号又は持株自己資本比率告示第二百五十八条の二第一号に定めるリスク・クラスごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。

b　項番８から項番 10 までの項には、自己資本比率告示第二百八十八条第一項第一号又は持株自己資本比率告示第二百六十六条第一項第一号に定める商品ごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。

c　項番 11「残余リスク・アドオン」の項には、自己資本比率告示第二百九十二条第一項

又は持株自己資本比率告示第二百七十条第一項に規定する残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。

d　「その他」の項には、項番１から項番 11 までの項のいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。

e　項番 12「合計」の項には、項番１の「一般金利リスク」の項の額から「その他」の項の額までの合計額を記載すること。

f　項番 12「合計」の項の額は、第一面の項番 21「マーケット・リスク　うち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

g　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

h　この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

i　この面は、自金融機関が標準的方式採用行の場合又は内部モデル方式採用行の場合にあっては、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出しているトレーディング・デスクについて記載すること。

（単位：百万円、回数）

MR２：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳

項番			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
			算出基準日を含む直近十二週間（算出基準日を含む直近六十営業日）の値				バック・テスティングの超過回数（99.0%）	前中間期の算出基準日を含む直近十二週間の値	
			当中間期末	平均値	最大値	最小値		前中間期末	平均値
1	制約がない期待ショート・フォール（IMCC（C））								
2	リスク・クラス	一般金利リスク							
3		株式リスク							
4		コモディティ・リスク							
5		外国為替リスク							
6		信用スプレッド・リスク							

7	制約がある期待ショート・フォール（IMCC（C_i））							
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（IMCC）							
9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（SES）							
10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク（DRC）							
11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ							
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク（イ）							
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リ							

	スク（C_u） （ロ）					
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 （ハ）					
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク（$SA_{all\ desk}$） （ニ）					
16	マーケット・リスクの合計額（ACR_{total}）min（（イ）＋（ロ）；（ニ））+max(0，（ハ））					

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「制約がない期待ショート・フォール（IMCC（C））」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出し

たマーケット・リスク相当額（IMCC（C））の値を記載すること。

b　項番２「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

c　項番３「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

d　項番４「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

e　項番５「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

f　項番６「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

g　項番７「制約がある期待ショート・フォール（IMCC（C_i））」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

h　項番８「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（IMCC）」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相

当額（IMCC）の値を記載すること。

i　項番９「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（SES)」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の五第二項の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの（SES）の値を記載すること。

j　項番 10「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク（DRC)」の項には、自己資本比率告示第二百七十七条又は持株自己資本比率告示第二百五十五条に定めるＤＲＣモデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額（DRC）の値を記載すること。

k　項番 11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。

l　項番 12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める C_A 及び DRC の合計額（$IMA_{G,A}$）に資本サーチャージを加算した値を記載すること。

m　項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額（C_u）の値を記載すること。

n　項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、$IMA_{G,A}$ の値から自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定めるグリーン・ゾーン（G）又はアンバー・ゾーン（A）に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額（$SA_{G,A}$）の値を控除した値を記載すること。

o　項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百

七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額（$SA_{all\ desk}$）の値を記載すること。

p　項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額（ACR_{total}）の値を記載すること。

q　イ欄には、当中間期末の額を記載すること。

r　ロ欄には、当中間期の平均値を記載すること。

s　ハ欄には、当中間期の最大値を記載すること。

t　ニ欄には、当中間期の最小値を記載すること。

u　ホ欄には、自己資本比率告示第二百七十五条の二第二項又は持株自己資本比率告示第二百五十三条の二第二項に定める全社的なバック・テスティングの超過回数を記載すること。

v　ヘ欄には、前中間期末の額を記載すること。

w　ト欄には、前中間期の平均値を記載すること。

x　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

y　この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

z　この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

（第二十三面）

（単位：百万円）

MR３：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		オプション取引以外の取引	オプション取引		
			簡便法により算出した額	デルタ・プラス法により算出した額	シナリオ法により算出した額
1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額				
2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額				
3	コモディティ・リスクの額				
4	外国為替リスクの				
5	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額				
6	合計				

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十四条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十四条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十二条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合

計額）を記載すること。

b　項番２「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十五条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十三条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十五条又は持株自己資本比率告示第二百七十三条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。

c　項番３「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十七条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十五条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。

d　項番４「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十六条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十四条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。

e　項番５「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の四までの規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の四までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額並びに自己資本比率告示第三百二条の五及び第三百二条の六の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の五及び第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を記載すること。

f　項番６「合計」の項には、項番１から項番５までの合計額を記載すること。

g　項番６「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額は、第一面の「マーケット・リスク　うち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

h　イ欄には、自己資本比率告示第二百九十四条から第二百九十七条の三までの規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条から第二百七十五条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を記載すること。

i　ロ欄には、自己資本比率告示第二百九十九条の規定又は持株自己資本告示第二百七十七条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。

j　ハ欄には、自己資本比率告示第三百条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十八条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（自己資本

比率告示第三百条第二号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第二号に規定するガンマ・リスク及び自己資本比率告示第三百条第三号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を記載すること。

k　ニ欄には、自己資本比率告示第三百一条の規定又は持株自己資本告示第二百七十九条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。

l　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

m　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

n　この面は、自金融機関が簡易的方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

（第二十四面）

（単位：百万円）

IRRBB１：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当中間期末	前中間期末	当中間期末	前中間期末
1	上方パラレルシフト				
2	下方パラレルシフト				
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値				
		ホ		へ	
		当中間期末		前中間期末	
8	Tier1 資本の額				

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

a　この面において「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいう。

b　この面において「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいう。

c　この面において「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）」を加える金利ショックをいう。

通貨	パラレルシフトに関する金利変動幅（ベーシス・

	ポイント）
アルゼンチン通貨	400
オーストラリア通貨	350
ブラジル通貨	400
カナダ通貨	200
スイス通貨	175
中華人民共和国通貨	225
欧州経済通貨統合参加国通貨	225
英国通貨	275
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	225
インドネシア通貨	400
インド通貨	325
本邦通貨	100
大韓民国通貨	225
メキシコ通貨	400
ロシア通貨	400
サウジアラビア通貨	275
スウェーデン通貨	275
シンガポール通貨	175
トルコ通貨	400
アメリカ合衆国通貨	200
南アフリカ共和国通貨	325
その他の通貨	100 から 400 のうち、自金融機関が定める値

d　この面において「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、c の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）」にマイナス１を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

e　この面において「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「スティープ化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}\right) + 0.9 \cdot \left\{\bar{S}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}}\right)\right\}$$

$\Delta S_{steepener,c}(t)$は、スティープ化に関する金利変動幅

cは、通貨（以下この面において同じ。）

tは、将来の期間を年数で表した値（以下この面において同じ。）

$\bar{S}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）」（以下この面において同じ。）

$\bar{S}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）」（以下この面において同じ。）

xは、4（以下この面において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）	長期金利に関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）
アルゼンチン通貨	500	300
オーストラリア通貨	425	300
ブラジル通貨	500	300
カナダ通貨	275	175
スイス通貨	250	200
中華人民共和国通貨	300	150
欧州経済通貨統合参加国通貨	350	200
英国通貨	425	250
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	375	200
インドネシア通貨	500	300
インド通貨	475	225
本邦通貨	100	100
大韓民国通貨	350	225
メキシコ通貨	500	200
ロシア通貨	500	300
サウジアラビア通貨	375	250
スウェーデン通貨	425	200
シンガポール通貨	250	225
トルコ通貨	500	300

アメリカ合衆国通貨	300	225
南アフリカ共和国通貨	500	300
その他の通貨	100 から 500 のうち、自金融機関が定める値	100 から 300 のうち、自金融機関が定める値

f　この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{flattener,c}(t) = 0.8 \cdot \left(\bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}\right) - 0.6 \cdot \left\{\bar{S}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}}\right)\right\}$$

$\Delta S_{flattener,c}(t)$は、フラット化に関する金利変動幅

g　この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{short,c}(t) = \bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta S_{short,c}(t)$は、短期金利上昇に関する金利変動幅

h　この面において「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス１を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

i　項番１「上方パラレルシフト」の項には、上方パラレルシフトに基づく⊿EVE（イ欄及びロ欄）及び⊿NII（ハ欄及びニ欄）を記載すること。

j　項番２「下方パラレルシフト」の項には、下方パラレルシフトに基づく⊿EVE（イ欄及びロ欄）及び⊿NII（ハ欄及びニ欄）を記載すること。

k　項番３「スティープ化」の項には、スティープ化に基づく⊿EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。

l　項番４「フラット化」の項には、フラット化に基づく⊿EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。

m　項番５「短期金利上昇」の項には、短期金利上昇に基づく⊿EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。

n　項番６「短期金利低下」の項には、短期金利低下に基づく⊿EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。

o　項番７「最大値」の項イ欄及びロ欄には、それぞれの欄の項番１から項番６までの値

のうち最大のものを記載すること。

p　項番７「最大値」の項ハ欄及びニ欄には、それぞれの欄の項番１又は項番２の値のうちいずれか大きいものを記載すること。

q　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第二十五面）

（単位：百万円、％）

CCyB１：カウンター・シクリカル・バッファー比率に係る国又は地域別の状況				
	イ	ロ	ハ	ニ
国又は地域	各金融当局が定める比率	カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いた当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額とを合算した額	カウンター・シクリカル・バッファー比率	カウンター・シクリカル・バッファーの額
小計				
合計				

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　「国又は地域」の欄には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである国又は地域のうち、銀行が信用リスク・アセット又はデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を有し、かつ、対象期間中に国又は地域の金融当局が定める比率（本邦の場合には自己資本比率告示第二条の二第四項第一号若しくは第十四条の二第四項第一号又は持株自己資本比率告示第二条の二第四項第一号に規定する別に指定した比率をいい、本邦以外の国又は地域の場合には自己資本比率告示第二条の二第四項第二号若しくは第

十四条の二第四項第二号又は持株自己資本比率告示第二条の二第四項第二号に規定する本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率をいう。以下この面において「各金融当局が定める比率」という。）が零を超えた国又は地域をそれぞれ記載すること。

b　イ欄には、「国又は地域」の欄に関して、開示の基準日時点で適用される各金融当局が定める比率をそれぞれ記載すること。

c　ロ欄には、カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いるため、国又は地域別に算出された信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額とを合算した額をそれぞれ記載すること。この場合において、当該算出に用いた地理的配分の方法を開示するとともに、最終リスクベースでの算出を行っていない国又は地域及び信用リスク・アセット又はデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の種類について、説明を付すこと。また、信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額とを合算した額の主な変動要因及び適用される各金融当局が定める比率との関係性に関して、簡潔に情報を記載すること。

d　「小計」の項には、国又は地域別に記載したロ欄の額の合計額を記載すること。

e　「合計」の項には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである全ての国又は地域（各金融当局が定める比率が設定されていない国又は地域及び各金融当局が定める比率を零と設定している国又は地域を含む。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額とを合算した額（ロ欄）、自金融機関のカウンター・シクリカル・バッファー比率（ハ欄）及びカウンター・シクリカル・バッファーの所要水準を満たすために保有する普通株式等 Tier1 資本の額（ニ欄）をそれぞれ記載すること。

f　「合計」の項ハ欄の比率は、当中間期に係る別紙様式第九号又は別紙様式第十号の開示を行う場合、これらの様式の項番９「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項イ欄の比率と一致する。

g　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

h　この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

i　この面は、国際統一基準行（銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行（銀行の連結子法人等である銀行を除く。）又は規制外国法人

の連結子法人等を除く。）又は国際統一基準持株会社に限り、作成するものとする。

（単位：百万円、件）

ＯＲ１：オペレーショナル・リスク損失の推移												
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		当中間期末	前中間期末	前々中間期末	ハの前中間期末	ニの前中間期末	ホの前中間期末	への前中間期末	トの前中間期末	チの前中間期末	リの前中間期末	直近十年間の平均
二百万円を超える損失を集計したもの												
1	ネットの損失の合計額(特殊損失控除前)											
2	損失の件数											
3	特殊損失の総額											
4	特殊損失の件数											
5	ネットの損失の合計額(特殊損失控除後)											
千万円を超える損失を集計したもの												
6	ネットの損失の合計額(特殊損失控除前)											

7	損失の件数											
8	特殊損失の総額											
9	特殊損失の件数											
10	ネットの損失の合計額(特殊損失控除後)											
オペレーショナル・リスク相当額の計測に関する事項												
11	ＩＬＭの算出への内部損失データ利用の有無											
12	項番11で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無											

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前)」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。

b　項番２「損失の件数」の項には、a の二百万円を超える額の損失の件数を記載すること。

c　項番３「特殊損失の総額」の項には、二百万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。

d　項番４「特殊損失の件数」の項には、c の控除した特殊損失の件数を記載すること。

e　項番５「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。

f　項番６「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。

g　項番７「損失の件数」の項には、f の千万円を超える額の損失の件数を記載すること。

h　項番８「特殊損失の総額」の項には、千万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。

i　項番９「特殊損失の件数」の項には、h の控除した特殊損失の件数を記載すること。

j　項番 10「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除したオペレーショナル・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。

k　項番 11「ＩＬＭの算出への内部損失データ利用の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、内部損失データを用いたＩＬＭの算出（自己資本比率告示第三百六条第一項第一号又は持株自己資本比率告示第二百八十四条第一項第一号に定める方法による算出をいう。）の有無を記載すること。

l　項番 12「項番 11 で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、自己資本比率告示第三百八条第一項又は持株自己資本比率告示第二百八十六条第一項の承認を受けていない場合において、自金融機関の内部損失データに係る基準（自己資本比率告示第三百十条第一号又は持株自己資本比率告示第二百八十八条第一号に定める基準をいう。）充足の有無を記載すること。

m　それぞれの項の対象となる範囲に変更が生じている場合は、説明を付すこと。

n　直近五年以上十年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合は、ル欄中「直近十年間」を「直近五年以上の計測期間」と読み替えるものとする。

o　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

p　この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

（単位：百万円）

ＯＲ２：ＢＩＣの構成要素				
項番		イ	ロ	ハ
		当中間期末	前中間期末	前々中間期末
1	ＩＬＤＣ			
2	資金運用収益			
3	資金調達費用			
4	金利収益資産			
5	受取配当金			
6	ＳＣ			
7	役務取引等収益			
8	役務取引等費用			
9	その他業務収益			
10	その他業務費用			
11	ＦＣ			
12	特定取引勘定のネット損益（特定取引等のネット損益）			
13	特定取引勘定以外の勘定のネット損益（特定取引等以外の勘定のネット損益）			
14	ＢＩ			
15	ＢＩＣ			
16	除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むＢＩ			
17	除外特例によって除外したＢＩ			

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面においては、自己資本比率告示第三百五条又は持株自己資本比率告示第二百八十三条に定める算式及び自己資本比率告示別表第一又は持株自己資本比率告示別表第一に定める用語の意義に基づく計数を記載すること。

b　項番４「金利収益資産」の項には、財務諸表に掲載される各会計期末の全ての貸出金、利付証券（政府債を含む。）及びリース投資資産の額の合計額を記載すること。

c　項番 14「ＢＩ」の項には、項番１、項番６及び項番 11 の合計額を記載すること。

d　項番 15「ＢＩＣ」の項には、項番 14「ＢＩ」に自己資本比率告示第三百五条第四項又は持株自己資本比率告示第二百八十三条第三項に定める掛目を適用して算出した額を記載すること。

e　項番 16「除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むＢＩ」の項には、自己資本比率告示第三百十四条又は持株自己資本比率告示第二百九十二条の承認を受け除外した連結子法人等又は事業部門を含むＢＩの額を記載すること。

f　項番 17「除外特例によって除外したＢＩ」の項には、項番 14 と項番 16 の差額を記載すること。

g　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

h　この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

（第二十八面）

（単位：百万円）

ＯＲ３：オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要		
項番		
１	ＢＩＣ	
２	ＩＬＭ	
３	オペレーショナル・リスク相当額	
４	オペレーショナル・リスク・アセットの額	

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「ＢＩＣ」の項には、自己資本比率告示第三百五条又は持株自己資本比率告示第二百八十三条に定めるＢＩＣの額を記載すること。

b　項番２「ＩＬＭ」の項には、自己資本比率告示第三百六条又は持株自己資本比率告示第二百八十四条に定めるＩＬＭの値を記載すること。ただし、一部の連結子法人又は事業部門において自己資本比率告示第三百七条第一項第一号又は持株自己資本比率告示第二百八十五条第一項第一号に定める方法によりＩＬＭの値を算出している場合には、当該ＩＬＭの値と自己資本比率告示第三百六条第一項第一号若しくは第二号又は持株自己資本比率告示第二百八十四条第一項第一号若しくは第二号に定める方法により算出したＩＬＭの値をＢＩＣの値により加重平均して得た値を記載すること。

c　項番３「オペレーショナル・リスク相当額」の項には、自己資本比率告示第三百四条又は持株自己資本比率告示第二百八十二条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を記載すること。

d　項番４「オペレーショナル・リスク・アセットの額」の項には、自己資本比率告示第三百四条又は持株自己資本比率告示第二百八十二条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を８パーセントで除して得た額を記載すること。

e　この様式に記載する額は、この様式で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

f　ＩＬＭの値（項番２）は、小数点以下二位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

（第二十九面）

（単位：百万円）

ＥＮＣ１：担保資産の状況					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		担保に供されている資産の額	担保に供されていない資産の額	合計	うち、証券化エクスポージャーの額
1	現金預け金				
2	特定取引資産				
3	有価証券				
4	貸出金				
5	・・・・・・				
	合計				

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面においては、自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産を対象として計数を記載すること。

b　項番１から項番４までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除すること。

c　イ欄には、法令、規則、契約その他の制約（市場流動性に関する制約を除く。）により、各金融機関が流動化、売却、移転、譲渡を行うことが禁じられている又は制限されている資産の額を記載すること。

d　この面に定める項目につき自金融機関で該当する額がない場合は、「－」を記載すること。

e　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（単位：百万円）

ＣＭＳ２:ポートフォリオ別の内部格付手法と標準的手法の信用リスク・アセットの比較					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		信用リスク・アセットの額			
		内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額	イ欄の内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額について、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額（フロア掛目前）
1	ソブリン向けエクスポージャー				
	うち、我が国の地方公共団体向け				
	うち、外国の中央政府等以外の公共部門向け				
	うち、国際開発銀行向け				
	うち、地方公共団体金融機構向け				
	うち、我が国の政府関係機関向け				
	うち、地方三公社向け				
2	金融機関等向けエクスポージャー				

3	株式等向けエクスポージャー				
4	購入債権				
5	事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
6	中堅中小企業向けエクスポージャー				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
7	居住用不動産向けエクスポージャー				
8	適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー				
9	その他リテール向けエクスポージャー				
10	特定貸付債権				
	うち、事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け				
11	合計				

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五及び第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五及び第百四十五条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　イ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識されるＣＣＦ（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

b　ロ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、標準的手法により算出したＣＣＦ適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

c　ハ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、ＣＣＦ適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

d　ニ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、標準的手法により算出した、ＣＣＦ適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。また、当該額は資本フロアに係る掛目を勘案する前の額とすること。

e　「ソブリン向けエクスポージャー　うち、我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

f　「ソブリン向けエクスポージャー　うち、外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

g　「ソブリン向けエクスポージャー　うち、国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

h　「ソブリン向けエクスポージャー　うち、地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

i　「ソブリン向けエクスポージャー　うち、我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第一項各号又は持株自己資本比率告示第三十九条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

j　「ソブリン向けエクスポージャー　うち、地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

k　項番３「株式等エクスポージャー」の項には、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項第一号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により信用リスク・アセットの額を算出する株式等エクスポージャーに係る額は含めないこととする。また、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から起算して五年を経過した日（令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条の規定の適用を受けている場合にあっては、これらの規定の適用を受けないこととした日）以降、自金融機関の保有する株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第二項各号又は持株自己資本比率告示第五十四条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額はイ欄及びロ欄には記載せず、これらの信用リスク・アセットの額の合計額をハ欄及びニ欄に記載すること。

l　項番４「購入債権」の項には、購入債権に係る額を記載すること。また、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出して

いる場合は、その額を含めた額を記載すること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。

m　項番 11「合計」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第六面の開示を行う場合には、同面の項番 1「信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

n　項番 11「合計」の項ハ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第六面の開示を行う場合には、同面の項番 1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

o　項番 11「合計」の項ニ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第六面の開示を行う場合には、同面の項番 1「信用リスク」の項ニ欄の額と一致する。

p　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

q　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

r　この面は、自金融機関が標準的手法採用行である場合には、作成することを要しない。

（別紙様式第五号）

（単位：百万円、％）

CC１：自己資本の構成（銀行連結・持株）				
国際様式の該当番号	項目	イ 当期末	ロ 前期末	ハ 別紙様式第十四号（CC2）の参照項目
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目　（１）				
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額			
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額			
2	うち、利益剰余金の額			
1c	うち、自己株式の額（△）			
26	うち、社外流出予定額（△）			
	うち、上記以外に該当するものの額			
1b	普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額			
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額			
5	普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額			
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）			
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目　（２）				
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			

8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額			
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
11	繰延ヘッジ損益の額			
12	適格引当金不足額			
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
15	退職給付に係る資産の額			
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額			
18	少数出資金融機関等の普通株式の額			
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額			
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額			
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するもの			

		に関連するものの額			
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
27		その他 Tier1 資本不足額			
28		普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）			
普通株式等 Tier1 資本					
29		普通株式等 Tier1 資本の額（(イ）－（ロ)）（ハ）			
その他 Tier1 資本に係る基礎項目　（3）					
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額			
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額			
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
34		その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
36		その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額（ニ）			
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
37		自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
39		少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			

40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
42	Tier2 資本不足額			
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額（ホ）			
その他 Tier1 資本				
44	その他 Tier1 資本の額（(ニ) －（ホ)）(ヘ)			
Tier1 資本				
45	Tier1 資本の額（(ハ) ＋（ヘ)） （ト）			
Tier2 資本に係る基礎項目 （４）				
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			
	Tier2 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額			
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
48	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額			
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 （チ）			
Tier2 資本に係る調整項目 （５）				
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			

54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
54a	少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有 TLAC に該当しなくなったものの額			
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
57	Tier2 資本に係る調整項目の額　（リ）			
Tier2 資本				
58	Tier2 資本の額（(チ) －（リ)）　（ヌ）			
総自己資本				
59	総自己資本の額（(ト) ＋（ヌ)）　（ル）			
リスク・アセット　（6）				
60	リスク・アセットの額　（ヲ）			
連結自己資本比率及び資本バッファー　（7）				
61	連結普通株式等 Tier1 比率（(ハ) ／（ヲ)）			
62	連結 Tier1 比率（(ト) ／（ヲ)）			
63	連結総自己資本比率（(ル) ／（ヲ)）			
64	最低連結資本バッファー比率			
65	うち、資本保全バッファー比率			
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率			
67	うち、G-SIB/D-SIB バッファー比率			
68	連結資本バッファー比率			
調整項目に係る参考事項　（8）				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額			
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段			

	のうち普通株式に係る調整項目不算入額			
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額			
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額			
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項　（9）				
76	一般貸倒引当金の額			
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額			
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額			

（注）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行 TLAC 告示及び銀行持株会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

（1）普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の項には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十九年三月二十九日に公表された「開示要件（第 3 の柱）の統合及び強化－第 2 フェーズ」と題する文書のテンプレート CC1 における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

（2）普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

a　「繰延ヘッジ損益」とは、連結財務諸表規則第六十九条の五第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第

五条第一項第二号又は持株自己資本比率告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。

なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。

e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第二号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第二号に掲げる額をいう。

f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第三号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第三号に掲げる額をいう。

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。

h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第二号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第二号に掲げる額をいう。

i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第三号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第三号に掲げる額をいう。

（３）その他 Tier1 資本に係る基礎項目

a　「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。

b　「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。

（４）Tier2 資本に係る基礎項目

a　「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。

b　「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号イ又は持株自己資本比率告示第七条第一項第六号イに掲げる額をいう。

c　「適格引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号ロ又は持株自己資本比率告示第七条第一項第六号ロに掲げる額をいう。

（５）Tier2 資本に係る調整項目

a　「少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有 TLAC に該当しなくなったものの額」とは、自己資本比率告示第七条第三項第二号及び第三号に掲げる額の合計額又は持株自己資本比率告示第七条第三項第二号及び第三号に掲げる額の合計額を記載すること。なお、この項は、自金融機関が TLAC 規制対象銀行又は TLAC 規制対象銀行持株会社でない場合には、記載することを要しない(この場合には、当該項は削除することができる。)。また、ロ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。

b　「意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額」、「少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額」及び「その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額」の項につき、ロ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、その他外部 TLAC 関連調達手段の額に係る

額は計上することを要しない。

（６）リスク・アセット

「リスク・アセットの額」とは、自己資本比率告示第二条各号又は持株自己資本比率告示第二条各号の算式の分母の額をいう。

（７）連結自己資本比率及び資本バッファー

a 「最低連結資本バッファー比率」から「連結資本バッファー比率」までの項は、銀行若しくは銀行持株会社の連結子会社等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあっては、記載することを要しない（この場合には、当該項を削除することができる。）。

b 当期に係る別紙様式第十号の開示を行う場合には、項番 64「最低連結資本バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 11「最低連結資本バッファー比率」の項の比率と、項番 65「うち、資本保全バッファー比率」の項の比率は同様式の項番８「資本保全バッファー比率」の項の比率と、項番 66「うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率は同様式の項番９「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率と、項番 67「うち、G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 10「G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

c 当期に係る別紙様式第十五号第一面の開示を行う場合には、項番 68「連結資本バッファー比率」の項の比率は、同面の項番 27「連結資本バッファー比率」の項の比率と一致する。

（８）調整項目に係る参考事項

a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本等調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b 「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る

調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

（９）Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

a 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第百五十二条第二号又は持株自己資本比率告示第百三十条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。

b 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第百五十二条第一号又は持株自己資本比率告示第百三十条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(10) その他

a ハ欄には、この様式と別紙様式第十四号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合は、記載することを要しない。）。

b この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。

c この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（別紙様式第六号）

（第一面）

（単位：百万円）

項番（国際様式（LR1）の該当番号）	項目	当期末	前期末
1	連結貸借対照表における総資産の額		
2	連結レバレッジ比率の範囲又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額（△）		
3	リスク移転の認識に係る要件を充足しない証券化エクスポージャーに係る調整		
4	中央銀行預け金に係る除外による調整（△）		
5	顧客資産のうち、連結貸借対照表に計上されている金額（△）		
6	有価証券の売買を約定日基準により会計処理している場合における調整項目		
7	キャッシュ・プーリング契約に基づく資金の移動に係る調整項目		
8	デリバティブ取引等に関する調整額		
8 a	デリバティブ取引等に関する額		
8 b	デリバティブ取引等に関連する資産の額（△）		
9	レポ取引等に関する調整額		
9 a	レポ取引等に関する額		
9 b	レポ取引等に関する額（△）		
10	オフ・バランス取引に関する額		
11	Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）		
12	その他の調整項目		
12 a	Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）		
12 b	支払承諾見返勘定の額（△）		
12 c	デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）		

	12ｄ	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）		
	12ｅ	連結レバレッジ比率の範囲又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額（連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。）		
13		総エクスポージャーの額		

（注）

ａ　項番２「連結レバレッジ比率の範囲又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額（△）」には、レバレッジ比率告示第三条第三項又は持株レバレッジ比率告示第三条第三項の規定により連結の範囲に含めないこととなった子法人等の資産の額を記載すること。

ｂ　項番３「リスク移転の認識に係る要件を充足しない証券化エクスポージャーに係る調整」とは、レバレッジ比率告示第七条第五項又は持株レバレッジ比率告示第六条第五項の規定によりオン・バランス資産の額に算入することとなった額をいう。

ｃ　項番４「中央銀行預け金に係る除外による調整（△）」とは、レバレッジ比率告示第七条第六項又は持株レバレッジ比率告示第六条第六項の規定によりオン・バランス資産の額に算入しないこととなった額をいう。

ｄ　項番６「有価証券の売買を約定日基準により会計処理している場合における調整項目」には、レバレッジ比率告示第七条第三項又は持株レバレッジ比率告示第六条第三項の規定により個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入する有価証券の売却に係る未収金の額が連結貸借対照表に計上されている未収金の額を超過する場合にはその超過する額を加算項目として、当該未収金の額に不足する場合にはその不足する額を控除項目として記載すること。

ｅ　項番７「キャッシュ・プーリング契約に基づく資金の移動に係る調整項目」には、レバレッジ比率告示第七条第四項又は持株レバレッジ比率告示第六条第四項の規定により個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入するキャッシュ・プーリング契約に基づく集約後の単一の口座の残高が連結貸借対照表に計上されている参加顧客口座の残高を超過する場合にはその超過する額を加算項目として、当該参加顧客口座の残高に不足する場合にはその不足する額を控除項目として記載すること。

ｆ　項番８ａ「デリバティブ取引等に関する額」は、第二面の項番 13「デリバティブ取引等に関する額」と一致すること。

ｇ　項番８ｂ「デリバティブ取引等に関連する資産の額（△）」とは、レバレッジ比率

告示第七条第二項第二号又は持株レバレッジ比率告示第六条第二項第二号に掲げる額をいう。

h　項番９ａ「レポ取引等に関する額」は、第二面の項番 18「レポ取引等に関する額」と一致すること。

i　項番９ｂ「レポ取引等に関する額（△）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第三号及び第二項第三号に掲げる額の合計額又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第三号及び第二項第三号に掲げる額の合計額をいう。

j　項番 10「オフ・バランス取引に関する額」は、第二面の項番 22「オフ・バランス取引に関する額」と一致すること。

k　項番 11「Tier１資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第四号又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第四号に掲げる額をいい、第二面の項番５「Tier１資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）」と一致すること。

l　項番 12ａ「Tier１資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第五号又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第五号に掲げる額をいい、第二面の項番６「Tier１資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」と一致すること。

m　項番 12ｂ「支払承諾見返勘定の額（△）」とは、レバレッジ比率告示第七条第二項第一号又は持株レバレッジ比率告示第六条第二項第一号に掲げる額をいう。

n　項番 12ｃ「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第一号又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第一号に掲げる額をいい、第二面の項番２「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）」と一致すること。

o　項番 12ｄ「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第二号又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第二号に掲げる額をいい、第二面の項番３「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」と一致すること。

p　項番 12ｅ「連結レバレッジ比率の範囲又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額(連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)」とは、レバレッジ比率告示第三条第一項及び第二項又は持株レバレッジ比率告示第三条第一項及び第二項の規定により連結の範囲に含まれる子会社の資産の額をいう。

q　項番13「総エクスポージャーの額」は、第二面の項番24「総エクスポージャーの額」と一致すること。

r　「国際様式（LR1）の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により令和元年十二月十五日に公表された「Consolidated framework - DIS80 Leverage ratio」と題する文書の表LR1に記載された番号をいう。

s　「当期末」及び「前期末」とあるのは、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」及び「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」及び「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。

t　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、行を削除せず、「－」を記載すること。

（第二面）

（単位：百万円、％）

項番（国際様式（LR2）の該当番号）	項目	当期末	前期末
オン・バランス資産の額　（１）			
1	個別項目調整前のオン・バランス資産の額		
2	デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）		
3	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）		
4	レポ取引等により受領した証券の計上額（△）		
5	Tier１資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）		
6	Tier１資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）		
7	オン・バランス資産の額 （イ）		
デリバティブ取引等に関する額　（２）			
8	デリバティブ取引等に関するRCの額に1.4を乗じた額		
9	デリバティブ取引等に関するPFEの額に1.4を乗じた額		
10	間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合に零とした中央清算機関向けエクスポージャーの額（△）		
11	クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額		
12	クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△）		
13	デリバティブ取引等に関する額　（ロ）		
レポ取引等に関する額　（３）			
14	レポ取引等に関する資産の額		
15	レポ取引等に関する資産の額から控除した額（△）		

16	レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額		
17	代理取引のエクスポージャーの額		
18	レポ取引等に関する額　（ハ）		
オフ・バランス取引に関する額　（４）			
19	オフ・バランス取引の想定元本の額		
20	オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額（△）		
22	オフ・バランス取引に関する額　（ニ）		
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率　（５）			
23	資本の額　（ホ）		
24	総エクスポージャーの額（（イ）＋（ロ）＋（ハ）＋（ニ））　（ヘ）		
25	連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率　（（ホ）／（ヘ））		
26	適用する所要連結レバレッジ比率又は所要持株レバレッジ比率		
27	適用する所要連結レバレッジ・バッファー比率又は所要持株レバレッジ・バッファー比率		
日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率（６）			
	総エクスポージャーの額 （ヘ）		
	日本銀行に対する預け金の額		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーの額 （ヘ´）		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 （（ホ）／（ヘ´））		
平均値の開示　（７）			
28	レポ取引等に関する資産の額（控除後）に係る平均値		

		((ト) ＋ (チ))		
		レポ取引等に関する資産の額に係る平均値 (ト)		
		レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る平均値(△) (チ)		
29		レポ取引等に関する資産の額(控除後)に係る四半期末の値 ((リ) ＋ (ヌ))		
	14	レポ取引等に関する資産の額に係る四半期末の値 (リ)		
	15	レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る四半期末の値(△) (ヌ)		
30		総エクスポージャーの額 (レポ取引等に関する資産の額(控除後)に係る平均値を使用し、日本銀行に対する預け金を算入しない場合) (ル)		
30 a		総エクスポージャーの額 (レポ取引等に関する資産の額(控除後)に係る平均値を使用し、日本銀行に対する預け金を算入する場合) (ヲ)		
31		連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 (レポ取引等に関する資産の額(控除後)に係る平均値を使用し、日本銀行に対する預け金を算入しない場合) ((ホ) ／ (ル))		
31 a		連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 (レポ取引等に関する資産の額(控除後)に係る平均値を使用し、日本銀行に対する預け金を算入する場合) ((ホ) ／ (ヲ))		

(注)

(1)　オン・バランス資産の額

a　項番１「個別項目調整前のオン・バランス資産の額」とは、レバレッジ比率告示第七条第二項又は持株レバレッジ比率告示第六条第二項の規定により算出した額をいう。

b　項番２「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第一号又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第一号に掲げる額をいい、第一面の項番 12ｃ「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）」と一致すること。

c　項番３「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第二号又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第二号に掲げる額をいい、第一面の項番 12ｄ「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」と一致すること。

d　項番４「レポ取引等により受領した証券の計上額（△）」には、レバレッジ比率告示第七条第一項第三号又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第三号に掲げる額を記載すること。

e　項番５「Tier１資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第四号又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第四号に掲げる額をいい、第一面の項番 11「Tier１資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）」と一致すること。

f　項番６「Tier１資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第五号又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第五号に掲げる額をいい、第一面の項番 12ａ「Tier１資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」と一致すること。

（２）　デリバティブ取引等に関する額

a　項番８「デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額（同条第三項第二号イただし書の規定により零とする前の額を含む。）又は持株レバレッジ比率告示第七条第一項第一号に掲げる合計額(同条第三項第二号イただし書の規定により零とする前の額を含む。)をいう。

b　項番９「デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額（同条第六項第二号イただし書の規定により零とする前の額を含む。）又は持株レバレッジ比率告示第七条第一項第二号

に掲げる合計額(同条第六項第二号イただし書の規定により零とする前の額を含む。)をいう。

c　項番 10「間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合に零とした中央清算機関向けエクスポージャーの額（△)」には、レバレッジ比率告示第八条第三項第二号イただし書及び第六項第二号イただし書の規定により零とした額の合計額又は持株レバレッジ比率告示第七条第三項第二号イただし書及び第六項第二号イただし書の規定により零とした額の合計額を記載すること。

d　項番 11「クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第三号に掲げる合計額（同条第九項及び第十項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の想定元本の額を控除する前の額をいう。）又は持株レバレッジ比率告示第七条第一項第三号に掲げる合計額（同条第九項及び第十項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の想定元本の額を控除する前の額をいう。）をいう。

e　項番 12「クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△)」には、レバレッジ比率告示第八条第九項及び第十項の規定により銀行若しくは連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ等の想定元本の額から控除した額及び当該銀行若しくは連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の想定元本の額の合計額又は持株レバレッジ比率告示第七条第九項及び第十項の規定により銀行持株会社若しくは連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ等の想定元本の額から控除した額及び当該銀行持株会社若しくは連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の想定元本の額の合計額を記載すること。

（3）　レポ取引等に関する額

a　項番 14「レポ取引等に関する資産の額」とは、レバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額をいう。）又は持株レバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額をいう。）をいう。

b　項番 15「レポ取引等に関する資産の額から控除した額（△)」には、レバレッジ比率告示第九条第二項又は持株レバレッジ比率告示第八条第二項の規定により控除した現金の支払債務の額を記載すること。

c　項番 16「レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額」とは、レバレッジ比率告示第九条第一項第二号又は持株レバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

（4）　オフ・バランス取引に関する額

a　項番 19「オフ・バランス取引の想定元本の額」には、レバレッジ比率告示第十条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額をいう。）、同条第四項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額をいう。）及び同条第五項におけるオフ・バランス取引に係る証券化エクスポージャーの名目額（掛目を乗じる前の額をいう。）の合計額又は持株レバレッジ比率告示第九条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額をいう。）、同条第四項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額をいう。）及び同条第五項におけるオフ・バランス取引に係る証券化エクスポージャーの名目額（掛目を乗じる前の額をいう。）の合計額を記載すること。

b　項番 20「オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額（△）」には、レバレッジ比率告示第十条第二項、第四項若しくは第五項又は持株レバレッジ比率告示第九条第二項、第四項若しくは第五項の規定によりエクスポージャーの額を算出するに当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は名目額から控除した額の合計額を記載すること。

（5）　連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率

a　項番 23「資本の額」とは、自己資本比率告示第二条第二号の算式に規定する Tier１資本の額又は持株自己資本比率告示第二条第二号の算式に規定する Tier１資本の額をいう。

b　項番 25「連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率」は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

c　項番 25「連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率」における総エクスポージャーの額は、レバレッジ比率告示第七条第六項又は持株レバレッジ比率告示第六条第六項の規定により日本銀行に対する預け金をオン・バランス資産の額に算入しないこととなった場合における第一面の項番４「中央銀行預け金に係る除外による調整（△）」に記載された額を控除した額とする。

d　項番 26「適用する所要連結レバレッジ比率又は所要持株レバレッジ比率」には、三パーセント（レバレッジ比率告示第七条第六項又は持株レバレッジ比率告示第六

条第六項の規定の適用があるときにあっては、三・一五パーセント）を記載すること。

e　項番 27「適用する所要連結レバレッジ・バッファー比率又は所要持株レバレッジ・バッファー比率」には、自己資本比率告示第二条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率（レバレッジ比率告示第二条第一項ただし書に規定するときにあっては、当該比率に〇・〇五パーセントを加えて得た比率）又は持株自己資本比率告示第二条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率（持株レバレッジ比率告示第二条第一項ただし書に規定するときにあっては、当該比率に〇・〇五パーセントを加えて得た比率）を記載すること。ただし、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあっては、記載することを要しない（この場合には、当該項目の行を削除することができる。）。

（６）　日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率

a　レバレッジ比率告示第七条第六項又は持株レバレッジ比率告示第六条第六項の規定の適用があるときに限り、記載することとし、これらの規定の適用がない場合には、この項目に係る行の全体を削除することができる。

b　「日本銀行に対する預け金の額」とは、レバレッジ比率告示第七条第六項又は持株レバレッジ比率告示第六条第六項の規定によりオン・バランス資産の額に算入しないこととなった額をいい、第一面の項番４「中央銀行預け金に係る除外による調整（△）」と一致すること。

（７）　平均値の開示

a　「レポ取引等に関する資産の額に係る平均値」には、レバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額をいう。）又は持株レバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額をいう。）について対象となる四半期の開始日から算出基準日までの期間において日次で算出した額の平均値を記載すること。

b　「レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る平均値（△）」には、レバレッジ比率告示第九条第二項又は持株レバレッジ比率告示第八条第二項の規定により控除した現金の支払債務の額について対象となる四半期の開始日から算出基準日までの期間において日次で算出した額の平均値を記載すること。

c　項番 30 及び項番 30ａ「総エクスポージャーの額」は、項番 18 の額に代えて項番

28、項番 16 及び項番 17 の額の合計額とすること。

（８）　その他

a　「国際様式（LR2）の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により令和元年十二月十五日に公表された「Consolidated framework - DIS80 Leverage ratio」と題する文書の表 LR2 に記載された番号をいう。

b　「当期末」及び「前期末」とあるのは、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」及び「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」及び「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。

c　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、行を削除せず、「－」を記載すること。

（別紙様式第七号）

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	
3a	外国法令に準拠する手段（その他外部 TLAC 調達手段に限る。）（１）	
	規制上の取扱い（２）	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者（３）	
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（４）	
	連結自己資本比率	
	単体自己資本比率	
9	額面総額（５）	
10	表示される科目の区分（６）	
	連結貸借対照表	
	単体貸借対照表	
11	発行日（７）	
12	償還期限の有無	
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	
15	初回償還可能日及びその償還金額　（８）	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（９）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要　(10)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（11）	

18	配当率又は利率（12）	
19	配当等停止条項の有無　（13）	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無（14）	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	
24	転換が生じる場合（15）	
25	転換の範囲（16）	
26	転換の比率（17）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（18）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無（19）	
31	元本の削減が生じる場合（20）	
32	元本の削減が生じる範囲（21）	
33	元本回復特約の有無　（22）	
34	その概要	
34a	劣後性の手段（23）	
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部 TLAC 調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類（24）	
36	非充足資本等要件の有無　（25）	
37	非充足資本等要件の内容　（25）	

（注）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行 TLAC 告示及び銀行持株会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

（１）　「外国法令に準拠する手段（その他外部 TLAC 調達手段に限る。）」については、その他外部 TLAC 調達手段について外国の法令に準拠する旨の定めがある場合に

おいて、銀行 TLAC 告示第四条第三項第九号本文又は銀行持株会社 TLAC 告示第四条第三項第九号本文の要件を満たすとき（当該国の関連法令に基づき、発行者の実質破綻認定時における損失吸収又は資本再構築のために有効に用いることができることについての法律専門家の法律意見書を具備しているとき）には「法令」と、銀行 TLAC 告示第四条第三項第九号ただし書又は銀行持株会社 TLAC 告示第四条第三項第九号ただし書の要件を満たすとき（発行者に係る本邦における秩序ある処理が実施された場合に、かかる秩序ある処理に伴う制限に服することについてあらかじめ保有者が同意する旨の特約があるとき）には「契約」と記載し、外国の法令に準拠する旨の定めがない場合には、「該当なし」と記載すること。なお、自己資本調達手段に関する契約内容を記載する場合又は自金融機関が TLAC 規制対象銀行若しくは TLAC 規制対象銀行持株会社でない場合には、記載することを要しない（これらの場合には、当該項を削除することができる。）。

（２） 自己資本比率告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式の普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額、第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式のその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額又は第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式の Tier2 資本に係る基礎項目の額のうち、自己資本比率告示に基づき自己資本調達手段の額の全部又は一部が算入されるもの（普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額、その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額、Tier2 資本に係る基礎項目の額の別）を記載すること。

（３） 銀行又は銀行持株会社のほか、自己資本調達手段がその自己資本比率の算出において自己資本に算入される親法人等又は子法人等が存在する場合には、当該親法人等又は子法人等を記載すること。

（４） 直近に公表された自己資本比率の算出において、自己資本に係る基礎項目の額に算入された額を記載すること。なお、銀行持株会社は、「単体自己資本比率」についての記載を要しない。

（５） 自己資本調達手段につき額面金額が定められていない場合には、記載を要しない。

（６） 「連結貸借対照表」については、「株主資本」、「被支配株主持分」及び「負債」のうち該当するものを記載し、「単体貸借対照表」については、「株主資本」及び「負債」のうち該当するものを記載すること。なお、銀行持株会社は、「単体貸借対照表」についての記載を要しない。

（７） 発行日を特定することが困難である場合には、記載を要しない。

（８） 「初回償還可能日」とは、発行後五年を経過した日以後の日であって、発行者が

初めて償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。以下同じ。）を行うことが可能な日をいう。

（９）　「特別早期償還特約」とは、その他 Tier1 資本調達手段及び Tier2 資本調達手段においては一定の事由が生じた場合に発行後五年、その他外部 TLAC 調達手段においては一定の事由が生じた場合に発行後一年をそれぞれ経過する日前に償還等を行うことを可能とする特約をいう。

(10)　「任意償還可能日」とは、発行者による償還等が可能な日をいう。

(11)　配当率（利率）が、固定配当率（利率）の場合には「固定」と、変動配当率（利率）の場合は「変動」と、当初は固定配当率（利率）であって一定期間経過後に変動配当率（利率）に変更される場合は「固定から変動」と、当初は変動配当率（利率）であって一定期間経過後に固定配当率（利率）に変更される場合は「変動から固定」と記載すること。

(12)　変動配当率（利率）については、その基準とする市場金利の名称及びこれに加算する百分率を記載すること。

ただし、私募や相対取引の方法により行われたため配当率又は利率が一般に公表されていない資本調達手段については、これらを資本調達手段の特性（通貨・満期の有無及び償還期限・期限前償還条項の有無等）ごとに区分し、当該区分ごとに基準日における加重平均利率を開示することができる。

(13)　「配当等停止条項」とは、剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における同等以上の質の自己資本調達手段に係る剰余金の配当又は利息の支払に関する発行者に対する制約事項を定める条項をいう。

(14)　発行者の有する剰余金の配当又は利息の支払についての裁量に応じて、「完全裁量」、「部分裁量」又は「裁量なし」のうち、該当するものを記載すること。

(15)　他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合の概要を記載すること。

(16)　他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合において、当該転換が生じる自己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部転換」、「全部転換又は一部転換」又は「常に一部転換」のうち、該当するものを記載すること。

(17)　他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合において、自己資本調達手段一つにつき交付される他の資本調達手段の数を記載すること。なお、転換比率の修正に関する条項が定められている場合には、当該転換比率の修正に係る概要も記載すること。

(18)　他の種類の資本調達手段への転換に係る発行者の有する裁量に応じて、「完全裁

量」、「部分裁量」又は「裁量なし」のうち、該当するものを記載すること。

(19)　「元本の削減」には、自己資本調達手段の元本金額が減額される場合のほか、当該自己資本調達手段が無償で発行者に譲渡される場合等、実質的に元本の削減と同じ効果が生じる場合を含む。

(20)　元本の削減が生じる場合の概要を記載すること。

(21)　元本の削減が生じる場合において、元本の削減が生じる自己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部削減」、「全部削減又は一部削減」又は「常に一部削減」のうち、該当するものを記載すること。

(22)　「元本回復特約」とは、元本の削減後に一定の事由を満たすことを条件として当該削減された元本部分の全部又は一部の回復を可能とする旨の特約をいう。

(23)　「劣後性の手段」については、その他 Tier1 資本調達手段及び Tier2 資本調達手段においては「法令上の劣後」又は「契約上の劣後」のうち該当するものを、その他外部 TLAC 調達手段においては「法令上の劣後」、「契約上の劣後」又は「劣後性要件の例外としての構造劣後」のうち該当するものを、それぞれ記載すること。

(24)　残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部 TLAC 調達手段が存在しない場合には、「一般債務」と記載すること。

(25)　「非充足資本等要件」とは、自己資本調達手段又はその他外部 TLAC 調達手段の額の全部又は一部が算入される自己資本又は外部 TLAC に係る基礎項目の額の区分に応じ、自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に定める普通株式の要件、その他 Tier1 資本調達手段の要件、Tier2 資本調達手段の要件又はその他外部 TLAC 調達手段の要件のうち、当該自己資本調達手段又は当該その他外部 TLAC 調達手段が充足しないものをいい、複数の非充足資本等要件がある場合には、自己資本調達手段における実質破綻認定時損失吸収条項（自己資本比率告示第六条第四項第十五号、第七条第五項第十号、第十八条第四項第十五号若しくは第十九条第五項第十号又は持株自己資本比率告示第六条第四項第十五号若しくは第七条第五項第十号に掲げる要件をいう。）など、自己資本調達手段又はその他外部 TLAC 調達手段の損失吸収力を判断するために特に重要と認められるものを記載することができる。

（別紙様式第八号）

（第一面）

（単位：百万円）

OV１：リスク・アセットの概要					
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当四半期末	前四半期末	当四半期末	前四半期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、基礎的内部格付手法適用分				
4	うち、スロッティング・クライテリア適用分				
5	うち、先進的内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー				
	その他				
6	カウンターパーティ信用リスク				
7	うち、ＳＡ－ＣＣＲ適用分				
8	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
9	その他				
10	ＣＶＡリスク				
	うち、ＳＡ－ＣＶＡ適用分				
	うち、完全なＢＡ－ＣＶＡ適用分				

	うち、限定的なＢＡ－ＣＶＡ適用分				
11	経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー				
12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）				
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）				
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）				
15	未決済取引				
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
17	うち、内部格付手法準拠方式適用分				
18	うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分				
19	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
20	マーケット・リスク				
21	うち、標準的方式適用分				
22	うち、内部モデル方式適用分				
	うち、簡易的方式適用分				

23	勘定間の振替分				
24	オペレーショナル・リスク				
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
26	フロア調整				
27	合計				

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面のｂ以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）１の「信用リスク」の項から「信用リスク　その他」の項までには、項番６から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250％のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番 25 に該当するものの額は含まれない。また、項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項、項番３「信用リスク　うち、基礎的内部格付手法適用分」の項及び項番５「信用リスク　うち、先進的内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク　うち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク　その他」の項までに該当するものの額は含まれない。

b　項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第四十八条第一項又は持株自己資本比率告示第二十六条第一項に規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスポージャー（令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項各号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に８パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

c　項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第七面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 12「合計」の項ホ欄の額と一致する。

d　項番３「信用リスク　うち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百五十二条第一号イ又は持株自己資本比率告示第百三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用行である場合は、内部格付手法を適用して算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

e　項番３「信用リスク　うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第九面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第七面の開示を行う場合には、基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応したそれぞれの面の「合計(全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用行である場合は、別紙様式第二号第九面又は別紙様式第四号第七面の「合計(全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額と一致する。

f　項番４「信用リスク　うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項には、自己資本比率告示第百四十九条又は持株自己資本比率告示第百二十七条に規定するスロッティング・クライテリアを利用して算出する自己資本比率告示第百五十二条第一号イ又は持株自己資本比率告示第百三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。また、項番４に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

g　項番４「信用リスク　うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十三面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第九面の開示を行う場合には、別紙様式第二号第十三面又は別紙様式第四号第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

h　項番５「信用リスク　うち、先進的内部格付手法適用分」の項には、先進的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百五十二条第一号イ又は持株自己資本比率告示第百三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用行である場合は、当該欄は記載することを要しない。

i　項番５「信用リスク　うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第九面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第七面の開示を行う場合には、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応したそれぞれの面の「合計(全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額と一致する。

j　項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番３「信用リスク　うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番４「信用リスク　うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番５「信用リスク　うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番１「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

k　「信用リスク　うち、重要な出資のエクスポージャー」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の二の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の二の規定により、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百七十八条の二の規定又は持株自己資本比率告示第百五十六条の二の規定により、1250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

l　「信用リスク　うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第百七十七条又は持株自己資本比率告示第百五十五条に規定するリース取引における見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m　「信用リスク　その他」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十七条の規定又は持株自己資本比率告示第五十五条の規定により、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百七十八条第二項の規定又は持株自己資本比率告示第百五十六条第二項の規定により、100 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

n　項番６「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十四面及び第二十一面の開示並びに当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十面及び第十六面の開示を行う場合には、別紙様式第二号第十四面又は別紙様式第四号第十面の項番６「合計」の項へ欄の額並びに別紙様式第二号第二十一面又は別紙様式第四号第十六面の項番１「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計)」の項ロ欄の額及び項番 11「非適格中央清算機関へのエク

スポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

o　項番６「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番２「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

p　項番７「カウンターパーティ信用リスク　うち、ＳＡ－ＣＣＲ適用分」の項には、自己資本比率告示第七十九条の二（自己資本比率告示第百五十七条第七項及び第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条の二（持株自己資本比率告示第百三十五条第七項及び第百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

q　項番８「カウンターパーティ信用リスク　うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十九条の三（自己資本比率告示第百五十七条第七項及び第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条の三（持株自己資本比率告示第百三十五条第七項及び第百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

r　項番８「カウンターパーティ信用リスク　うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第三面の開示を行う場合には、同面の項番９「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

s　「カウンターパーティ信用リスク　うち、中央清算機関関連エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第八章の三の規定又は持株自己資本比率告示第六章の三の規定により算出した中央清算機関関連エクスポージャーに係るリスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

t　項番10「ＣＶＡリスク」の項には、自己資本比率告示第八章の二の規定又は持株自己資本比率告示第六章の二の規定により算出したＣＶＡリスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

u　項番10「ＣＶＡリスク」の項イ欄の額は、当四半期に係る第五面及び第六面の開示を行う場合には、第五面の項番２「当四半期末」の項の額を８パーセントで除して得た額

及び第六面の項番３「ＣＶＡリスク」の項ハ欄の額と一致する。

v　「ＣＶＡリスク　うち、ＳＡ－ＣＶＡ適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十五面の三の開示、当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十一面の三の開示を行う場合には、それぞれの面の項番７「合計」の項イ欄の額を８パーセントで除して得た額と一致する。

w　項番 11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項第一号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びにこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項第二号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項第二号に掲げるＰＤ／ＬＧＤ方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番３「信用リスク　うち、基礎的内部格付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

x　項番 12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第二項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第二項又は持株自己資本比率告示第百四十五条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

y　項番 13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第六項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第七項又は持株自己資本比率告示第百四十五条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額

（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

z　「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第十項第一号又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

aa　「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

bb　項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第十項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第十一項又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

cc　項番 15「未決済取引」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十九条の五又は持株自己資本比率告示第五十七条の五に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百七十七条の二又は持株自己資本比率告示第百五十五条の二に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

dd　項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第八章の規定又は持株自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ee　項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、別紙様式第二号第二十四面又は別紙様式第四号第十九面及び別紙様式第二号第二十五面又は別紙様式第四号第二十面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。

ff　項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番４「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額と一致する。

gg　項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、別紙様式第二号第二十四面又は別紙様式第四号第十九面及び別紙様式第二号第二十五面又は別紙様式第四号第二十面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

hh　項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii　項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

jj　項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う

場合には、それぞれの面の項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

kk　項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ll　項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

mm　項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

nn 「信用リスク･アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250％のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

oo 「信用リスク･アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250％のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

pp　項番 20「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第九章の規定又は持株自己資本比率告示第七章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番６「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

qq　項番 21「マーケット・リスク　うち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十六面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第二十一面の開示を行う場合には、同面の項番 12「合計」の項の額と一致する。

rr　項番 22「マーケット・リスク　うち、内部モデル方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期に係る第四面の開示を行う場合には、同面の項番 16「マーケット・リスクの合計額（ACR_{total}）」の項の額から同面の項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク（C_u）」の項の額を控除した額を記載すること。

ss　「マーケット・リスク　うち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期に係る別紙様式第二号第二十九面の開示を行う場合には、同面の項番６「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額と一致する。

tt　項番 23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章若しくは第三章又は持株自己資本比率告示第二章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

uu　項番 24「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第十章の規定又は持株自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

vv　項番 25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の三の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の三の規定により、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百七十八条の三の規定又は持株自己資本比率告示第百五十六条の三の規定により、250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ww　項番 26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条若しくは第二十四条の規定又は持株自己資本比率告示第十三条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項若しくは第十四条各号及び第十四条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

xx　「信用リスク　うち、重要な出資のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスク　うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスク　その他」の項イ欄の額、項番 11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番 12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式)」の項イ欄の額、項番 13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式)」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%)」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%)」の項イ欄の額、項番 14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%)」の項イ欄の額、項番 23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番 25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番 7「その他リスク・アセット」の項ロ欄及びハ欄の額と一致する。

yy　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

zz　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

aaa　この面におけるロ欄及びニ欄の「前四半期末」が令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

（第二面）

CR８:内部格付手法を適用した信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表			
項番			信用リスク・アセットの額
1	前四半期末時点における信用リスク・アセットの額		
2	当四半期中の要因別の変動額	資産の規模	
3		ポートフォリオの質	
4		モデルの更新	
5		手法及び方針	
6		買収又は売却	
7		為替の変動	
8		その他	
9	当四半期末時点における信用リスク・アセットの額		

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される信用リスク・アセットの額に係る計数を記載すること（標準的手法を適用するエクスポージャーについては、この面における開示の対象外とする。）。

b　項番２「資産の規模」の項には、会計上の総資産の本質的な変動（新規事業の取組による資産の増加及び債権の満期到来による資産の減少を含み、事業体の取得又は売却に伴う資産の変動は含まない。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

c　項番３「ポートフォリオの質」の項には、債務者及び案件の信用リスクの変化（格付区分の遷移又はこれに類似した影響等）により、保有するポートフォリオの質に対する自金融機関の評価が変動することに起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

d　項番４「モデルの更新」の項には、モデルの導入、モデルの利用範囲の変更又はモデ

ルの欠陥に対処するための変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

e　項番５「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更又は新たな規制の導入等による計算手法の変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

f　項番６「買収又は売却」の項には、事業体の取得又は売却による会計上の資産規模の変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

g　項番７「為替の変動」の項には、為替変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

h　項番８「その他」の項には、項番２から項番７までに掲げる項目以外の要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については、必要に応じて項番７と項番８との間に項を追加した上、当該要因及び当該要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。

i　「当四半期中の要因別の変動額」の項番２から項番８までの項については、変動額が負の場合には負数を記載すること。

j　「当四半期中の要因別の変動額」の項番２から項番８までの項については、自金融機関による合理的な見積りに基づいて変動額を記載することができる。ただし、当該見積りに当たって用いた手法や前提等について、説明を付すこと。

k　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

l　開示に使用する額の単位については、当四半期末におけるリスク・アセットの額を 100 で除した額（最大でも 1000 億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。

m　この面は、自金融機関が標準的手法採用行である場合には、作成することを要しない。

（第三面）

CCR７:期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表			
項番			信用リスク・アセットの額
1	前四半期末時点における信用リスク・アセットの額		
2	当四半期中の要因別の変動額	資産の規模	
3		取引相手方の信用力	
4		モデルの更新（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）	
5		手法及び方針（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）	
6		買収又は売却	
7		為替の変動	
8		その他	
9	当四半期末時点における信用リスク・アセットの額		

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番２「資産の規模」の項には、会計上の総資産の本質的な変動（新規事業の取組による資産の増加及び債権の満期到来による資産の減少を含み、事業体の取得又は売却に伴う資産の変動を除く。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

b　項番３「取引相手方の信用力」の項には、自金融機関における信用リスク管理の枠組みにおいて、自金融機関が採用する手法に基づき計測された取引相手方の信用力の変化に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

c　項番４「モデルの更新（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）」の項には、期待エクスポージャー方式の導入、当該方式の適用する範囲の変更又は当該方式の欠陥に対処するための変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。ただし、期待エクスポージャー方式に係る変動に限るものとする。

d　項番５「手法及び方針（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）」の項には、当局による規制の変更又は新たな規制の導入等による計算手法の変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。ただし、期待エクスポージャー方式に係る変動に限るものとする。

e　項番６「買収又は売却」の項には、事業体の取得又は売却による会計上の資産規模の変動に起因す

る信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

f　項番７「為替の変動」の項には、為替変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

g　項番８「その他」の項には、項番２から項番７までに掲げる項目以外の要因（内部格付手法の見直しに係る変動を含む。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番７と項番８との間に項を追加した上、当該要因及び当該要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。

h　項番９「当四半期末における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番８「カウンターパーティ信用リスク　うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

i　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

j　開示に使用する額の単位については、当四半期末におけるリスク・アセットの額を 100 で除した額（最大でも 1000 億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。

k　この面は、与信相当額の算出に当たり期待エクスポージャー方式を用いていない場合には作成することを要しない。

（第四面）

（単位：百万円、回数）

MR２：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳									
項番			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
			算出基準日を含む直近十二週間（算出基準日を含む直近六十営業日）の値				バック・テスティングの超過回数（99.0%）	前四半期の算出基準日を含む直近十二週間の値	
			当四半期末	平均値	最大値	最小値		前四半期末	平均値
1	制約がない期待ショート・フォール（IMCC（C））								
2	リスク・クラス	一般金利リスク							
3		株式リスク							
4		コモディティ・リスク							
5		外国為替リスク							
6		信用スプレッド・リスク							
7	制約がある期待ショート・								

	フォール（IMCC（C_i））							
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（IMCC）							
9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（SES）							
10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク（DRC）							
11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ							
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク　（イ）							
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク（C_u）（ロ）							

14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額　（ハ）					
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク（$SA_{all\ desk}$）　（ニ）					
16	マーケット・リスクの合計額（ACR_{total}）$\min$（（イ）＋（ロ）；（ニ））$+\max$（0，（ハ））					

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「制約がない期待ショート・フォール（IMCC（C））」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本

比率告示第二百五十四条の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C））の値を記載すること。

b　項番２「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

c　項番３「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

d　項番４「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

e　項番５「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

f　項番６「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

g　項番７「制約がある期待ショート・フォール（IMCC（C_i））」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

h　項番８「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（IMCC)」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の

算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額（IMCC）の値を記載すること。

i　項番９「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（SES)」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の五第二項の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの（SES）の値を記載すること。

j　項番 10「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク（DRC)」の項には、自己資本比率告示第二百七十七条又は持株自己資本比率告示第二百五十五条に定める DRC モデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額（DRC）の値を記載すること。

k　項番 11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。

l　項番 12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める C_A 及び DRC の合計額（$IMA_{G,A}$）に資本サーチャージを加算した値を記載すること。

m　項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額（C_u）の値を記載すること。

n　項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、$IMA_{G,A}$ の値から自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定めるグリーン・ゾーン（G）又はアンバー・ゾーン（A）に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額（$SA_{G,A}$）の値を控除した値を記載すること。

o　項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額（$SA_{all\ desk}$）の値を記載すること。

p　項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額（ACR_{total}）の値を記載すること。

q　イ欄には、当四半期末の額を記載すること。

r　ロ欄には、当四半期の平均値を記載すること。

s　ハ欄には、当四半期の最大値を記載すること。

t　ニ欄には、当四半期の最小値を記載すること。

u　ホ欄には、自己資本比率告示第二百七十五条の二第二項又は持株自己資本比率告示第二百五十三条の二第二項に定める全社的なバック・テスティングの超過回数を記載すること。

v　ヘ欄には、前四半期末の額を記載すること。

w　ト欄には、前四半期の平均値を記載すること。

x　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

y　この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

z　この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

（第五面）

（単位：百万円）

ＣＶＡ４：ＣＶＡリスク・エクスポージャーのＣＶＡリスク相当額の変動表		
項番		ＣＶＡリスク相当額
1	前四半期末	
2	当四半期末	
	変動事由の説明	

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「前四半期末」の項には、直前の四半期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したＣＶＡリスク相当額を記載すること。

b　項番１「前四半期末」の額は、第一面の項番 10「ＣＶＡリスク」の項ニ欄の額と一致する。

c　項番２「当四半期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したＣＶＡリスク相当額を記載すること。

d　項番２「当四半期末」の額は、第一面の項番 10「ＣＶＡリスク」の項ハ欄の額と一致する。

e　この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

f　「変動事由の説明」の項には、当四半期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）及び定量的な情報を含めること。なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合は、当該欄は記載することを要しない。

g　項番１「前四半期末」が令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比

率告示の規定により自己資本比率の算出を開始する最初の基準日前となる場合は、当該欄は記載することを要しない。

h　この面は、自金融機関がＳＡ－ＣＶＡを用いてＣＶＡリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

（単位：百万円）

ＣＭＳ１：内部モデルを用いた手法と標準的手法のリスク・アセットの比較					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセットの額			
		内部モデルを用いて算出したリスク･アセットの額	標準的な手法適用分のリスク･アセットの額	リスク･アセットの額	資本フロア計算に用いられる､標準的な手法により算出したリスク・アセットの額（フロア掛目前）
1	信用リスク				
2	カウンターパーティ信用リスク				
3	ＣＶＡリスク				
4	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
5	マーケット・リスク				
6	オペレーショナル・リスク				
7	その他リスク・アセット				
8	合計				

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　イ欄には、内部モデルを用いた手法（内部格付手法、内部モデル手法、期待エクスポージャー方式、エクスポージャー変動額推計モデル及び内部評価方式をいう。以下この面において同じ。）のうち、承認を受けた手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。

b　ロ欄には、承認を受けた内部モデルを用いた手法以外の手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。

c　ハ欄には、イ欄及びロ欄に計上される額の合計額を記載すること。

d　ニ欄には、ハ欄に計上されるリスク・アセットの額について、内部モデルを用いた手法の承認を得ていないものとみなして算出したリスク・アセットの額を記載すること。

e　項番１「信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番３「信用リスク　うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番４「信用リスク　うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番５「信用リスク　うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。

f　項番２「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番６「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

g　項番３「ＣＶＡリスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番10「ＣＶＡリスク」の項イ欄の額と一致する。

h　項番４「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、第一面の項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額と一致する。

i　項番５「マーケット・リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番20「マーケット・リスク」の項イ欄の額と一致する。

j　項番６「オペレーショナル・リスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番24「オペレーショナル・リスク」の項イ欄の額と一致する。

k　項番７「その他リスク・アセット」の項ロ欄及びハ欄の額は、第一面の「信用リスク　うち、重要な出資のエクスポージャー」のイ欄

の額、「信用リスク　うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスク　その他」のイ欄の額、項番 11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番 12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式)」の項イ欄の額、項番 13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式)」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%)」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%)」の項イ欄の額、項番 14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%)」の項イ欄の額、項番 15「未決済取引」の項イ欄の額、項番 23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番 25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額と一致する。

l　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

m　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

n　この面は、自金融機関が内部モデルを用いた手法のうちいずれの承認も受けていない場合には、作成することを要しない。

（別紙様式第九号）

（単位：百万円、％）

KM１：主要な指標（銀行単体）						
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半期末	前四半期末	前々四半期末	ハの前四半期末	ニの前四半期末
資本						
１	普通株式等 Tier１資本の額					
２	Tier１資本の額					
３	総自己資本の額					
リスク・アセット						
４	リスク・アセットの額					
４a	リスク・アセットの額（フロア調整前）					
	リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）					
自己資本比率						
５	普通株式等 Tier１比率					
５a	普通株式等 Tier１比率（フロア調整前）					
	普通株式等 Tier１比率（フロア調整最終実施ベース）					
６	Tier１比率					
６a	Tier１比率（フロア調整前）					
	Tier１比率（フロア調整最終実施ベース）					
７	総自己資本比率					
７a	総自己資本比率（フロア調整前）					
	総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）					

資本バッファー						
8	資本保全バッファー比率					
9	カウンター・シクリカル・バッファー比率					
10	G-SIB/D-SIB バッファー比率					
11	最低単体資本バッファー比率					
12	単体資本バッファー比率					
単体レバレッジ比率						
13	総エクスポージャーの額					
14	単体レバレッジ比率					

（注）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　国際様式の該当番号（以下この様式において「項番」という。）10 の「G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項には、自己資本比率告示第十四条の二第五項各号に定める比率を記載すること。

b　当期に係る別紙様式第一号の開示を行う場合には、項番８「資本保全バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 65「うち、資本保全バッファー比率」の項の比率と、項番９「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 66「うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率と、項番 10「G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 67「うち、G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項の比率と、項番 11「最低単体資本バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 64「最低単体資本バッファー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

c　項番４ａ「リスク・アセットの額（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

d　「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母について、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

e　項番５ａ「普通株式等 Tier１比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条第一号に規定する単体普通株式等 Tier１比率について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

f　「普通株式等 Tier１比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条第一号に規定する単体普通株式等 Tier１比率について、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

g　項番６ａ「Tier１比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条第二号に規定する単体 Tier１比率について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

h　「Tier１比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条第二号に規定する単体 Tier１比率について、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

i　項番７ａ「総自己資本比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条第三号に規定する単体総自己資本比率について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

j　「総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条第三号に規定する単体総自己資本比率について、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

k　項番４ａ「リスク・アセットの額（フロア調整前）」、「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」、項番５ａ「普通株式等 Tier１比率（フロア調整前）」、「普通株式等 Tier１比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番６ａ「Tier１比率（フロア調整前）」、「Tier１比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番７ａ「総自己資本比率（フロア調整前）」及び「総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項におけるロ欄「前

四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前四半期末」が令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

l　「資本バッファー」の項番８から項番 12 までの項は、連結自己資本比率を算出する銀行、銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあっては、記載することを要しない。

m　この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。(1 に該当する場合には、当該項を削除することができる。)。

n　この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

o　この様式に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

（別紙様式第十号）

（単位：百万円、％）

KM１：主要な指標（銀行連結・持株）						
国際様式の該当番号		イ 当四半期末	ロ 前四半期末	ハ 前々四半期末	ニ ハの前四半期末	ホ ニの前四半期末
資本						
1	普通株式等 Tier１資本の額					
2	Tier１資本の額					
3	総自己資本の額					
リスク・アセット						
4	リスク・アセットの額					
4a	リスク・アセットの額（フロア調整前）					
	リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）					
自己資本比率						
5	連結普通株式等 Tier１比率					
5a	連結普通株式等 Tier１比率（フロア調整前）					
	連結普通株式等 Tier１比率（フロア調整最終実施ベース）					
6	連結 Tier１比率					
6a	連結 Tier１比率（フロア調整前）					
	連結 Tier１比率（フロア調整最終実施ベース）					
7	連結総自己資本比率					
7a	連結総自己資本比率（フロア調整前）					
	連結総自己資本比率（フロア調整					

	最終実施ベース）					
資本バッファー						
8	資本保全バッファー比率					
9	カウンター・シクリカル・バッファー比率					
10	G-SIB/D-SIB バッファー比率					
11	最低連結資本バッファー比率					
12	連結資本バッファー比率					
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率						
13	総エクスポージャーの額					
14	連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率					

（注）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示並びにレバレッジ比率告示及び持株レバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　国際様式の該当番号（以下この様式において「項番」という。）10 の「G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項には、自己資本比率告示第二条の二第五項各号又は持株自己資本比率告示第二条の二第五項各号に定める比率を記載すること。

b　当期に係る別紙様式第五号の開示を行う場合には、項番８「資本保全バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 65「うち、資本保全バッファー比率」の項の比率と、項番９「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 66「うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率と、項番 10「G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 67「うち、G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項の比率と、項番 11「最低連結資本バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 64「最低連結資本バッファー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

c　当期に係る別紙様式第十五号第一面の開示を行う場合には、項番４「リスク・アセットの額」の項の額は同面の項番 23「リスク・アセットの額」の項の額と、項番８「資本保全バッファー比率」の項の比率は同面の項番 29「うち、資本保全バッファー比率」の項の比率と、項番９「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率は同面の項番 30「うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率と、項番 10「G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項の比率は同面の項番 31「うち、G-SIB/D-SIB バッフ

ァー比率」の項の比率と、項番 11「最低連結資本バッファー比率」の項の比率は同面の項番 28「最低連結資本バッファー比率」の項の比率と、項番 12「連結資本バッファー比率」の項の比率は同面の項番 27「連結資本バッファー比率」の項の比率と、項番 13「総エクスポージャーの額」の項の額は同面の項番 24「総エクスポージャーの額」の項の額と、それぞれ一致する。

d　項番４ａ「リスク・アセットの額（フロア調整前)」の項には、自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母について、自己資本比率告示第十三条又は持株自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した額(イ欄からホ欄まで)をそれぞれ記載すること。

e　「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース)」の項には、自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母について、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第五条又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

f　項番５ａ「連結普通株式等 Tier１比率（フロア調整前)」の項には、自己資本比率告示第二条第一号又は持株自己資本比率告示第二条第一号に規定する連結普通株式等 Tier１比率について、自己資本比率告示第十三条又は持株自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

g　「連結普通株式等 Tier１比率（フロア調整最終実施ベース)」の項には、自己資本比率告示第二条第一号又は持株自己資本比率告示第二条第一号に規定する連結普通株式等 Tier１比率について、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第五条又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

h　項番６ａ「連結 Tier１比率（フロア調整前)」の項には、自己資本比率告示第二条第二号又は持株自己資本比率告示第二条第二号に規定する連結 Tier１比率について、自己資本比率告示第十三条又は持株自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出

した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

i　「連結 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条第二号又は持株自己資本比率告示第二条第二号に規定する連結 Tier 1 比率について、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第五条又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

j　項番７ａ「連結総自己資本比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条第三号又は持株自己資本比率告示第二条第三号に規定する連結総自己資本比率について、自己資本比率告示第十三条又は持株自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

k　「連結総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条第三号又は持株自己資本比率告示第二条第三号に規定する連結総自己資本比率について、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第五条又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

l　項番４ａ「リスク・アセットの額（フロア調整前）」、「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」、項番５ａ「連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）」、「連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番６ａ「連結 Tier 1 比率（フロア調整前）」、「連結 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番７ａ「連結総自己資本比率（フロア調整前）」及び「連結総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項におけるロ欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前四半期末」が令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

m　「資本バッファー」の項番８から項番 12 までの項は、銀行若しくは銀行持株会社の連

結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあっては、記載することを要しない。

n　この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。(m に該当する場合には、当該項を削除することができる。)。

o　この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

p　この様式に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

（別紙様式第十一号）

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目　（１）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額		
うち、資本金及び資本剰余金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、自己株式の額（△）		
うち、社外流出予定額（△）		
うち、上記以外に該当するものの額		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）		
コア資本に係る調整項目　（２）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係		

るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）		

自己資本		
自己資本の額（(イ）－（ロ)） （ハ）		
リスク・アセット等　（３）		
信用リスク・アセットの額の合計額		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
フロア調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 （ニ）		
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ）／（ニ)）		

(注)

（１）コア資本に係る基礎項目

a 「普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額」のうち、「上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目及び額を記載すること。

b 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「一般貸倒引当金コア資本算入額」とは、一般貸倒引当金の額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第三十七条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第百五十二条第二号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事

業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十二条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。

d　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

e　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

f　「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第四条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

g　「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第五条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

（2）コア資本に係る調整項目

a　「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

b　「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

c　「自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、自己資本比率改正告示附則第九条第一項の規定に従い、平成二十六年三月三

十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額、適格旧非累積的永久優先株（自己資本比率改正告示附則第三条第一項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。以下同じ。）の額及び適格旧資本調達手段（自己資本比率改正告示附則第三条第二項に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。）の額の合計額を記載することとし、また、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額及び適格旧非累積的永久優先株の額の合計額を記載すること。

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第五項第一号に掲げる額をいう。

e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第五項第二号に掲げる額をいう。

f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第五項第三号に掲げる額をいう。

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第六項第一号に掲げる額をいう。

h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第六項第二号に掲げる額をいう。

i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第六項第三号に掲げる額をいう。

（3）リスク・アセット等

a 「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第四十四条の規定に従い算出された額をいう。

b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十二

条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第五条第一項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。

c　「マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第四十五条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

d　「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第四十六条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

e　「フロア調整額」とは、自己資本比率告示第四十七条第一項又は第二項の規定に従い算出された額をいう。

（4）その他

a　本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「－」を記載すること。

b　表示単位（「百万円、％」又は「千円、％」）を表の枠外に記載すること。

c　本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

（別紙様式第十一号の二）

（第一面）

（単位：百万円）

ＭＲ１：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		マーケット・リスク相当額
1	一般金利リスク	
2	株式リスク	
3	コモディティ・リスク	
4	外国為替リスク	
5	信用スプレッド・リスク（非証券化商品）	
6	信用スプレッド・リスク（証券化商品（非ＣＴＰ））	
7	信用スプレッド・リスク（証券化商品（ＣＴＰ））	
8	デフォルト・リスク（非証券化商品）	
9	デフォルト・リスク（証券化商品（非ＣＴＰ））	
10	デフォルト・リスク（証券化商品（ＣＴＰ））	
11	残余リスク・アドオン	
	その他	
12	合計	

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１から項番７までの項には、自己資本比率告示第二百八十条の二第一号又は持株自己資本比率告示第二百五十八条の二第一号に定めるリスク・クラスごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。

b　項番８から項番 10 までの項には、自己資本比率告示第二百八十八条第一項第一号又は持株自己資本比率告示第二百六十六条第一項第一号に定める商品ごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。

c　項番 11「残余リスク・アドオン」の項には、自己資本比率告示第二百九十二条第一項

又は持株自己資本比率告示第二百七十条第一項に規定する残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。

d　「その他」の項には、項番１から項番 11 までの項のいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。

e　項番 12「合計」の項には、項番１の「一般金利リスク」の項の額から「その他」の項の額までの合計額を記載すること。

f　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

g　この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

h　この面は、自金融機関が標準的方式採用行の場合又は内部モデル方式採用行の場合にあっては、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出しているトレーディング・デスクについて記載すること。

（単位：百万円、回数）

MR２：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳									
項番			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
			算出基準日を含む直近十二週間（算出基準日を含む直近六十営業日）の値				バック・テスティングの超過回数（99.0%）	前期の算出基準日を含む直近十二週間の値	
			当期末	平均値	最大値	最小値		前期末	平均値
1	制約がない期待ショート・フォール（IMCC（C））								
2	リスク・クラス	一般金利リスク							
3		株式リスク							
4		コモディティ・リスク							
5		外国為替リスク							
6		信用スプレッド・リスク							
7	制約がある期待ショート・								

	フォール（IMCC（C_i））							
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（IMCC）							
9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（SES）							
10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク（DRC）							
11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ							
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク　（イ）							
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク（C_u）（ロ）							

14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額（ハ）					
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク（$SA_{all\ desk}$）　（ニ）					
16	マーケット・リスクの合計額（ACR_{total}）min（（イ）＋（ロ）;（ニ））+max（0,（ハ））					

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「制約がない期待ショート・フォール（IMCC（C））」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本

比率告示第二百五十四条の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C））の値を記載すること。

b　項番２「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

c　項番３「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

d　項番４「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

e　項番５「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

f　項番６「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

g　項番７「制約がある期待ショート・フォール（IMCC（C_i））」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。

h　項番８「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（IMCC）」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四

の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額（IMCC）の値を記載すること。

i　項番９「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（SES)」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の五第二項の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの（SES）の値を記載すること。

j　項番 10「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク（DRC)」の項には、自己資本比率告示第二百七十七条又は持株自己資本比率告示第二百五十五条に定める DRC モデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額（DRC）の値を記載すること。

k　項番 11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。

l　項番 12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める C_A 及び DRC の合計額（$IMA_{G,A}$）に資本サーチャージを加算した値を記載すること。

m　項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額（C_u）の値を記載すること。

n　項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、$IMA_{G,A}$ の値から自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定めるグリーン・ゾーン（G）又はアンバー・ゾーン（A）に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額（$SA_{G,A}$）の値を控除した値を記載すること。

o　項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額（$SA_{all\ desk}$）の値を記載すること。

p　項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額（ACR_{total}）の値を記載すること。

q　イ欄には、当期末の額を記載すること。

r　ロ欄には、当期の平均値を記載すること。

s　ハ欄には、当期の最大値を記載すること。

t　ニ欄には、当期の最小値を記載すること。

u　ホ欄には、自己資本比率告示第二百七十五条の二第二項又は持株自己資本比率告示第二百五十三条の二第二項に定める全社的なバック・テスティングの超過回数を記載すること。

v　ヘ欄には、前期末の額を記載すること。

w　ト欄には、前期の平均値を記載すること。

x　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

y　この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

z　この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

（第三面）

（単位：百万円）

MR３：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		オプション取引以外の取引	オプション取引		
			簡便法により算出した額	デルタ・プラス法により算出した額	シナリオ法により算出した額
1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額				
2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額				
3	コモディティ・リスクの額				
4	外国為替リスクの額				
5	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額				
6	合計				

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十四条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十四条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十二条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合

計額）を記載すること。

b　項番２「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十五条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十三条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十五条又は持株自己資本比率告示第二百七十三条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。

c　項番３「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十七条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十五条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。

d　項番４「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十六条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十四条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。

e　項番５「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の四までの規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の四までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額並びに自己資本比率告示第三百二条の五及び第三百二条の六の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の五及び第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を記載すること。

f　項番６「合計」の項には、項番１から項番５までの合計額を記載すること。

g　イ欄には、自己資本比率告示第二百九十四条から第二百九十七条の三までの規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条から第二百七十五条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を記載すること。

h　ロ欄には、自己資本比率告示第二百九十九条の規定又は持株自己資本告示第二百七十七条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。

i　ハ欄には、自己資本比率告示第三百条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十八条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第三百条第二号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第二号に規定するガンマ・リスク及び自己資本比率告示第三百条第三号又は持株自己資本比率告示第二百七

十八条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を記載すること。

j　ニ欄には、自己資本比率告示第三百一条の規定又は持株自己資本告示第二百七十九条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。

k　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

l　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

m　この面は、自金融機関が簡易的方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

（別紙様式第十一号の三）

（単位：百万円）

（注）

IRRBB１：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト				
2	下方パラレルシフト				
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値				
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額				

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

なお、自金融機関がこの様式の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

また、中間事業年度の開示及び中間連結会計年度の開示においては、この様式中「当期末」とあるのは「当中間期末」と、「前期末」とあるのは「前中間期末」と読み替えるものとする。

a　この様式において「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいう。

b　この様式において「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいう。

c　この様式において「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）」を加える金利ショッ

クをいう。

通貨	パラレルシフトに関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）
アルゼンチン通貨	400
オーストラリア通貨	350
ブラジル通貨	400
カナダ通貨	200
スイス通貨	175
中華人民共和国通貨	225
欧州経済通貨統合参加国通貨	225
英国通貨	275
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	225
インドネシア通貨	400
インド通貨	325
本邦通貨	100
大韓民国通貨	225
メキシコ通貨	400
ロシア通貨	400
サウジアラビア通貨	275
スウェーデン通貨	275
シンガポール通貨	175
トルコ通貨	400
アメリカ合衆国通貨	200
南アフリカ共和国通貨	325
その他の通貨	100 から 400 のうち、自金融機関が定める値

d　この様式において「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、c の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）」にマイナス１を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

e　この様式において「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて

得た金利変動幅（以下この様式において「スティープ化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}\right) + 0.9 \cdot \left\{\bar{S}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}}\right)\right\}$$

$\Delta S_{steepener,c}(t)$は、スティープ化に関する金利変動幅

cは、通貨（以下この様式において同じ。）

tは、将来の期間を年数で表した値（以下この様式において同じ。）

$\bar{S}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）」（以下この様式において同じ。）

$\bar{S}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）」（以下この様式において同じ。）

xは、４（以下この様式において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）	長期金利に関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）
アルゼンチン通貨	500	300
オーストラリア通貨	425	300
ブラジル通貨	500	300
カナダ通貨	275	175
スイス通貨	250	200
中華人民共和国通貨	300	150
欧州経済通貨統合参加国通貨	350	200
英国通貨	425	250
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	375	200
インドネシア通貨	500	300
インド通貨	475	225
本邦通貨	100	100
大韓民国通貨	350	225
メキシコ通貨	500	200
ロシア通貨	500	300
サウジアラビア通貨	375	250
スウェーデン通貨	425	200

シンガポール通貨	250	225
トルコ通貨	500	300
アメリカ合衆国通貨	300	225
南アフリカ共和国通貨	500	300
その他の通貨	100 から 500 のうち、自金融機関が定める値	100 から 300 のうち、自金融機関が定める値

f　この様式において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{flattener,c}(t) = 0.8 \cdot \left(\bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}\right) - 0.6 \cdot \left\{\bar{S}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}}\right)\right\}$$

$\Delta S_{flattener,c}(t)$は、フラット化に関する金利変動幅

g　この様式において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{short,c}(t) = \bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta S_{short,c}(t)$は、短期金利上昇に関する金利変動幅

h　この様式において「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス１を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

i　項番１「上方パラレルシフト」の項には、上方パラレルシフトに基づくΔEVE（イ欄及びロ欄）及びΔNII（ハ欄及びニ欄）を記載すること。

j　項番２「下方パラレルシフト」の項には、下方パラレルシフトに基づくΔEVE（イ欄及びロ欄）及びΔNII（ハ欄及びニ欄）を記載すること。

k　項番３「スティープ化」の項には、スティープ化に基づくΔEVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。ただし、イ欄に記載することとなる当期末のスティープ化に基づくΔEVE が、当期末の上方パラレルシフトに基づくΔEVE 以下又は当期末の下方パラレルシフトに基づくΔEVE 以下となる場合には、当該欄に斜線を付すことができ、ロ欄に記載することとなる前期末のスティープ化に基づくΔEVE が、前期末の上方パラレルシフトに基づくΔEVE 以下又は前期末の下方パラレルシフトに基づくΔEVE 以下となる場合には、当該欄に斜線を付すことができる。

l　項番４「フラット化」の項には、フラット化に基づくΔEVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。ただし、当該ΔEVE を記載しないこととした場合には、当該欄に斜線を付すこと。

m　項番５「短期金利上昇」の項には、短期金利上昇に基づくΔEVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。ただし、当該ΔEVE を記載しないこととした場合には、当該欄に斜線を付すこと。

n　項番６「短期金利低下」の項には、短期金利低下に基づくΔEVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。ただし、当該ΔEVE を記載しないこととした場合には、当該欄に斜線を付すこと。

o　項番７「最大値」の項イ欄には、当該欄の項番１から項番３までの値のうち最大のものを記載すること。ただし、k により項番３の項イ欄に斜線を付した場合には、当該欄の項番１又は項番２の値のうちいずれか大きいものを記載すること。

p　項番７「最大値」の項ロ欄には、当該欄の項番１から項番３までの値のうち最大のものを記載すること。ただし、k により項番３の項ロ欄に斜線を付した場合には、当該欄の項番１又は項番２の値のうちいずれか大きいものを記載すること。

q　項番７「最大値」の項ハ欄及びニ欄には、それぞれの欄の項番１又は項番２の値のうちいずれか大きいものを記載すること。

r　この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（別紙様式第十二号）

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目　（１）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額		
うち、資本金及び資本剰余金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、自己株式の額（△）		
うち、社外流出予定額（△）		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額		
うち、為替換算調整勘定		
うち、退職給付に係るものの額		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項		

目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）		
コア資本に係る調整項目　（２）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
退職給付に係る資産の額		
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		

	うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）			
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）			
リスク・アセット等　（３）			
信用リスク・アセットの額の合計額			
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
		うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
		うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			
フロア調整額			
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）			
連結自己資本比率			
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））			

（注）

（１）コア資本に係る基礎項目

a　「普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額」のうち、「上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目及び額を記載すること。

b　「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「一般貸倒引当金コア資本算入額」とは、一般貸倒引当金の額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第百五十二条第二号ロ又は持株自己資本比率告示第百三十条第二号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。

c　「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十二条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とし、持株自己資本比率告示第百三十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。

d　「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項又は第四項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

e　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項又は第五項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

f　「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第四条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

g　「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額

のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第三項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

h　「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項及び第二項又は第三項及び第四項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項又は第三項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

（2）コア資本に係る調整項目

a　「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

b　「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

c　「自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、自己資本比率改正告示附則第九条第一項又は第二項の規定に従い、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額、適格旧非累積的永久優先株（自己資本比率改正告示附則第三条第一項又は第四項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。以下同じ。）の額及び適格旧資本調達手段（自己資本比率改正告示附則第三条第二項又は第五項に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。）の額の合計額を記載することとし、また、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額及び適格旧非累積的永久優先株の額の合計額を記載すること。

d　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普

通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第六項第一号又は持株自己資本比率告示第十八条第六項第一号に掲げる額をいう。

e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第六項第二号又は持株自己資本比率告示第十八条第六項第二号に掲げる額をいう。

f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第六項第三号又は持株自己資本比率告示第十八条第六項第三号に掲げる額をいう。

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第七項第一号又は持株自己資本比率告示第十八条第七項第一号に掲げる額をいう。

h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第七項第二号又は持株自己資本比率告示第十八条第七項第二号に掲げる額をいう。

i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第七項第三号又は持株自己資本比率告示第十八条第七項第三号に掲げる額をいう。

（3）リスク・アセット等

a 「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第三十三条又は持株自己資本比率告示第二十二条の規定に従い算出された額をいう。

b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十二条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する

（銀行持株会社の場合、自己資本比率改正告示附則第十二条第三項及び第四項に規定するエクスポージャーについて同様とする。）。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第三項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。

c　「マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第三十四条又は持株自己資本比率告示第二十三条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

d　「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第三十五条又は持株自己資本比率告示第二十四条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

e　「フロア調整額」とは、自己資本比率告示第三十六条第一項若しくは第二項又は持株自己資本比率告示第二十五条第一項から第三項までの規定に従い算出された額をいう。

（４）その他

a　本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「－」を記載すること。

b　表示単位（「百万円、％」又は「千円、％」）を表の枠外に記載すること。

c　本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

（別紙様式第十三号）

（単位：百万円）

CC２：貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係			
項目	イ	ロ	ハ
	公表貸借対照表	規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表	別紙様式第一号を参照する番号又は記号
資産の部			
現金預け金			
コールローン及び買入手形			
買現先勘定			
債券貸借取引支払保証金			
買入金銭債権			
特定取引資産			
商品有価証券			
金銭の信託			
有価証券			
貸出金			
外国為替			
その他資産			
有形固定資産			
無形固定資産			
繰延税金資産			
再評価に係る繰延税金資産			
支払承諾見返			
貸倒引当金			
……			

資産の部合計			
負債の部			
預金			
譲渡性預金			
コールマネー及び売渡手形			
売現先勘定			
債券貸借取引受入担保金			
コマーシャル・ペーパー			
特定取引負債			
借用金			
外国為替			
短期社債			
社債			
新株予約権付社債			
信託勘定借			
その他負債			
賞与引当金			
役員賞与引当金			
退職給付引当金			
役員退職慰労引当金			
その他の引当金			
特別法上の引当金			
繰延税金負債			
再評価に係る繰延税金負債			
支払承諾			
……			

負債の部合計			
純資産の部			
資本金			
資本剰余金			
利益剰余金			
自己株式			
その他有価証券評価差額金			
繰延ヘッジ損益			
土地再評価差額金			
……			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

（注）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例による。

a　この様式の各項の内訳は、自金融機関の財務諸表に基づく貸借対照表（以下この様式において「公表貸借対照表」という。）で使用されている勘定科目名に従うこと。

b　イ欄には、公表貸借対照表の内容を記載すること。

c　自己資本比率告示第十五条ただし書に該当し、かつ、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が異なる銀行に限り、ロ欄には、自己資本比率告示第三条の規定により作成した連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表」という。）の内容を、公表貸借対照表の勘定科目に応じて記載すること。それ以外の銀行にあっては、ロ欄を記載することを要しない。

d　ロ欄を記載する場合において、規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表に、公表貸借対照表で使用されていない項目があるときは、項を追加し、当該項のイ欄には「-」を記載すること。

e　ハ欄には、この様式と別紙様式第一号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合には、記載することを要しない。）。

f　公表貸借対照表の勘定科目が別紙様式第一号の項目のいずれに相当するかについての説明については、適宜、付表を作成してこの様式に添付するものとする。付表を用いる場合には、この様式と当該付表との対応関係を示すため、ニ欄を設けた上、相互に共通する任意の番号又は記号を当該付表及びこの様式のニ欄に記載すること。

g　自己資本比率告示第十五条ただし書に該当し、かつ、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一である銀行にあっては、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一であることを欄外に記載すること。

h　この様式で指定する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

i　銀行が、当期において公表貸借対照表を作成していない場合には、この様式を記載することを要しない。

（別紙様式第十四号）

（単位：百万円）

CC２：連結貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係			
項目	イ	ロ	ハ
	公表連結貸借対照表	規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表	別紙様式第五号を参照する番号又は記号
資産の部			
現金預け金			
コールローン及び買入手形			
買現先勘定			
債券貸借取引支払保証金			
買入金銭債権			
特定取引資産			
商品有価証券			
金銭の信託			
有価証券			
貸出金			
外国為替			
その他資産			
有形固定資産			
無形固定資産			
繰延税金資産			
再評価に係る繰延税金資産			
支払承諾見返			
貸倒引当金			
……			

資産の部合計			
負債の部			
預金			
譲渡性預金			
コールマネー及び売渡手形			
売現先勘定			
債券貸借取引受入担保金			
コマーシャル・ペーパー			
特定取引負債			
借用金			
外国為替			
短期社債			
社債			
新株予約権付社債			
信託勘定借			
その他負債			
賞与引当金			
役員賞与引当金			
退職給付引当金			
役員退職慰労引当金			
その他の引当金			
特別法上の引当金			
繰延税金負債			
再評価に係る繰延税金負債			
支払承諾			
……			

負債の部合計			
純資産の部			
資本金			
資本剰余金			
利益剰余金			
自己株式			
その他有価証券評価差額金			
繰延ヘッジ損益			
土地再評価差額金			
……			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例による。

a　この様式の各項の内訳は、自金融機関の連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「公表連結貸借対照表」という。）の勘定科目名に従うこと。

b　イ欄には、公表連結貸借対照表の内容を記載すること。

c　ロ欄には、自己資本比率告示第三条又は持株自己資本比率告示第三条の規定により作成した連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表」という。）の内容を、公表連結貸借対照表の勘定科目に応じて記載すること。

d　ロ欄を記載する場合において、規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表に、公表連結貸借対照表で使用されていない項目がある場合には、項を追加し、当該項のイ欄には「-」を記載すること。

e　ハ欄には、この様式と別紙様式第五号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合には、記載することを要しない。）。

f　公表連結貸借対照表の勘定科目が別紙様式第五号の項目のいずれに相当するかについ

ての説明については、適宜、付表を作成してこの様式に添付するものとする。付表を用いる場合には、この様式と当該付表との対応関係を示すため、ニ欄を設けた上、相互に共通する任意の番号又は記号を付表及びこの様式のニ欄に記載すること。

g　会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一である銀行にあっては、ロ欄を記載することを要しない。この場合には、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一であることを欄外に記載すること。

h　この様式で指定する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

i　銀行又は銀行持株会社が、当期において公表連結貸借対照表を作成していない場合には、この様式を記載することを要しない。

（別紙様式第十五号）

（第一面）

（単位：百万円、％）

TLAC１：TLAC の構成				
国際様式の該当番号	項目		イ	ロ
			当期末	前期末
想定される処理方針について　（１）				
…				
自己資本比率規制上の外部 TLAC　（２）				
1	普通株式等 Tier1 資本の額　（イ）			
2	TLAC 調整項目適用前のその他 Tier1 資本の額　（ロ）			
3		子会社発行の TLAC 非適格その他 Tier1 資本の額（ハ）		
4		その他のその他 Tier1 資本に係る調整項目　（ニ）		
5	外部 TLAC 適格のその他 Tier1 資本の額（（ロ）－（ハ）－（ニ））（ホ）			
6	TLAC 調整項目適用前の Tier2 資本の額　（ヘ）			
7		残存期間が 1 年以上 5 年以下の Tier2 資本のうち、自己資本比率の算定上控除されている額　（ト）		
8		子会社発行の TLAC 非適格 Tier2 資本の額　（チ）		
9		その他の Tier2 資本に係る調整項目　（リ）		
10	外部 TLAC 適格の Tier2 資本の額（（ヘ）－（ト）－（チ）－（リ））（ヌ）			
11	自己資本比率規制上の外部 TLAC の額（（イ）＋（ホ）＋（ヌ））（ル）			
自己資本比率規制外の外部 TLAC　（３）				
12	その他外部 TLAC の額　（ヲ）			

13	特例外部 TLAC 調達手段（＝劣後性要件を除く全ての外部 TLAC 適格要件を満たすもの）の総額		
14	特例外部 TLAC 調達手段のうち、外部 TLAC への算入が認められている額		
15	TLAC 完全適用以前に資金調達ビークルによって発行された外部 TLAC		
16	資本再構築のための事前のコミットメント相当額 （ワ）		
17	調整項目適用前の自己資本比率規制外の外部 TLAC の額（（ヲ）＋（ワ）） （カ）		
自己資本比率規制外の外部 TLAC（調整項目） （４）			
18	外部 TLAC の額（調整前）（（ル）＋（カ）） （ヨ）		
19	破綻処理グループ間のエクスポージャー （タ）		
20	自己保有のその他 TLAC 負債の額 （レ）		
21	その他調整項目 （ソ）		
22	外部 TLAC の額（調整後）（（ヨ）－（タ）－（レ）－（ソ）） （ツ）		
リスク・アセットの額及び総エクスポージャー （５）			
23	リスク・アセットの額 （ネ）		
24	総エクスポージャーの額 （ナ）		
外部 TLAC 比率及び資本バッファー （６）			
25	資本バッファー勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率（（ツ）／（ネ））		
25a	リスク・アセットベース外部 TLAC 比率		
26	総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率（（ツ）／（ナ））		
27	連結資本バッファー比率		
28	最低連結資本バッファー比率		
29	うち、資本保全バッファー比率		

30		うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率		
31		うち、G-SIB/D-SIB バッファー比率		
日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率 （7）				
		総エクスポージャーの額 （ナ）		
		日本銀行に対する預け金の額		
		日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーの額 （ナ′）		
		日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率 （（ツ）／（ナ′））		

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行 TLAC 告示及び銀行持株会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面は、自金融機関が TLAC 規制対象銀行又は TLAC 規制対象銀行持株会社でない場合には、作成することを要しない。

b　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。

c　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

d　この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

（1）想定される処理方針について

自金融機関を含むグループ全体に係る想定される処理方針（SPE アプローチ又は MPE アプローチのいずれか）を記載した上、必要に応じて補足説明を記載すること。

（2）自己資本比率規制上の外部 TLAC

a　当期に係る別紙様式第五号の開示を行う場合には、項番 1「普通株式等 Tier1 資本の額」の項の額は同様式の項番 29「普通株式等 Tier1 資本の額」の項の額と、

項番 2「TLAC 調整項目適用前のその他 Tier1 資本の額」の項の額は同様式の項番 44「その他 Tier1 資本の額」の項の額と、項番 6「TLAC 調整項目適用前の Tier2 資本の額」の項の額は同様式の項番 58「Tier2 資本の額」の項の額と、それぞれ一致する。

b　項番 3「子会社発行の TLAC 非適格その他 Tier1 資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社が自金融機関以外の第三者に発行しているその他 Tier1 資本で、自金融機関の自己資本比率の算出に当たってその他 Tier1 資本の額に算入されている額を記載すること。

c　項番 4「その他のその他 Tier1 資本に係る調整項目」の項には、自己資本比率告示第六条第一項第一号から第三号まで又は持株自己資本比率告示第六条第一項第一号から第三号までに掲げる額のうち銀行 TLAC 告示第四条第一項第二号から第四号まで又は銀行持株会社 TLAC 告示第四条第一項第二号から第四号までに掲げる額に該当しないものの額及び自己資本比率告示第六条第一項第五号又は持株自己資本比率告示第六条第一項第五号に掲げるその他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額の合計額を記載すること。

d　項番 7「残存期間が 1 年以上 5 年以下の Tier2 資本のうち、自己資本比率の算定上控除されている額」の項には、Tier2 資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が一年以上五年以内であるものにつき、自己資本比率告示第七条第一項柱書ただし書又は持株自己資本比率告示第七条第一項柱書ただし書の規定による調整を行った後の額から当該調整を行う前の額を控除した額を負数で記載すること。

e　項番 8「子会社発行の TLAC 非適格 Tier2 資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社が自金融機関以外の第三者に発行している Tier2 資本で、自金融機関の自己資本比率の算出に当たって Tier2 資本の額に算入されている額を記載すること。

f　項番 9「その他の Tier2 資本に係る調整項目」の項には、自己資本比率告示第七条第一項第一号から第三号まで又は持株自己資本比率告示第七条第一項第一号から第三号までに掲げる額のうち銀行 TLAC 告示第四条第一項第五号から第七号まで又は銀行持株会社 TLAC 告示第四条第一項第五号から第七号までに掲げる額に該当しないものの額及び自己資本比率告示第七条第一項第五号又は持株自己資本比率告示第七条第一項第五号に掲げる Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額の合計額を記載すること。

（３）自己資本比率規制外の外部 TLAC

a　項番 12「その他外部 TLAC の額」の項には、その他外部 TLAC 調達手段の額の合計額を記載すること。

b　項番 16「資本再構築のための事前のコミットメント相当額」の項には、自金融機関が銀行 TLAC 告示第二条第二項の規定を適用して外部 TLAC 比率を算出している場合には同項に規定する額を、自金融機関が銀行持株会社 TLAC 告示第二条第二項の規定を適用して外部 TLAC 比率を算出している場合には同項に規定する額を、それぞれ記載すること。

（４）自己資本比率規制外の外部 TLAC（調整項目）

a　項番 19「破綻処理グループ間のエクスポージャー」の項には、自金融機関を含むグループに係る想定される処理方針が MPE アプローチである場合における銀行 TLAC 告示第四条第二項第五号又は銀行持株会社 TLAC 告示第四条第二項第五号に掲げる額の合計額を記載すること。

b　項番 20「自己保有のその他 TLAC 負債」の項には、銀行 TLAC 告示第四条第二項第四号又は銀行持株会社 TLAC 告示第四条第二項第四号に掲げる自己保有その他外部 TLAC 関連調達手段の額を記載すること。

c　項番 22「外部 TLAC の額（調整後）」の項の額は、当期に係る別紙様式第十六号の開示を行う場合には、同様式の項番１「外部 TLAC の額」の項の額と一致する。

（５）リスク・アセットの額及び総エクスポージャー

a　当期に係る別紙様式第十号の開示を行う場合には、項番 23「リスク・アセットの額」の項の額は同様式の項番４「リスク・アセットの額」の項の額と、項番 24「総エクスポージャーの額」の項の額は同様式の項番 13「総エクスポージャーの額」の項の額と、それぞれ一致する。

b　当期に係る別紙様式第十六号の開示を行う場合には、項番 23「リスク・アセットの額」の項の額は同様式の項番２「リスク・アセットの額」の項の額と、項番 24「総エクスポージャーの額」の項の額は同様式の項番４「総エクスポージャーの額」の項の額と、それぞれ一致する。

c　自金融機関を含むグループに係る想定される処理方針が SPE アプローチである場合において、当期に係る別紙様式第五号の開示を行うときは、項番 23「リスク・

アセットの額」の項の額は、同様式の項番 60「リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

（６）外部 TLAC 比率及び資本バッファー

a　当期に係る別紙様式第十六号の開示を行う場合には、項番 25a「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率は同様式の項番 3a「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率と、項番 26「総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率」の項の比率は同様式の項番５「総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

b　項番 25a「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項には、項番 25「資本バッファー勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率」から、項番 27「連結資本バッファー比率」と項番 28「最低連結資本バッファー比率」のいずれか小さい比率を控除して得られる比率を記載する。

c　項番 27「連結資本バッファー比率」の項の比率は、自己資本比率告示第七条の二第二項又は持株自己資本比率告示第七条の二第二項の規定により算出した資本バッファーに係る普通株式等 Tier1 資本の額を項番 23「リスク・アセットの額」の項の額で除して得られる比率を記載すること。なお、当期に係る別紙様式第五号の開示を行う場合には、同様式の項番 68「連結資本バッファー比率」の項の比率と一致し、当期に係る別紙様式第十号の開示を行う場合には、同様式の項番 12「連結資本バッファー比率」の項の比率と一致する。

d　当期に係る別紙様式第十号の開示を行う場合には、項番 28「最低連結資本バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 11「最低連結資本バッファー比率」の項の比率と、項番 29「うち、資本保全バッファー比率」の項の比率は同様式の項番８「資本保全バッファー比率」の項の比率と、項番 30「うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率は同様式の項番９「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率と、項番 31「うち、G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 10「G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

e　項番 28 から項番 31 までの項は、銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあっては、記載することを要しない。

（７）日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーベース外部 TLAC 比

率

a　レバレッジ比率告示第七条第六項又は持株レバレッジ比率告示第六条第六項の規定の適用があるときに限り、記載することとし、これらの規定の適用がない場合には、この項全体を削除することができる。

b　「日本銀行に対する預け金の額」の項には、レバレッジ比率告示第七条第六項又は持株レバレッジ比率告示第六条第六項の規定により、総エクスポージャーの額に算入しない日本銀行に対する預け金の額を記載する。

（第二面）

（単位：百万円）

TLAC２：内部 TLAC 等の債権者順位（主要子会社別）									
［主要子会社グループに含まれる子会社の名称］									
		債権者順位							合計
国際様式の該当番号	項目	1 最劣後	1 最劣後	（略）	…	（略）	n 最優先	n 最優先	
1	破綻処理対象法人が債権者か否か	✓	―				✓	―	
2	債権者順位に関する説明								
3	資本及び負債の合計（信用リスク削減手法勘案後）（イ）								
4	うち除外債務（ロ）								
5	資本及び負債の合計（除外債務控除後）（イ）－（ロ））								
6	うち内部 TLAC 適格のもの								
7	残存 1年以上2年未満								
8	残存 2年以上5年未満								

9				5 年以上 10 年未満							
10				10 年以上（永久債を除く）							
11				満期がないもの（永久債を含む）							

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行 TLAC 告示及び銀行持株会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面は、自金融機関が TLAC 規制対象銀行又は TLAC 規制対象銀行持株会社でない場合には、作成することを要しない。

b　この面は、自金融機関に係る主要子会社（外国に所在する子会社に対して当該外国において最低所要内部 TLAC 額に係る基準に準ずる基準が適用されている場合における当該子会社を含む。以下この面において同じ。）及び当該主要子会社に係る主要子会社グループに含まれる子会社ごとに記載することを要する。ただし、主要子会社の子会社であって、その他内部 TLAC 調達手段を発行していない子会社については、作成することを要しない。

c　この面において債権者順位とは、破産手続における法的な債権者順位をいう。普通株式に相当するものを「最劣後」の欄に記載し、その他内部 TLAC 調達手段のうち最も債権者順位が高いもの及びこれと同順位のものを「最優先」の欄に記載するものとする（したがって、その他内部 TLAC 調達手段よりも優先順位が高い負債については、記載することを要しない。）。

d　項番 2「債権者順位に関する説明」の項には、説明を任意の方法で記載すること。

e　項番 3「資本及び負債の合計（信用リスク削減手法勘案後）」の項には、自金融機関の主要子会社の資本及び負債の額（信用リスク削減手法を勘案した額とする。）を、債権者順位ごとに、その債権者（株主を含む。以下この面において同じ。）が自金融機関かそれ以外かに応じて、それぞれ記載すること。債権者たる当該主要子会社の親会社等が自金融機関の子会社等である場合には、自金融機関を債権者とみなして記載すること。

f　項番 6「うち内部 TLAC 適格のもの」の項には、銀行 TLAC 告示又は銀行持株会社 TLAC 告示の規定により内部 TLAC に係る基礎項目の額に算入可能なものの額を、債権者順位ごとに、その債権者が自金融機関かそれ以外かに応じて、それぞれ記載すること。債権者たる当該主要子会社の親会社等が自金融機関の子会社等である場合には、自金融機関を債権者とみなして記載すること。

g　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。

h　この面に記載する額は、額面価額とし、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第三面）

（単位：百万円）

TLAC３：外部 TLAC 等の債権者順位								
		債権者順位						合計
国際様式の該当番号	項目	1 最劣後	2	（略）	…	（略）	n 最優先	
1	債権者の優先順位に関する説明							
2	資本及び負債の合計（信用リスク削減手法勘案後）（イ）							
3	うち除外債務（ロ）							
4	資本及び負債の合計（除外債務控除後）（（イ）－（ロ））							
5	うち外部 TLAC 適格のもの							
6	残存期間：1 年以上 2 年未満							
7	残存期間：2 年以上 5 年未満							
8	残存期間：5 年以上 10 年未満							
9	残存期間：10 年以上（永久債を除く）							
10	残存期間：満期がないもの（永久債を含む）							

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行 TLAC 告示及び銀行持株会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面は、自金融機関が TLAC 規制対象銀行又は TLAC 規制対象銀行持株会社でない場合には、作成することを要しない。

b　この面において債権者順位とは、破産手続における法的な債権者順位をいう。普通株式に相当するものを「最劣後」の欄に記載し、その他外部 TLAC 調達手段のうち最も債権者順位が高いもの及びこれと同順位のものを「最優先」の欄に記載するものとする（したがって、その他外部 TLAC 調達手段よりも優先順位が高い負債については、記載することを要しない。）。

c　項番 1「債権者順位に関する説明」の項には、説明を任意の方法で記載すること。

d　項番 2「資本及び負債の合計（信用リスク削減手法勘案後）」の項には、自金融機関が外部に発行している資本及び負債の額（信用リスク削減手法を勘案した額とする。）を、債権者順位ごとにそれぞれ記載すること。

e　項番 5「うち外部 TLAC 適格のもの」の項には、銀行 TLAC 告示又は銀行持株会社 TLAC 告示の規定により外部 TLAC に係る基礎項目の額に算入可能なものの額を記載すること。

f　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。

g　この面に記載する額は、額面価額とし、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（別紙様式第十六号）

（単位：百万円、％）

KM２：主要な指標（TLAC 要件）						
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半期末	前四半期末	前々四半期末	ハの前四半期末	ニの前四半期末
1	外部 TLAC の額					
2	リスク・アセットの額					
3	資本バッファー勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率					
3a	リスク・アセットベース外部 TLAC 比率					
4	総エクスポージャーの額					
5	総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率					
6a	法令の規定に基づいて除外債務がベイルインの対象から除外される法域か否か					
6b	特例外部 TLAC 調達手段が認められる法域か否か					
6c	特例外部 TLAC 調達手段のうちその他外部 TLAC 調達手段に相当するとして認められているものが占める割合					

（注）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この様式は、自金融機関が TLAC 規制対象銀行又は TLAC 規制対象銀行持株会社でない場合には、作成することを要しない。

b　項番１「外部 TLAC の額」の項の額は、当期に係る別紙様式第十五号第一面の開示を

行う場合には、同面の項番 22「外部 TLAC の額（調整後）」の項の額（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の額）と一致する。

c　項番２「リスク・アセットの額」の項の額は、当期に係る別紙様式第十五号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 23「リスク・アセットの額」の項の額（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の額）と一致する。

d　項番３「資本バッファー勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率は、当期に係る別紙様式第十五号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 25「資本バッファー勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の比率）と一致する。

e　項番 3a「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率は、当期に係る別紙様式第十五号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 25a「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の比率）と一致する。

f　項番４「総エクスポージャーの額」の項の額は、当期に係る別紙様式第十五号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 24「総エクスポージャーの額」の項の額（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の額）と一致する。

g　項番５「総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率」の項の比率は、当期に係る別紙様式第十五号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 26「総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率」の項の比率（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の比率）と一致する。

h　この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。

i　この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

j　この様式に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。